# 古代東国における墳墓の展開とその背景

仲山　英樹

1．はじめに
2．検討の視点
3．学説史の総括
4．文献史料による火葬の検討
5．文献史料による庶民の喪葬
6．墳墓確認遺跡の検討
7．古墳時代からの墓制の展開
8．墳墓確認遺跡の性格とその被葬者像
9．検討の総括と今後の課題（**論文要旨**）

## 1．はじめに

映画『マルサの女』等で近年監督としても著名な、伊丹十三の初の監督作品である映画『お葬式』が公開され大ヒットを記録したのは1984年のことであった。『お葬式』は、主人公の義父の死とその葬儀の様子をユーモアとアイロニーとをおり混ぜながら描いたものである。そうした映画からも窺えることではあるが、死者の葬儀や埋葬の仕方などには程度の差こそあれ、その時代の人々の行動様式や意識といった文化の様相が反映されている。また、葬儀の様相からは、その社会の政治的状況さえも窺える場合がある。その端的な例は、89年１月の昭和天皇の死去による「大葬の礼」にみることが出来る。89年１月以降、「陵」墓を中心とする墓制や葬制の研究が数多くみられたのも[(1)]、国家的規模で大々的に実施された「大葬」に触発された部分が少なくなかったと思われる。筆者も、関東地方において火葬墓など墓坑が検出された遺跡の検討を試みた[(2)]。その他、脳死をめぐる認識について、日本人の遺骸観が影響しているとする議論や、都市部における深刻な墓地不足、といった様々な問題が存在している。そうした今日の社会の抱える問題点を解決していくうえでも、これまでの日本の社会が辿ってきた喪葬の歴史を明らかにしていくことは、すこぶる現代的な課題であるといえよう。ここでは、前回の拙稿を踏まえ、奈良・平安時代の墳墓の様相について、再び検討を試みたい。

## 2．検討の視点

関東地方を中心とする東国での奈良・平安時代に於ける墓制の研究は、主に、火葬墓の研究がその中心に置かれてきた。特に、火葬骨蔵器をめぐる論稿や資料紹介がその大部分を占めて

| | | |
|---|---|---|
| 秋田県 | 1 | 湯ノ沢F遺跡 |
| 宮城県 | 2 | 新谷地北遺跡 |
| 福島県 | 3 | 阿弥陀壇遺跡 |
| | 4 | 兎喰遺跡 |
| | 5 | 谷地前C遺跡 |
| 茨城県 | 6 | 赤塚遺跡 |
| | 7 | 鹿の子C遺跡 |
| | 8 | 八幡脇遺跡 |
| 栃木県 | 9 | 二ノ谷遺跡 |
| | 10 | 三ノ谷東遺跡 |
| 群馬県 | 11 | 下佐野遺跡 |
| 埼玉県 | 12 | 児沢北遺跡 |
| | 13 | 揚櫨木遺跡 |
| | 14 | 叺原遺跡 |
| 東京都 | 15 | 下山遺跡 |
| | 16 | 神明上遺跡 |
| | 17 | 宇津木台遺跡群 |
| 神奈川県 | 18 | 坂東谷遺跡 |
| | 19 | 潮見台遺跡 |
| | 20 | 細山代官山遺跡 |
| | 21 | 寅ケ谷遺跡 |
| | 22 | 東方第7遺跡 |
| | 23 | 受地だいやま遺跡 |
| 千葉県 | 24 | 布佐・余間戸遺跡 |
| | 25 | 本郷台遺跡 |
| | 26 | 北谷津I遺跡 |
| | 27 | 大作遺跡 |
| | 28 | 竜角寺ニュータウン遺跡群 |
| | 29 | あじき台遺跡 |
| | 30 | 多古工業団地内遺跡群 |
| | 31 | 岩坂大台遺跡 |
| | 32 | 苗見作遺跡 |
| 大阪府 | 33 | 田辺古墳群 |
| | 34 | 高井田墳墓群 |
| | 35 | 墓尾古墳群 |
| | 36 | 宮田遺跡 |
| 福岡県 | 37 | 三沢古墳群 |
| | 38 | 宮ノ本遺跡 |

第1表　検討対象遺跡一覧表

きた。そうした研究は、骨蔵器の集成など研究の基礎を形作るものではあったものの、骨蔵器の分布論や被葬者像の単なる推測等の域を大きく越えるものは少なかった。

その一方、考古学的な調査を経た資料を中心として扱い、火葬墓の分布論や造墓の性格・背景等に言及した論稿もみられるようになってきた。[3] そうした研究は、当該期の墓制を仏教思想との関連でのみ考究してきた従来の研究からは提起し得ない様々な論点を提出するに至っている。

また、現在までに明かにされてきた古代東国の墓制は、火葬による骨蔵器・石櫃、土葬による土坑（葬）墓などがみられる。その内、火葬墓については、骨蔵器の研究を中心に行われてきたのは既述の通りであるが、土坑墓の研究は、その資料の非顕在性もあって、極めて低調であった。

第１図　検討対象遺跡位置図

そこで、最初に触れた拙稿[4]では、考古学的調査で墓域の構成がある程度窺える資料から、墓域の中の火葬墓・土坑墓といった構成の様相を追及した。そして、そうした作業から、**①墓域のなかにはその構成にいくつかのタイプがあり、②その構成にはその墓域の性格が表出していること、③墓域の構造はそれを営んだ集団の推定に役立つこと、等が考えられた。また、④単に火葬が全国的に広く普及していたという言い方では、当該期の墓制は説明がつかないこと、**

⑤それよりも地域や階層ごとの各々の墓制・葬法を具体的に追及していくことが有意義であること、⑥墓坑から出土した人骨の形質人類学的調査は墓制の検討には有効であるが、それを活用するためには出土した墓域の中での検討を前提としなければならないこと、等が理解された。そうした論点は、極めて常識的との謗りを免れ得ないものではあるが、基本的な視点として確認しておきたい。

なお、小稿は長大なものとなってしまったため、第9章に検討の要旨をまとめておいたので、参照されたい。

## 3．学説史の総括

まず、検討にはいる前に、従来の学説のうち拙稿にとって示唆的である論稿の一部について、簡単に触れておくこととする。

火葬墓等墳墓に関する論稿は膨大なものがあり、その総括が容易ではない要因の一つとなっている。墳墓の研究のうち、特に盛んであった火葬墓の研究は、前述した如く、骨蔵器の形態の分類やその分布論が主流であった。その膨大な研究の成果については、1974年、石村喜英氏が纏められている（石村1974）。

80年、村田文夫・増子章二両氏は、川崎市域の骨蔵器の検討から、注目される論点を提起されている（村田・増子1980）。それは、①火葬墓は群として墓域を構成すること、②人骨鑑定の結果を重視し、その被葬者層は官人などに限定されず、中には家族墓的なものがあること、③濃密に分布する火葬墓の背景として渡来人などの入植の可能性があること、等である。なお、両氏はその後、90～91年に、古代火葬骨蔵器の研究を発展され、川崎市域の事例から再度考察されている（村田・増子1990、同1991）。それは、群在している火葬墓群は、①渡来系氏族や官人を背景として成立し、②その立地には風水思想の影響がみられるとした。また、墓誌ないし買地券と考えられる鉄板について集成・検討されている他、火葬墓と集落遺跡との関係について言及されている。

83～90年にかけて、長谷川厚氏は3度にわたって論稿を発表されている（長谷川1983、同1987、同1990）。それは、南武蔵及び相模地域を検討対象として取り上げ、①火葬墓の群としての存在の中での系譜を重視して分析すること、②古墳時代の喪葬のあり方が、律令制的イデオロギーの浸透する過程で変質して新しい墳墓の制に移行すること、③墳墓の地域的様相の差異は、古墳時代の墳墓のあり方の違いに起因しており、継続して営まれる墳墓にも影響が大きい、などの視点を提示された。そして、④8世紀前半に畿内的火葬墓を受容し、9世紀代に「展開期」の火葬墓を営む集団を渡来人的集団と推定され、⑤火葬墓はごく限られた優位な集団にのみ営まれたものとされた。

| | | |
|---|---|---|
| 1974 | 石村喜英 | 「火葬墓」『考古学ジャーナル』100　ニューサイエンス社 |
| 1975 | 石田茂作他 | 『墳墓』新版仏教考古学講座7　雄山閣 |
| 1975 | 森　浩一他 | 『墓地』　社会思想社 |
| 1978 | 岡野慶隆 | 「奈良時代における氏墓の成立と実態」『古代研究』16　元興寺文化財研究所 |
| 1980 | 黒崎　直 | 「近畿における8・9世紀の墳墓」『研究論集』6　奈良国立文化財研究所 |
| 1980 | 村田文夫<br>増子障二 | 「南武蔵における古代火葬骨蔵器の一様相」『川崎市文化財調査集録』15 |
| 1983 | 長谷川厚 | 「歴史時代墳墓の成立と展開（1）」『古代』75・76　早稲田大学考古学会 |
| 1985 | 橋口定志 | 「平安期火葬墓の性格について」『生活と文化』1　豊島区郷土資料館 |
| 1985 | 田中新史 | 「古墳時代終末期の地域色」『古代探叢Ⅱ』　早稲田大学考古学会 |
| 1986 | 小林　克 | 「平安時代火葬墓の性格とその背景」『史叢』37　日本大学史学会 |
| 1987 | 長谷川厚 | 「歴史時代墳墓の成立と展開（2）」『古代』84　早稲田大学考古学会 |
| 1988 | 花田勝広 | 「律令制の確立にみる葬地の変革」『信濃』40－4　信濃史学会 |
| 1990 | 長谷川厚 | 「歴史時代墳墓の成立と展開（3）」『古代』88　早稲田大学考古学会 |
| 1990 | 村田文夫<br>増子障二 | 「南武蔵における古代火葬骨蔵器の基礎的研究（上）」<br>川崎市民ミュージアム　『川崎市民ミュージアム紀要』2 |
| 1990 | 大石雅章 | 「平安期における陵墓の変遷」『日本古代葬制の考古学的研究』　大阪大学 |
| 1990 | 西口陽一 | 「畿内の群集土坑墓」『考古学研究』145　考古学研究会 |
| 1991 | 村田文夫<br>増子障二 | 「南武蔵における古代火葬骨蔵器の基礎的研究（下）」<br>川崎市民ミュージアム　『川崎市民ミュージアム紀要』3 |

第2表　墳墓検討の主要論稿一覧表

85年、橋口定志氏（橋口1985）・86年、小林克氏（小林1986）は、火葬墓の占地形態を問題とされ、①平安期の台地上に営まれた火葬墓について、土地領有の方策としての墓域の設定という位置づけを提示された。また、②火葬墓を営む集団は在地の有力な家族共同体であるとされ、③川崎市域の群在する火葬墓の被葬者層については在庁官人層・渡来系氏族との関連を想定された。ここで注目される視点は、火葬墓の被葬者層の性格が、火葬墓の状況の違いに表出するとされた点である。

**土坑墓**の研究では、地下式系土坑墓を扱ったものを除けば、あまり多くはない。

86年、笹生衛氏（笹生1986）、91年、青木豊・山本哲也両氏（青木・山本1991）は各々、和鏡の出土する土坑墓について論じられている。また、宇佐美義春氏は、千葉県下の土坑墓の検討に着手されている（宇佐美1991）。

以上、主として関東地方に関する論稿を挙げたので、次に**畿内**を中心とした論稿を挙げる。

黒崎直氏は、近畿の8～9世紀代の木棺墓の検討に端を発し、喪葬史料の検討とも併せて、

火葬・土葬の変遷を追及された（黒崎1980）。黒崎氏は、①8世紀代以降、火葬が必ずしも普遍化せず、当時の天皇や貴族層は「一種の流行ともいえる墓制の変転に左右され」、「土葬と火葬との狭間で、振幅をくりかえしていた」ことを示された。そして、②「8世紀にみられる火葬の急速な普及が、必ずしも仏教思想の深い理解を伴っていたのではなく、むしろ天皇を頂点とする官僚機構に与する貴族層が、天皇喪葬を範として火葬墓を造営したにすぎないようにも思われる」と理解された。また、③一般の民衆墓についても、「一貫して本来的葬法たる土葬（土壙墓）によっていたものと思われる」と言及されている。

②の火葬墓すなわち仏教ではないことや、①土葬と火葬との変転をくりかえしていた貴族の葬制と、③一貫して本来的葬法たる土葬による庶民という対比、同じく①の天皇の喪葬は古代にあっても全く一貫したものではなかったこと、など重要な論点が多く、本稿に於いても継承するものである。

西口陽一氏は、古墳時代から奈良時代にかけての群集している土坑墓を検討され、疫病との関連を推定された上で、庶民の墓であると位置づけられている（西口1990）。花田勝広氏は、群集墳と火葬墓群を同一氏族墓の変遷という視点から検討されている（花田1988）。また、森本徹氏は、群集墳の中に「焼土坑」が検出される事例を検討されている（森本1991）。

次に、**文献史料**の検討による論稿では、以下のものに学ぶところが大きかった。

75年、田中久夫氏は、平安時代の畿内を中心に貴族や庶民の墓制について纏められている（田中1975）。78年、岡野慶隆氏は、史料の検討を中心に据え、墓制に於ける階層性を指摘され、氏墓の成立を論じられている（岡野1978）。特に、「墓」・「葬埋」・「陵」等の喪葬に於ける序列について、『喪葬令』等から推定されている。また、庶民の喪葬については、葬地に対する規制のあり方などから、言及されている。

近年では、天皇や貴族の喪葬について言及したものが、1章で触れたようにみられる。90年、大石雅章氏は天皇の喪葬を中心にして喪葬と仏教との関わりを検討されている（大石1990）。特に、仏教的色彩を排除した天皇の喪葬は、近代～現代特有のもので、現代の天皇の喪葬を古来一貫した伝統的なものと唱道することの欺瞞性を指摘された点に注目しておきたい。堅田修氏は火葬以外の葬法について、貴族の例について検討されている（堅田1991）。その他、天皇・貴族の喪葬に言及されたものでは、喪葬の史料から被葬者の入墓規定から親族組織を推定したり、墳墓に対する祖先祭祀の一環である「荷前」から、当時の官職などの継承原理を想定するものがある。[5]

以上、挙げた論稿は、その対象が主として天皇・貴族であった。次に、**庶民の喪葬**について検討されたものを拾い出してみた。

庶民の喪葬については、都城周辺の葬地の検討から言及されたものが多い。70年、森浩一氏

は古墳時代の群集墳への理解のため、古墳時代以降の都城周辺の葬地のあり方を検討されている（森浩1970）。そして、墓地の変遷には、国家権力による干渉が認められるとして、土地制度と葬地との関わりについて論じられた。76年、和田萃氏は、「喪葬令」皇都条の検討に際して、庶民の葬地について言及されている（和田1976）。その他、和田氏は、69年に天皇喪葬への火葬の導入について論じられているが、その中で、「賦役令・軍防令」等にみえる庶民の火葬について述べられている（和田1969）。そこでは、「火葬は従来の死生観を根底から覆すもので」、「民間から広まった可能性は薄い」とされている。

その他、79年、宇野隆夫氏の京都周辺域の葬地の検討（宇野1979）や81年の五十川伸矢氏の平安京～中世京都の墓制の検討 （五十川1981）、木下密運氏の纏められたもの（木下1986）が挙げられる。

以上、ごく簡単に各論稿について触れてみた。この他にも、優れた概説書等が多数存在し、言及できなかったものが余りにも多い。また、各遺跡の事例及び報告において展開された考察については触れることが出来なかった。各遺跡の例については、その考察も含めて遺跡の検討に於て触れたい。

**さて、概観した先学の研究から、改めて小稿で提起される課題を挙げておくと以下の通りである。それは、①奈良時代や平安時代に火葬が普及していたといえるのか、土坑墓などの検討と併せてその点を確認すること②火葬墓など墓坑の確認された遺跡では被葬者の性格を墓域の様相に窺うことが可能な点から、その墓域を形成した集団やその造墓の背景を想定すること③長谷川氏の指摘されるように、古墳時代の墳墓のあり方がその後の時代の墳墓に与えた影響が少なくない。従って、古墳時代の墳墓、特に群集墳などと後代の墳墓との関連を追及すること、等の諸点である。**

それでは、先学の成果に導かれつつ、最初に、火葬という葬法の位置づけについて、主として文献史料から、改めて確認することから始めたい。

なお、小稿では、「葬法（制）」という語句は火葬・土葬といった遺骸の処理の方法などについて、「墓制」はそうしたものに加えて埋葬される墓などをも含めた意味あいで使用する。また、「喪葬」は葬送をめぐる行為を包括的に含めたものとしておく。また、喪葬には、死者の生前の社会的位置に加えて、喪葬を執り行う人物の社会的な位置、あるいは両者の精神的な面がある程度の割合を占めていることも予想されよう。しかし、ある社会のなかでの喪葬は、決してその時代の規制から自由なものではありえず、程度の差こそあれ、その点は現代といえども同じである。また、喪葬が社会の中で占めている位置が大きければ大きいほど、その規範の度合いは強まると予想される。ここで対象としている古代の社会がどのような構造であったのかという点は、大きな課題ではある。しかし、少なくとも、古代の喪葬が社会の中に於て、個人

の意志といった精神的な面に左右される部分が極端に大きかったものとは考えにくい。さらに、実際の問題として、個人的な意志といった側面を追及することはきわめて困難である側面も否定できない。従って、ここでは、故人ないしは喪葬執行者の個人的な意志といったものを、特に考慮することはしない。

## 4．文献史料による火葬の検討

奈良時代以前の遺骸処理の方法は、例外的なもの[6]を除いては、大部分が土葬によっていた。そうした伝統からすれば、和田氏の指摘されるように（和田1969）、火葬は「従来の死生観を根底から覆すもの」であり、「民間から広まった可能性は薄い」という点は充分考えられる。

一方、各地で発見される当該期の火葬墓の存在からは、火葬が比較的広範囲に分布していたことが窺えるにしても[7]、火葬がどの程度普及していたのかという点については推測の域をでない。従って、当該期の社会での墓制全体の中に於ける火葬の位置づけを明確にしないことには、全国的に火葬が普及していたかどうかは不明のままである。

ところで、当該期に於ける墓の総てを考古学的に把握することは、現状では著しく困難なことである。例えば、間壁葭子氏が以下のように指摘されている[8]。

奈良・平安時代の墳墓として捉えられるものはほとんどが火葬墓である。その数は古墳時代後期の群集墳と比べれば、著しく少なく、「大多数の当時の墳墓は、確認し難い状況の土葬であった」ことが予想される。そのことはまた、「火葬を採用した者の特殊性を」思わせるものである。しかし、古代以降、都市化の進んでいた地域とそれ以外の地域では墳墓が均等に発見されているとは限らないなどの問題点もあり、偶然に発見されることも少なくない火葬墓の数を現行の県別単位で比較することには障害が多い。従って、「古墳の場合などにくらべ、奈良・平安期墳墓数の示す実体が何であるか推定するには、あまりに不確定な要素が多過ぎる面があるといえるだろう」。

間壁氏の指摘される問題点は、前述した土坑墓の非顕在性という点と併せて、小稿においても全面的に認めるもので、それを克服する有効な手段を現状では、見いだせない。従って、次善の策として、最初に文献史料の検討を通じて、火葬の位置づけという課題について検討することから始めることとしたい。

最初に、天皇・貴族の喪葬について概観しておく。既述の通り、天皇・貴族の葬法がその総てを火葬によっていたものではないことは、先学の指摘されているところである。そこで、そうした業績に導かれつつ、天皇・貴族において火葬が比較的普及する時期を確認しておきたい。

天皇・貴族の喪葬の様相が具体的に窺える史料から主なものを拾い出し、具体的に火葬か土葬かといった葬法が窺える部分を抜き出したものが第３・４表である。第３表は天皇及び皇后

等、第4表は史料にみえる貴族の例である。両者の区分は大まかなものである。天皇などの第3表では、主として8世紀から12世紀代までのあいだから拾い出し、参考として、13世紀以降の例をいくつか挙げておいた。貴族の第4表では、8世紀から12世紀代をその対象とした。

**天皇**の喪葬では、700年（文武3）「天下火葬従比而始也」と『続日本紀』に記された僧道昭の火葬以降[9]、最初に火葬されるのは703年（大宝3）の持統天皇である。以降、721年元明、748年元正、754年皇太后宮子と火葬が続いて行われている。これに対し、756年（天平勝宝8）の聖武天皇では「火葬」ではなく「奉葬太上天皇」と記されており、土葬を想定させるものである。またその後、聖武以降、760年皇太后光明、770年称徳、781年光仁、789年皇太后高野新笠、790年桓武皇后乙牟漏、806年桓武、824年平城と、「奉葬」ないし「葬」という記載が続いている[10]。

黒崎氏は、喪葬の期間や誄儀礼の有無などから、光仁～桓武の喪葬が火葬によった元明・元正の例とは明かに異なるとされ、土葬とされている（黒崎1980）。また、聖武から称徳の3例も喪葬の内容が桓武例に近いことから、同じく土葬とされている。氏の指摘通り、喪葬の内容が異なることからすれば、葬法の別として「火葬」と「奉葬」・「葬」といった記載は区別して捉えるべきであり、聖武以降桓武まで土葬が行われたと理解されよう（平城については、火葬された淳和との関連を黒崎氏は想定されている）。

一方、次の840年（承和7）の淳和では、「奉葬後太上天皇」の後に「御骨碎粉奉散」とみえることから[11]、火葬によったものとわかる。しかし、続く842年嵯峨、850年仁明、同年嵯峨皇太后嘉智子、858年文徳、864年仁明女御貞子、871年仁明皇太后順子[12]は、いずれも「葬」ないし「奉葬」であり、土葬である。次の879年（元慶3）の淳和皇太后正子、880年（元慶4）の清和は「顧命火葬」及び「遺詔火葬」・「奉葬太上天皇」などとみえていて、火葬と知ることが出来る。火葬・土葬のいずれにせよ、嵯峨以降、誄儀礼を伴わない薄葬を基調とするものであることが指適されている。

以上のように、天皇の火葬は、持統以降に定着せず、むしろ桓武の例など土葬による場合が少なくなかったことが理解される。もっとも、清和天皇のように、遺詔に「火葬」とみえながらその後に「奉葬」と記載される例もあり、一概に「葬」または「奉葬」が土葬を意味するものとは限定できない。しかし、火葬が定着することで史料に「火葬」の字句が表れなくなることはなさそうであり、火葬・土葬の別を史料上から峻別することは、ある程度は可能であろう。その点についてはむしろ、複数の史料から喪葬の様子を検討できる六国史以降の例や貴族など他の史料による例から窺うことができよう。「葬」と「火葬」の別については、貴族の諸例の検討に於て改めて触れることとして、続けて、六国史以降の天皇・皇后の例をみてみよう。

887年光孝[13]、900年光孝皇后班子、930年醍醐は「葬」ないし「奉葬」といった記載から、土葬

## 第3表　天皇・皇后等喪葬史料一覧

| 被葬者 | 没年月日 | | | 葬年月日 | | | 記載 | 葬法 | 出典 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 持統　天皇 | 702（大宝2） | 12 | 22 | 703 | 12 | 17 | 「火葬於飛鳥岡」 | 火葬 | 『続日本紀』 |
| | | | | | 12 | 16 | | | |
| 文武　天皇 | 707（慶雲4） | 6 | 15 | 707 | 11 | 12 | 「火葬於飛鳥岡」 | 火葬 | 『続日本紀』 |
| | | | | | 11 | 20 | | | |
| 元明　天皇 | 721（養老5） | 12 | 7 | 721 | 12 | 13 | 「造竈火葬」 | 火葬 | 『続日本紀』 |
| 元正　天皇 | 748（天平20） | 4 | 21 | 748 | 4 | 28 | 「火葬太上天皇」 | 火葬 | 『続日本紀』 |
| 文武妃宮子 | 754（天平勝宝6） | 7 | 19 | 754 | 8 | 4 | 「火葬於佐保山陵」 | 火葬 | 『続日本紀』 |
| 聖武　天皇 | 756（天平勝宝8） | 5 | 2 | 756 | 5 | 19 | 「奉葬太上天皇於佐保山陵」 | 土葬か | 『続日本紀』 |
| 聖武后光明 | 760（天平宝字4） | 6 | 7 | 760 | 6 | 17 | 「葬仁正皇太后於－略－佐保山」 | 土葬か | 『続日本紀』 |
| 称徳　天皇 | 770（宝亀元） | 8 | 4 | 770 | 8 | 17 | 「葬高野天皇於－略－高野山陵」 | 土葬か | 『続日本紀』 |
| 光仁　天皇 | 781（天応元） | 12 | 23 | 782 | 1 | 7 | 「葬於廣岡山陵」 | 土葬か | 『続日本紀』 |
| 皇太后<br>高野新笠 | 789（延暦8） | 12 | 28 | 790 | 1 | 15 | 「葬於大枝山陵」 | 土葬か | 『続日本紀』 |
| 桓武皇后<br>乙牟漏 | 790（延暦9）閏 | 3 | 10 | 790閏 | 3 | 28 | 「葬於長岡山陵」 | 土葬か | 『続日本紀』 |
| 桓武　天皇 | 806（大同元） | 3 | 17 | 806 | 4 | 7 | 「葬於山城国紀伊郡柏原山陵」 | 土葬か | 『日本後紀』 |
| 平城　上皇 | 824（天長元） | 7 | 7 | 824 | 7 | 12 | 「葬楊梅陵」 | 土葬か | 『日本紀略』 |
| 淳和　上皇 | 840（承和7） | 5 | 8 | 840 | 5 | 13 | 「奉葬後太上天皇於－略－御骨 | 火葬 | 『続日本後紀』 |
| | | | | | | | 碎粉奉散－略」 | | |
| 嵯峨　上皇 | 842（承和9） | 7 | 15 | 842 | 7 | 12 | 「葬者蔵也－略－棺槨繞以松炭」 | 土葬か | 『続日本後紀』 |
| 仁明　天皇 | 850（嘉祥3） | 3 | 21 | 850 | 3 | 25 | 「奉葬天皇於－略－遺制薄葬」 | 土葬か | 『続日本後紀』 |
| 嵯峨皇太后<br>嘉智子 | 850（嘉祥3） | 5 | 4 | 850 | 5 | 5 | 「葬太皇太后于深谷山遺令薄葬」 | 土葬か | 『文徳実録』 |
| 文徳　天皇 | 858（天安2） | 8 | 27 | 858 | 9 | 6 | 「葬文徳天皇於真原山陵」 | 土葬か | 『文徳・三代』 |
| 仁明女御<br>貞子 | 864（貞観6） | 8 | 3 | 864 | | | 「葬深草山陵兆域之内」 | 土葬か | 『三代実録』 |
| 仁明皇太后<br>順子 | 871（貞観13） | 9 | 28 | 871 | 10 | 5 | 「葬於－略－山陵」 | 土葬か | 『三代実録』 |
| 淳和皇太后<br>正子 | 879（元慶3） | 3 | 23 | 879 | 3 | 25 | 「顧命火葬不置山陵」 | 火葬 | 『三代実録』 |
| 清和　天皇 | 880（元慶4） | 12 | 4 | 880 | 12 | 7 | 「遺詔火葬中野」 | 火葬 | 『三代実録』 |
| | | | | | | | 「奉葬太上天皇－略－奉置御骸」 | | |
| 光孝　天皇 | 887（仁和3） | 8 | 26 | 887 | 9 | 2 | 「葬光孝天皇於小松山陵」 | 土葬か | 『日本紀略』 |
| 光孝后班子 | 900（昌泰3） | 4 | 1 | 900 | 4 | 4 | 「奉葬先大后於葛野郡頭陀寺辺」 | 火葬か | 『日本紀略』 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 醍醐　上皇 | 930（延長８） | 9 | 29 | 930 | 10 | 10 | 「奉葬大行皇帝於ー略ー山科陵」 | 土葬 | 『日本紀略』 |
| | | | | | | | 「御穴内ー略ー其後復土事、」 | | 『西宮記』 |
| 宇多　法皇 | 931（承平元） | 7 | 19 | 931 | 8 | 5 | 「火葬ー略ー遺詔不造山陵」 | 火葬 | 『扶桑略記』 |
| 陽成　法皇 | 949（天暦３） | 9 | 29 | 949 | 10 | 3 | 「奉葬陽成院ー略」 | 土葬ヵ | 『日本紀略』 |
| 朱雀　法皇 | 952（天暦６） | 8 | 15 | 952 | 8 | 20 | 「葬愛宕山置御骨於ー略」 | 火葬 | 『扶桑略記』 |
| 醍醐皇后<br>穩子 | 954（天暦８） | 1 | 10 | | | | 「故皇太后ヲ鳥戸山ニ火葬シ」 | 火葬 | 『師守記』 |
| 村上皇后<br>安子 | 964（康保元） | 4 | 29 | 964 | 5 | 7 | 「奉葬皇后」 | 火葬ヵ | 『日本紀略』 |
| 村上　天皇 | 967（康保４） | 5 | 25 | 967 | 6 | 4 | 「先皇御入棺」 | 土葬 | 『日本紀略』 |
| | | | | | | | 「奉葬大行皇帝於村上山陵」 | | |
| 円融皇后<br>藤原　媞子 | 979（天元２） | 6 | 3 | 979 | 6 | 7 | 「葬送依例」 | 火葬ヵ | 『日本紀略』 |
| 円融　法皇 | 991（正暦２） | 2 | 12 | 991 | 2 | 19 | 「葬太上法皇於ー略ー置御骨於」 | 火葬 | 『日本紀略』 |
| 冷泉皇后<br>昌子内親王 | 999（長保元） | 12 | 1 | 999 | 12 | 5 | 「亦不可用火葬者」 | 土葬 | 『権　記』 |
| 一条皇后<br>定子 | 1000（長保２） | 12 | 15 | 1000 | 12 | 27 | 「例の作法にてはあらで」「霊屋」 | 土葬 | 『栄華物語』 |
| | | | | | | | 「奉葬皇后宮」 | | 『日本紀略』 |
| 円融女御<br>詮子 | 1001（長保３）閏 | 12 | 22 | 1001 | 12 | 24 | 「殿御骨懸けさせ給て」 | 火葬 | 『栄華物語』 |
| | | | | | | | 「奉葬鳥部野」 | | 『日本紀略』 |
| 花山　法皇 | 1008（寛弘５） | 2 | 8 | 1008 | 2 | 17 | 「奉葬華山法皇」 | 火葬ヵ | 『日本紀略』 |
| 一条　法皇 | 1011（寛弘８） | 6 | 22 | 1011 | 7 | 8 | 「奉葬ー略ー持御骨」 | 火葬 | 『日本紀略』 |
| | | | | | | | 「はかなき雲霧」「御骨ー略ー取らせ給て」 | | 『栄華物語』 |
| | | | | | | | 「焼遺骨ー略ー投之流水」 | | 『権　記』 |
| 冷泉　上皇 | 1011（寛弘８） | 10 | 24 | 1011 | 11 | 16 | 「奉火葬太上天皇」 | 火葬 | 『日本紀略』 |
| 三条　天皇 | 1017（寛仁元） | 5 | 9 | 1017 | 5 | 12 | 「奉葬三条院」 | 火葬 | 『日本紀略』 |
| | | | | | | | 「同じ煙とならせ給ふ」 | | 『栄華物語』 |
| 三条皇后<br>娍子 | 1025（万寿２） | 3 | 25 | 1025 | 4 | 14 | 「檜皮葺の屋」 | 土葬 | 『栄華物語』 |
| | | | | | | | 「作玉屋奉殯喪皇后宮」 | | 『左経記』 |
| 三条中宮<br>妍子 | 1027（万寿４） | 9 | 16 | 1027 | 9 | 17 | 「煙にて上らせ給ふ」 | 火葬 | 『栄華物語』 |
| 後一条天皇 | 1036（長元９） | 4 | 17 | 1036 | 5 | 19 | 「奉火葬浄土寺西原」 | 火葬 | 『日本紀略』 |
| 後朱雀法皇 | 1045（寛徳２） | 1 | 18 | 1045 | 2 | 21 | 「葬高隆寺乾原置御骨」 | 火葬 | 『扶桑略記』 |
| 後冷泉天皇 | 1068（治暦４） | 4 | 19 | 1068 | 5 | 5 | 「葬船岳西野安御骨於」 | 火葬 | 『扶桑略記』 |
| 後三条上皇 | 1073（延久５） | 5 | 7 | 1073 | 5 | 17 | 「葬神楽岡南麓」 | 土葬ヵ | 『百錬抄』 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 堀河　天皇 | 1107（嘉承２） | 7 | 19 | 1107 | 7 | 24 | 「奉荼毘焼詞也」 | 火葬 | 『中右記』 |
| 堀河皇后<br>篤子 | 1114（永久２） | 10 | 1 | 1114 | 10 | 2 | 「建立小堂－略－御棺奉収」 | 土葬 | 『中右記』 |
| 白河　法皇 | 1129（大治４） | 7 | 7 | 1129 | 7 | 15 | 「奉拾御骨人」 | 火葬 | 『中右記』 |
| 鳥羽中宮<br>璋子 | 1145（久安元） | 8 | 22 | 1145 | 8 | 23 | 「即安置石穴云々」 | 土葬 | 『台　記』 |
| 近衛　天皇 | 1155（久寿２） | 7 | 23 | 1155 | 8 | 1 | 「被拾御骨」 | 火葬 | 『兵範記』 |
| 鳥羽皇后<br>泰子 | 1155（久寿２） | 12 | 16 | 1155 | 12 | 17 | 「不及作法」 | 土葬 | 『兵範記』 |
| | | | | | | | 「埋福勝院護摩堂」 | | 『百錬抄』 |
| 鳥羽　法皇 | 1156（保元元） | 7 | 2 | 1156 | 7 | 3 | 「葬同御塔。擬山陵也」 | 土葬 | 『百錬抄』 |
| | | | | | | | 「奉殯御塔事」 | | 『兵範記』 |
| 鳥羽皇后<br>得子 | 1160（永暦元） | 11 | 23 | | | | 「御骨－略－奉納女院御骨」 | 火葬 | 『百錬抄』 |
| 二条中宮<br>妹子内親王 | 1176（安元２） | 6 | 13 | | | | 「葬香隆寺」 | 火葬カ | 『百錬抄』 |
| 六条　上皇 | 1176（安元２） | 7 | 17 | | | | 「葬栖霞寺堂」 | 火葬カ | 『一代要記』 |
| 高倉　上皇 | 1181（養和元） | 1 | 14 | 1181 | 1 | 14 | 「奉葬清閑寺」 | 火葬カ | 『百錬抄』 |
| 後白河法皇 | 1192（建久３） | 3 | 13 | 1192 | 3 | 15 | 「奉葬法住寺法華堂」 | 火葬カ | 『吾妻鏡』 |
| 後高倉上皇 | 1223（貞応２） | 5 | 14 | | | | 「葬北白河」 | 火葬カ | 『百錬抄』 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 土御門法皇 | 1231（寛喜３） | 火葬 | 『明月記』 |
| 後堀河上皇 | 1234（文暦元） | 土葬 | 『明月記』 |
| 後鳥羽法皇 | 1239（延応元） | 火葬 | 『一代要記』 |
| 順徳　天皇 | 1242（仁治３） | 火葬 | 『百錬抄』 |
| 後嵯峨上皇 | 1272（文永９） | 火葬 | 『吉続記』 |
| 後深草法皇 | 1304（嘉元２） | 火葬 | 『続史愚抄』 |
| 亀山　法皇 | 1305（嘉元３） | 火葬 | 『続史愚抄』 |
| 伏見　上皇 | 1317（文保元） | 火葬 | 『伏見上皇御中陰記』 |
| 後醍醐天皇 | 1339（延元４） | 土葬 | 『大平記』 |
| 後光厳天皇 | 1374（応安７） | 火葬 | 『後光厳院崩御記』 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 後奈良天皇 | 1557（弘治３） | 火葬 | 『後奈良院御拾骨之記』 |
| 後光明天皇 | 1654（承応３） | 土葬 | 『宣順卿記』 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 孝明　天皇 | 1867（慶応３） | 土葬 | 『言成卿記』 |

## 第4表　貴族等喪葬史料一覧

| 被葬者 | 没年月日 | | | 葬年月日 | | | 記載 | 葬法 | 出典 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 藤原　鎌足 | 669（天智8） | 7 | 25 | 669 | 8 | 5 | 「火葬于左保山」 | 火葬 | 『家　伝』 |
| 僧　道昭 | 700（文武3） | 3 | 10 | 700 | 3 | 10 | 「火葬」 | 火葬 | 『続日本紀』 |
| 藤原不比等 | 720（養老4） | 8 | 3 | 720 | 10 | 8 | 「火葬左保山推山岡」 | 火葬 | 『公卿補任』 |
| 長　屋　王 | 729（天平元） | 2 | 12 | 729 | 2 | 13 | 「准例葬送」 | 火葬 | 『続日本紀』 |
| 文室　浄三 | 770（宝亀元） | 10 | 9 | | | | 「薄葬」 | 火葬カ | 『続日本紀』 |
| 僧　道鏡 | 772（宝亀3） | 4 | 7 | | | | 「以庶人葬之」 | 土葬カ | 『続日本紀』 |
| 石上　宅嗣 | 781（天応元） | 6 | 24 | | | | 「薄葬」 | 火葬カ | 『続日本紀』 |
| 僧　景戒 | 788（延暦7） | | | | | | 「積薪焼死身」 | 火葬 | 『日本霊異記』 |
| 賀陽　豊年 | 815（弘仁6） | 6 | 27 | 815 | 6 | 27 | 「許葬陵下」 | 土葬カ | 『日本後紀』 |
| 安　濃　王 | 841（承和8） | 8 | 30 | | | | 「為彼家早葬也」 | 火葬カ | 『続日本後紀』 |
| 有智子　王 | 847（承和14） | 10 | 26 | | | | 「薄葬」 | 火葬カ | 『続日本後紀』 |
| 長岑　高名 | 857（天安元） | 9 | 3 | | | | 「薄葬」 | 火葬カ | 『文徳実録』 |
| 高　枝　王 | 858（天安2） | 5 | 15 | | | | 「薄葬」 | 火葬カ | 『文徳実録』 |
| 伴　善　夫 | 866（貞観8） | 9 | 25 | 死亡ではない | | | 「佛堂建死屍埋」 | 土葬 | 『三代実録』 |
| 紀夏井の母 | 866（貞観8） | 9 | 25 | 没年ではない | | | 「建立草堂安置骸骨」 | 火葬カ | 『三代実録』 |
| 藤原　良相 | 867（貞観9） | 10 | 10 | | | | 「遺言令薄葬」 | 火葬カ | 『三代実録』 |
| 源　信 | 868（貞観10）閏 | 12 | 28 | | | | 「造立一屋中置一床居棺其上固閉四壁」 | 土葬 | 『三代実録』 |
| 藤原　良房 | 872（貞観14） | 9 | 2 | 872 | 9 | 4 | 「葬太政大臣」 | 土葬カ | 『三代実録』 |
| 恒貞　親王 | 884（元慶8） | 9 | 20 | | | | 「遺命薄葬」 | 火葬カ | 『三代実録』 |
| 藤原　基経 | 891（寛平3） | | | | | | 「深草の山煙だに立て」 | 火葬 | 『古今和歌集』 |
| 僧　円珍 | 891（寛平3） | | | | | | 「取我遺骨以蔵像中」 | 火葬カ | 『寺門伝記補録』 |
| 敦慶親王の女房 | 10世紀前半？作者 | | | | | | 「山の霞をあはれとは見よ」 | 火葬 | 『古今和歌集』 |
| 藤原　勝臣 | 10世紀前半？作者 | | | | | | 「骸は炎となりにしものを」 | 火葬 | 『古今和歌集』 |
| 三善　清行 | 918（延喜18） | 10 | 26 | 918 | 11 | 2 | 「火葬灰尽之中、其舌不焼」 | 火葬 | 『扶桑略記』 |
| 保明　親王 | 923（延長元） | 3 | 7 | 923 | 3 | 27 | 「葬皇太子」 | 土葬カ | 『日本紀略』 |
| 藤原　寛子 | 945（天慶8） | 1 | 18 | 945 | 1 | 22 | 「－略－中務卿宮法事修法性寺」 | 火葬カ | 『貞信公記抄』 |
| 藤原　述子 | 947（天暦元） | 10 | 5 | 947 | 10 | 13 | 「葬弘徴殿女御」 | 土葬カ | 『日本紀略』 |
| 藤原　忠平 | 949（天暦3） | 8 | 14 | 949 | 8 | 18 | 「奉移太政大臣於法性寺」 | 火葬カ | 『日本紀略』 |
| | | | | | | | 「葬公寺東北北原」 | | 『西宮記』 |
| 康子内親王 | 957（天徳元） | 6 | 6 | 957 | 6 | 10 | 「葬西八条」 | 土葬カ | 『日本紀略』 |
| 藤原　頼忠 | 965（康保2） | 4 | 21 | 965 | 4 | 27 | 「葬故右大臣」 | 土葬カ | 『日本紀略』 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 藤原　師尹 | 969（安和２） | 10 | 15 | 969 | 10 | 17 | 「葬左大臣」 | 土葬ヵ | 『日本紀略』 |
| 藤原　実頼 | 970（天禄元） | 5 | 18 | 970 | 5 | 19 | 「葬送太政大臣依例」 | 火葬ヵ | 『日本紀略』 |
| 藤原　伊尹 | 972（天禄３） | 11 | 1 | 972 | 11 | 5 | 「例の作法に行はせたまふとぞ」 | 火葬ヵ | 『大　鏡』 |
| | | | | | | | 「葬彼寺良邊」 | | 『一代要記』 |
| 僧　空也 | 972（天禄３） | 9 | 11 | | | | 「訖以火焼」 | 火葬 | 『空也誄』 |
| 藤原　低子 | 985（寛和元） | 7 | 18 | | | | 「例の作法の事どもしたため」 | 火葬ヵ | 『栄華物語』 |
| 僧　　良源 | 985（寛和元） | 1 | 3 | | | | 「焼所、拾骨所」 | 火葬 | 『天台座主良源遺告』 |
| 藤原　兼家 | 990（正暦元） | 7 | 2 | 990 | 7 | 9 | 「葬送－略－鳥部野北邊也」 | 火葬ヵ | 『本朝世紀』 |
| 藤原行成母先妣 | 995（長徳元） | 1 | 29 | | | | 「不許火葬－略－造玉殿安之」 | 土葬 | 『権　記』 |
| 源　　保光 | 995（長徳元） | 5 | 9 | | | | 「同安御骸於北山幽閉之地」 | 土葬 | 『権　記』 |
| 高階　貴子 | 996（長徳２） | 10 | 2 | | | | 「後の御事ども例のさまにはあらで－略－さるべき屋作りて納め奉りける」 | 土葬 | 『栄華物語』 |
| 藤原　安親 | 996（長徳２） | 3 | 5 | 996 | 3 | 6 | 「安親卿葬」 | 土葬ヵ | 『日本紀略』 |
| 　　産婦 | 1002（長保４） | 10 | 16 | 1002 | 10 | 17 | 「亡者骨粉釈貞持之」 | 火葬 | 『権　記』 |
| 藤原行成母 | 995（長徳元） | 1 | 29 | 1011 | 7 | 12 | 「焼遺骨令成灰塵－略－投之流水」 | 火葬 | 『権　記』 |
| 源　保光 | 995（長徳元） | 5 | 9 | 1011 | 7 | 12 | 「焼遺骨令成灰塵－略－投之流水」 | 火葬 | 『権　記』 |
| 源雅信室穆子 | 1016（長和５） | 7 | 26 | 1016 | 8 | 1 | 「渡観音寺是存生作置舎所也」 | 土葬 | 『御堂関白記』 |
| 敦実　親王 | 967（康保４） | 3 | 2 | 1018 | 6 | 16 | 「仁和寺親王御骨為紛失了」 | 火葬ヵ | 『小右記』 |
| 藤原長家室 | 1021（治安元） | 3 | 19 | | | | 「霊屋といふ物造りて」 | 土葬 | 『栄華物語』 |
| 道長女院の女御寛子 | 1025（万寿２） | 7 | 9 | 1025 | 7 | 11 | 「院御息所火葬云々」 | 火葬 | 『小右記』 |
| 藤原長家後室 | 1025（万寿２） | 8 | 29 | | | | 「檜皮葺の屋－略－納め奉りける」 | 土葬 | 『栄華物語』 |
| 藤原　嬉子 | 1025（万寿２） | 8 | 6 | 1025 | 8 | 15 | 「於船岡西野奉火葬」 | 火葬 | 『左経記』 |
| 藤原　道長 | 1027（万寿４） | 12 | 4 | 1027 | 12 | 7 | 「御骨拾はせ給て、瓶に入れて」 | 火葬 | 『栄華物語』 |
| 選子内親王 | 1035（長元８） | 6 | 22 | 1035 | 6 | 25 | 「御骨光清朝臣持之、」 | 火葬 | 『左経記』 |
| 源　　当時 | 1036（長元９） | 5 | 4 | 1036 | 6 | 6 | 「六日葬、七日骸骨為粉」 | 火葬 | 『類聚雑例』 |
| 平　　行親 | 1037（長暦元） | | | 1037 | 8 | 9 | 「葬送西船岡－略－拾骨」 | 火葬 | 『行親卿記』 |
| 源　　倫子 | 1053（天喜元） | 6 | 11 | 1053 | 6 | 22 | 「葬広隆寺乾原」 | 火葬 | 『大鏡裏書』 |
| | | | | | | | 「奉埋御骨仁和寺北」 | | 『定家朝臣記』 |
| 藤原　頼通 | 1074（承保元） | 2 | 2 | | | | 「僧などもさまざまにとぶらはせ」 | 火葬ヵ | 『栄華物語』 |
| 藤原頼宗娘 | 1077（承保４） | 9 | 10 | 1077 | 9 | 15 | 「僧坊－略－葬送故」 | 火葬ヵ | 『水左記』 |
| 源　　師房 | 1077（承暦元） | 2 | 17 | 1081 | 11 | 10 | 「故殿御骨－略－奉渡」 | 火葬ヵ | 『水左記』 |
| 藤原頼通北政所 | 1087（寛治元） | 12 | 7 | | | | 「葬礼事鳥部野」 | 火葬 | 『中右記』 |
| 媞子内親王 | 1096（永長元） | 8 | 6 | 1096 | 8 | 16 | 「葬火葬船岡北」 | 火葬 | 『中右記』 |
| 藤原　師通 | 1099（康和元） | 6 | 28 | 1099 | 7 | 9 | 「葬送也。広隆寺東北野」 | 火葬ヵ | 『本朝世紀』 |
| 藤原　師実 | 1101（康和３） | 2 | 13 | 1101 | 2 | 21 | 「葬送也－略－宇治御墓所邊也」 | 火葬ヵ | 『殿　暦』 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 藤原　茨子 | 1103（康和５） | 1 | 25 | 1103 | 2 | 5 | 「女御今夕火葬鳥部野南」 | 火葬 | 『中右記』 |
| 源隆国　娘 | 1103（康和５） | 3 | 13 | 1103 | 3 | 21 | 「御骨後朝奉送嵯峨」 | 火葬 | 『中右記』 |
| 源　　麗子 | 1114（永久２） | | | 1114 | 4 | 22 | 「御葬送事御骨」 | 火葬 | 『中右記』 |
| 藤原　宗通 | 1120（保安元） | 7 | 22 | 1120 | 7 | 23 | 「葬礼事－略－是共省略儀礼」 | 火葬ヵ | 『中右記』 |
| 藤原俊家娘 | 1120（保安元） | 9 | 19 | 1120 | 9 | 19 | 「定助得業奉懸骨」 | 火葬 | 『中右記』 |
| 藤原　寛子 | 1127（大治２） | 8 | 14 | 1127 | 8 | 15 | 「山守事以僧為役人誠可然也、」 | 火葬ヵ | 『中右記』 |
| 源　　師子 | 1145（久安４） | 12 | 4 | 1155 | 5 | 20 | 「遺骨－略－被改葬」 | 火葬ヵ | 『兵範紀』 |
| 叡子内親王 | 1148（久安４） | 12 | 10 | 1148 | 12 | 19 | 「葬聖霊於尼谷北邊」 | 土葬ヵ | 『台　記』 |
| 藤原　全子 | 1150（久安６） | 11 | 5 | 1150 | 11 | 18 | 「葬小川殿」 | 土葬ヵ | 『台　記』 |
| 覚法々親王 | 1153（仁平３） | 12 | 6 | 1153 | 12 | 8 | 「奉懸御骨」 | 火葬 | 『兵範記』 |
| 藤原　家成 | 1154（久寿元） | 5 | 29 | 1154 | 5 | 30 | 「葬家成卿於東山塔中非火葬」 | 土葬 | 『台　記』 |
| 藤原忠通室宗子 | 1155（久寿２） | 9 | 15 | 1155 | 9 | 16 | 「安置関白室於塔中不火葬」 | 土葬 | 『台　記』 |
| 藤原　幸子 | 1155（久寿２） | 6 | 1 | 1155 | 6 | 8 | 「拾骨役人」 | 火葬 | 『兵範紀』 |
| 　　先妣 | 1158（保元３） | 8 | 21 | | | | 「今暁奉渡先妣御骨於高野」 | 火葬 | 『山槐記』 |
| 藤原　忠実 | 1167（仁安２） | 7 | 26 | 1167 | 7 | 27 | 「奉取出御骨」 | 火葬 | 『兵範紀』 |
| 　女　子 | 1175（安元１） | 9 | 11 | 1175 | 9 | 12 | 「女子葬船岡西野最密儀土葬也」 | 土葬 | 『山槐記』 |
| 平　　滋子 | 1176（安元２） | 7 | 8 | | | | 「葬新法華堂」 | 火葬ヵ | 『百錬抄』 |
| 源　　義朝 | 1185 | | | 1185 | 9 | 3 | 「故左典廐御遺骨。奉葬」 | 火葬 | 『吾妻鏡』 |
| 藤原　良通 | 1188（文治４） | 2 | 20 | 1188 | 2 | 28 | 「火葬有功徳、土葬不甘心云々」 | 火葬 | 『玉　葉』 |
| 源頼朝娘三幡 | 1199（正治元） | 6 | 30 | 1199 | 6 | 30 | 「姫君奉葬」 | 土葬ヵ | 『吾妻鏡』 |
| 藤原　俊成 | 1204（元久元） | 11 | 30 | 1204 | 12 | 1 | 「令奉埋」 | 土葬 | 『明月紀』 |

| | | |
|---|---|---|
| 僧　願覚 | 火葬 | 『日本霊異記』　上４ |
| 長屋親王 | 火葬 | 『日本霊異記』　中１ |
| 釈　智光 | 火葬 | 『日本霊異記』　中７ |
| 清徳　聖 | 土葬 | 『宇治拾遺物語』　19 |
| 前長門守の女 | 火葬 | 『宇治拾遺物語』　47　「例の作法」 |
| 柿本人麿呂 | 火葬 | 『万葉集』 |
| 挽歌 | 火葬 | 『万葉集』 |
| | 火葬 | 『堤中納言物語・無名草子・平家物語・更級日記・蜻蛉日記』 |

である。このうち、醍醐上皇の場合、『日本紀略』では「奉葬」とみえるのに対し、『西宮記』では「御穴内～略～其後復土事」とあり、「奉葬」が土葬を示していることが理解される。また、醍醐上皇の喪葬は土葬ではあるものの、仏教的色彩の強いものであったことが指摘されており、このことは、聖武天皇以来の喪葬において、仏教＝火葬とは限らないことの一つの例であるともいえる。931年宇多法皇は「火葬[14]」、949年陽成法皇は「葬」、952年朱雀法皇は「葬愛宕山置御骨」とあり火葬である。967年（康保４）の村上天皇は「奉葬大行皇帝於村上山陵」とみえ、土葬である。

ところで、通説では、「奉火葬」という1011年（寛弘８）の冷泉上皇の例以降、火葬が定着するといわれている（森郁1970）。確かに、11世紀前半以降は、火葬によらない喪葬は限られてくる。もっとも、火葬以外の葬法も無いわけではなく、1000年（長保３）一条皇后定子の「例の作法にはあらで[15]」・「霊屋」などと『栄華物語』に記される火葬ではない喪葬も認められ、その後も史料にみることが出来る。なお、定子の場合、『日本紀略』では「奉葬皇后宮」と記されている。また、「霊屋」などが単なる土葬ではなく、堅田修氏の指摘されている通り（堅田1991）、屋内に遺骸を納める独特な葬法であろう。第３・４表では、とりあえず、火葬以外の葬法を土葬としてまとめて表しておいた。

さて、火葬以外の葬法によったのは前記のような皇后だけではない。大半は火葬で数は少ないが、1156年（保元元）の鳥羽法皇[16]、1234（文暦元）年の後堀河上皇[17]等が挙げられる。なお、仏教的色彩をともなう火葬による天皇の喪葬は以後連綿と続くものである。そして、仏教的要素を除外した、土葬による天皇喪葬は、古代以来一貫した伝統的なものではまったくなく、近代天皇制によって生み出されたものであることは大石氏が改めて指摘されている通りである（大石1990）。とにかく、天皇の喪葬に於ける火葬は、８世紀代からすぐに定着したものではなく、火葬と土葬が交互に表れてくるような状況が11世紀前半まで続いていた。その点からは、古代の天皇喪葬に於て火葬が普遍化していたとは、11世紀代以前には認め難いことになる。

次に、第４表から、**貴族**の喪葬についてみてみよう。

700年の「天下火葬従比而始也」という僧道昭以前に、『家伝[18]』では、669年（天智８）の藤原鎌足を「火葬」と記しているが、『家伝』は奈良時代に成立したものであり、鎌足の喪葬が火葬によったものかどうかは確定的ではない。道昭以降では、720年藤原不比等は「火葬」、729年長屋王は「准例葬送」とあり[19]『日本霊異記[20]』からも火葬、770年文室浄三は「薄葬」とみえおそらく火葬など、天皇喪葬と同様８世紀前半代は火葬が顕著である。もっとも、僧道鏡は「以庶人葬之」とあり、後述する庶民の喪葬からみても火葬とは考えられず、やはり、「火葬」と「葬」の区別があるようである。

天皇の喪葬では、８世紀後半から10世紀にかけて火葬・土葬が混在していたが、貴族の例に

おいては、明確に「火葬」と記してあるものは少ない。また、868年（貞観10）、源信の「造立一屋中置一床居棺其上固閉四壁」といった、火葬ではない葬法がみられるのも同様である。

次に、六国史以降の9世紀後半代から10世紀の喪葬についてみてみよう。

891年（寛平3）の僧円珍は「取我遺骨」とあり火葬[21]、918年（延喜18）の三善清行は「火葬」である。970年（天禄元）の藤原実頼は「葬送太政大臣依例」とみえる。定着したとはいい難いものの、貴族層では比較的火葬が多く認められる。さらに、前述の1000年一条皇后定子の場合、『栄華物語』での「例の作法にてはあらで」は「霊屋」である。従って、「例の作法」ないし「依例」は火葬としてよいであろう。また、972年（天禄3）の藤原伊尹は『大鏡[22]』では「例の作法」、『一代要記[23]』では「葬彼寺邊」とみえる。このことから、「葬～寺」ないし「葬～寺邊」という記載も火葬を示すものとみなされる。その他、990年（正暦元）の藤原兼家などの「葬送～鳥部野[24]」も火葬を示すものであろう。

一方、995年（長徳元）の源保光は「同安御骸於北山幽閉之地」、996年（長徳2）の高階貴子は「後の御事ども例のさまにはあらで～さるべき屋作りて納め奉りける」といったように、土葬も認められる。また、先ほどの定子の例は、『栄華物語』では「霊屋」であり『日本紀略』では「葬」である。そのことからすれば、三条天皇の様な例外も一部にはあるものの、単に「葬」ないし「奉葬」とあるものは概ね土葬として良いであろう。そのように想定すれば、10世紀中頃は、947年藤原述子、957年康子内親王、965年藤原顕忠、969年藤原師尹など土葬も少なくないことになる。

なお、前述のように『日本紀略』では、土葬を示す「葬」・「奉葬」、火葬を示す「奉葬～寺」「葬～鳥部野」・「葬～置（持）御骨」といった、葬法を記した記載のバリエーションが認められる。また、『日本紀略』では、1011年（寛弘8）冷泉上皇や1036年（長元9）後一条天皇のように、明確に「火葬」と記してある例も存在する。従って、「葬」や「火葬」といった葬法の記載の差異を、単なる記述の粗密であるとするよりは、総てが正確に反映されているものではないにしても、火葬・土葬の混在していた当時の状況をある程度反映しているものと捉えることは概ね妥当であろう。さらに、『日本紀略』で認められたような葬法の火葬・土葬の別が記されている例は、その他、『扶桑略記』『栄華物語』『中右記』『台記』『兵範記』『百錬抄』等[25]に於て認められることから、ほぼどの史料においても葬法の別が意識されて記載されたものとして良いであろう。

次に、天皇喪葬において、火葬が定着する11世紀以降はどうであろうか。『権記[26]』によると、995年（長徳元）の藤原行成母先妣の場合は「不許火葬」であり「造玉殿安之」であった。995年（長徳元）の源保光は前述の通り土葬であった。この両者の遺体はその後、1011年（寛弘8）に「焼遺骨令成灰塵」され「投之流水」されている。この例が象徴的に示すように、11世

紀以降は火葬の例が目立って増えるようである。

1025年（万寿２）道長女院の女御寛子[27]や同年の藤原嬉子の「火葬[28]」など明確に火葬と記載されるものの他、1027年（万寿４）藤原道長の「御骨拾はせ給て」や1035年（長元８）選子内親王の「御骨光清朝臣持之」、1103年（康和５）源隆国娘の「御骨後朝奉送嵯峨」など御骨や拾骨等の語句から火葬と知れるものとがある。

火葬以外の例としては、1021年（治安元）藤原長家室の「霊屋」や、1025年（万寿２）藤原長家後室の「檜皮葺の屋」、1154年（久寿元）藤原家成や1155年（久寿２）藤原忠通室宗子の「葬～塔中非（ないし不）火葬」等が認められるものの、数は極めて少ない。

従って、総ての喪葬が火葬によるものではないにしても、11世紀以降、天皇の喪葬と同様に、火葬はある程度定着したものと考えられる。1188年（文治４）藤原良通の喪葬の「火葬有功徳、土葬不甘心云々」という『玉葉[29]』の記述からは、定着した火葬に対する貴族の意識を窺うことが出来ようか。

**以上、天皇及び貴族の喪葬から、その葬法について火葬・土葬の別を概観した。その結果をまとめると、①各々の文献史料では、火葬・土葬の別についてある程度記載が異なっており、そこから当時の葬法を窺うことが出来ること、②８～10世紀代では天皇・貴族とも火葬が必ずしも定着せず、火葬・土葬の混在する状況にあったこと、③火葬が天皇・貴族層に於て一般化するのは11世紀以降のことであり、11世紀以降といえども、必ずしも総ての喪葬が火葬によるものではないこと、④喪葬の内容は仏教的な色彩が強まるものの、11世紀までは火葬が一般化しないことは、仏教＝火葬とは必ずしも限定されないこと、等である。なお、特に②・③の点は、前述の黒崎氏の扱われた畿内とその周辺域の木棺墓の確認例や、10世紀代の貴族の土坑墓に触れられた五十川氏の指摘にみられる、考古学的手段による成果からも肯首されるものであろう。**

以上のそうした諸点は、従来から指摘されていた点と変わらない部分も少なくない。もっとも、天皇と貴族の葬法をまとめて検討したことから、貴族層が「天皇喪葬を範として」造墓を行い「一種の流行ともいえる墓制の変転に左右され」ていたという黒崎氏の指摘を改めて確認することが出来た。

しかし、前述したような、考古学的に当該期の墓の総体を探る代わりとして、当時の社会での火葬の位置づけを文献史料に求めるためには、天皇・貴族の喪葬の検討のみでは片手落ちというものであろう。次に、庶民などの喪葬について、同じく文献史料から検討を試みたい。

## 5．文献史料による庶民の喪葬

学説史の総括において記したように、天皇や貴族の喪葬について言及した論稿は数多い。それに対して、庶民の喪葬そのものを取り上げて論じたものは余り多いとはいい難い。ここでは、庶民の喪葬の様子がある程度窺える史料を取り上げ、前述した庶民の喪葬を論じられた先学の研究に導かれながら、主として火葬・土葬の別について検討を試みてみたい。

第5表は、古代から中世の一部の史料について、**庶民の喪葬**が窺えるものを抜き出したものである。史料の数は余り多くはないが、その様相の一端を窺えるものかどうか、概観してみよう。

最初に、律令の記載からみてみよう。『令義解』・『令集解』[30]による養老「賦役令」の赴役身死条では、丁匠が死亡したときに「焼之」とあり、『令義解』による同「軍防令」行軍兵士条、防人番還条では、兵士や防人が死亡したときに「焼埋」ないし「給棺焼埋」とあって、その条文からは火葬と考えられる。これに対しては、69年の和田氏（和田1969）、80年の黒崎氏（黒崎1980）の論稿では、一般の葬法とは異なるものとしてこの条文の火葬を位置づけている。確かに、「賦役令」では、最初に「於路次埋殯」とあり、次に「若無家人来取者」について「焼之」となるものであり、火葬は行政的な処置であるという感が抱かれる。少なくとも、この条文が庶民の喪葬の実態を示すものと速断することはできない。なお、「軍防令」行軍兵士条についても同様である。また、唐令開元25年令での対応する条文では[31]、火葬の記述はみられない。このことは、養老令ないし大宝令の編纂者の意識が反映されていることを示すもので、当該期の日本の社会に於て火葬が一般化していたことを示すものではない。前節でみた、天皇・貴族の喪葬からすれば、大宝令や養老令の編纂される8世紀前半は、火葬が流行する時期に当たっていることが、編纂者の意識に影響しているのかもしれない。

「喪葬令」皇都条・先皇陵条では、都城やその道路の側、ないし兆域に死者を「不得葬埋」とみえる。これは字句そのものからすれば、「焼埋」といった字句がみえないことから、火葬ではなく土葬であろう。前述した岡野氏の論稿（岡野1978）では、「喪葬令」の「葬埋」を農民層を含む広義の墓として位置づけられている。氏の指摘に従うならば、庶民の喪葬について、「喪葬令」からは火葬の存在は窺えないことになる。

一方、養老「賊盗律」残害状では[32]、死体に対する不法な取扱として「焚焼」が挙げられている。同じく、穿地条においても、「焼屍者」を罰するとみえている。この二つの条文は、掘り出された死体が焼却されることを問題としているものである。従って、その死体は土葬によって葬られたものであり、しかも、死体が焼けるという状態はその土葬がそれほど以前に為されたものではないことを示している。もっとも、この条文は、『唐律疏議』[33]による開元25年律の条文とほぼ同じものであるから、直ちに実態を示しているものとすることは出来ない。

## 第5表　庶民喪葬史料一覧

| 史料名 | 年月日 | 記載 | 葬法 |
|---|---|---|---|
| 『令義解・令集解』 | | | |
| 「賦役令」 | 赴役身死条 | 凡丁匠赴役身死者－略－並於路次埋殯－略－若無家人来取者焼之。 | 火葬 |
| 「軍防令」 | 行軍兵士条 | 凡行軍兵士以上－略－其屍者。当処焼埋。 | 火葬 |
| | 防人番還条 | 凡防人向防及番還。－略－随便給棺焼埋。 | 火葬 |
| 「喪葬令」 | 先皇陵条 | 兆域内。不得葬埋－略－ | 土葬 |
| | 皇都条 | 凡皇都及道路側近。並不得葬埋。 | 土葬 |
| 『律』 | | | |
| 「賊盗律」 | 残害条 | 凡残害死屍。謂。焚焼支解之類。 | 禁火葬 |
| | 穿地条 | 凡穿地得死人。不更埋。－略－焼屍者。徒一年。 | 土葬 |
| 『唐律疏議』 | | 諸残害死屍、謂焚焼、支解之類。 | 禁火葬 |
| | | 諸穿地得死人不更埋、－略－焼屍者、徒三年。 | 土葬 |
| 『日本書紀』 | 562（欽明23）6月 | 曝骨焚屍不謂其酷 | 否火葬 |
| | 646（大化2） | 庶民亡時収埋於地－略－定一所而使収埋－略－ | 土葬 |
| 『続日本紀』 | 716（和銅5）1月16日 | 諸国役民還郷之日－略－如有死者。且加埋葬－略－ | 土葬 |
| | 737（天平9）5月19日 | 疫旱並行－略－宜令国郡審録冤獄掩骼埋胔－略－ | 土葬 |
| | 778（宝亀9）4月30日 | 宝亀七年高麗使輩三十人。溺死漂着－略－当国令加葬埋 | 土葬 |
| 『類聚国史』 | 792（延暦11）8月4日 | 禁葬埋山城國紀伊郡深草山西面。縁近京城也。 | 土葬 |
| 『類聚国史』 | 793（延暦12）8月10日 | 禁葬瘞京下諸山。及伐樹木。 | 土葬 |
| 『日本後紀』 | 797（延暦16）1月25日 | 勅。山城国愛宕葛野郡人。毎有死者。便葬家側。積習為常－略－禁断 | 土葬 |
| 『類聚三代格』 | 798（延暦17）12月8日 | 墓地牧地不在制限。 | 土葬？ |
| 『類聚国史』 | 808（大同3）1月13日 | 遣使埋斂京中骼胔。 | 土葬 |
| | 808（大同3）2月4日 | 往還百姓－略－致死亡－略－依先格。所有之骸皆悉収斂－略－ | 土葬 |
| | 808（大同3）1月28日 | 禁葬埋於河内國交野雄徳山。－略－ | 土葬 |
| 『類聚三代格』 | 813（弘仁4）6月1日 | 京畿百姓出弃病人－略－即出路辺－略－遂到餓死 | 遺棄？ |
| | 818（弘仁9）8月19日 | 遣使諸国巡省地震－略－壓没之徒速為斂葬。 | 土葬 |
| | 828（天長5）7月29日 | 又収葬道殣。掩骸埋胔。 | 土葬 |
| | 830（天長7）4月25日 | 出羽国地震為災。－略－壓亡之倫早従葬埋。 | 土葬 |
| 『続日本後紀』 | 841（承和8）7月5日 | 伊豆国地震－略－淪亡之徒務従葬埋。－略－ | 土葬 |
| | 842（承和9）10月14日 | 令焼斂嶋田及鴨河原等髑髏。惣五千五百餘頭。 | 火葬 |
| | 842（承和9）10月23日 | 令聚葬鴨河髑髏 | 火葬？ |
| 『文徳実録』 | 850（嘉祥3）11月23日 | 出羽州壞。－略－所有残屍露骸。官為収埋。 | 土葬 |
| | 853（仁寿3）4月26日 | 跑瘡之疫流方－略－貴埋胔掩骼之仁。 | 土葬 |
| 『類聚三代格』 | 862（貞観4）12月5日 | 路頭多有人馬骸骨、 | 遺棄？ |
| 『日本三代実録』 | 863（貞観5）2月2日 | 大秡於朱雀門前。以觸死穢人入禁中也。 | 遺棄？ |
| | 863（貞観5）10月30日 | 大秡於建礼門前。以犬嚙死人骸入神祇官故也。 | 遺棄？ |
| | 866（貞観8）9月22日 | 勅。禁葬斂山城国愛宕郡神楽岡邊側之地。 | 土葬 |
| | 869（貞観11）6月26日 | 令左右京職収葬道墐。掩骼埋胔。 | 土葬 |
| | 869（貞観11）10月23日 | 肥後国迅雨成暴。－略－所有残屍乱骸。早加収埋。不令曝露 | 土葬 |
| | 869（貞観11）12月8日 | 佐比大路南極橋。－略－九原送終之輩。更留棺於橋頭。 | 遺棄？ |
| | 871（貞観13）4月21日 | 停賀茂祭。依有死穢也。 | 遺棄？ |
| | 871（貞観13）5月3日 | 觸人死穢之人入於内裏。 | 遺棄？ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 871（貞観13）閏8月28日 | 制定百姓葬送放牧之地。－略－河原。之百姓葬送并放牧之地也。 | 土葬？ |
| | 874（貞観16）10月23日 | 諸国風水致災－略－其屍骸漂散－略－加意埋掩。 | 土　葬 |
| | 874（貞観16）10月28日 | 其屍骸漂散－略－無人尋葬者。總皆埋掩。 | 土　葬 |
| | 883（元慶7）1月26日 | 埋瘞路邊死骸。以渤海客可入京也。 | 土　葬 |
| 『百錬抄』 | 994（正暦5） | 天下疫死者尤盛。－略－道路置死骸。 | 遺棄？ |
| 『日本紀略』 | 985（寛和元）9月26日 | 禊所前野有火。遣人見之。 | 火葬？ |
| | 1001（長保3）閏12月 | 天下疫死大盛。道路死骸不知其数。況於歛葬之輩。不知幾万人。 | 土葬？ |
| 『百錬抄』 | 1001（長保3） | 天下疫死太盛。道路置死骸。 | 遺棄？ |
| | 1010（寛弘7）9月25日 | 大原野社邊有葬送之輩。 | 火葬？ |
| 『小右記』 | 1031（長元4）8月27日 | 祇園四至中二ヶ所置死人、 | 遺棄？ |
| 『左経記』 | 1034（長元7）8月24日 | 其従女取死人灰持来之由云々、 | 火　葬 |
| 『扶桑略記』 | 1044（長久5） | 疾疫殊盛。死骸満道路。 | 遺棄？ |
| 『百錬抄』 | 1044（寛徳元） | 疾疫尤盛。死骸満道路。 | 遺棄？ |
| 『中右記』 | 1106（嘉承元）6月5日 | 京中路頭河原之邊、近日積骸骨、 | 遺棄？ |
| 『百錬抄』 | 1245（寛元3） | 祇園社宝殿前死人骨納筒置之由風聞。 | 火葬？ |
| 「関東新制」 | 1261（弘長元）2月20日 | 棄病者－略－死屍等於路辺 | 遺棄？ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 『日本霊異記』中5 | 摂津國東生郡撫凹村　富家長公　聖武太上天皇之世　置之莫焼 | | 火　葬 |
| 中16 | 聖武天皇御代　讃岐國香川郡坂田里　富人　使人　我身莫焼 | | 火　葬 |
| 中25 | 讃岐國山田郡　布敷臣布女　聖武天皇御代　鵜垂郡衣女身焼失 | | 火　葬 |
| 下22 | 信濃國小県郡跡目里　多富財宝　不焼失點地作塚殯以置之 | | 土葬(火葬) |
| 下23 | 信濃國小県郡嬢里　其里中作堂為氏之寺　宝亀五年　不焼失點地作塚殯収而置 | | 土葬(火葬) |
| 下26 | 田中真人広虫女　讃岐國美貴郡大領外従六位上小屋県主宮手之妻　不焼而置 | | 火葬？ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 『東大寺諷誦文稿』 | 71～72 | 貧人－略－　命終後－略－　比比郷穢家穢、指有犬鳥之藪引弃。 | 遺　棄 |
| | 126 | 母氏之荷棺槨葬松丘。其側作廬、三年、自運土作墓。 | 土葬？ |
| | 238～242 | 家貧、絶後前人－略－　多亡道路中。東國人道邊曝骸、西國人、水中没魂。 | 遺　棄 |
| | 257～259 | 父公－略－　母氏－略－　指指指腕焼。 | 火　葬 |
| | 326～333 | 留家。相戀妻子不知其葬墓。 | 遺棄？ |
| 『空也誄』 | | 曠野古原□有委骸堆之一処、潅油而焼、留阿弥陀仏名焉。 | 遺棄？ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 『拾遺往生伝』中26 | | 左京陶化坊中之疋夫　八条河原有一荒蕪。吾行彼所、可終比命。 | 遺棄？ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 『後拾遺往生伝』上19 | | 近江國野洲郡馬淵郷　付中之田夫　行後園樹下、掃塵敷席、向西而居 | 遺棄？ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 『今昔物語集』16－29 | | 内野有十歳許死人、「比川原持行弃」、 | 遺棄？ |
| 17－26 | | 近江國甲賀郡　下人　病受死、然、金山崎邊弃、 | 遺棄？ |
| 27－36 | | 播磨國印南野　死人棺持来葬送　墓只築築、其上卒都婆持来起。 | 土　葬 |
| 29－18 | | 若女死臥有 | 遺棄？ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 『宇治拾遺物語』3－13 | | 因幡國高草郡　棺に入ながら、捨ずして置て、 | 遺棄？ |
| 6－2 | | 塚をほり崩すに、中に石の辛櫃あり。 | 土　葬 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 『沙石集』2－2 | | 常陸國中郡　小童　近キ野辺ヘ捨ツ。 | 遺棄？ |

それでは次に、実際の庶民の喪葬がどのようなものであったのか、火葬を記したものがあるかどうか、数は多くはないものの、『続日本紀』以下の文献史料を検討してみよう。

716年（和銅５）１月16日条、諸国の役民のうち本貫地に帰る途上で死亡する者があり、そうした死者に対して国司は「加埋葬」するよう詔が出されている。これは、行政的な遺骸の処理について記したものであるが、先の「賦役令」の条文の「焼之」とは異なっている。令では、火葬としてはいるものの、実際には火葬を行わず、遺骸をそのまま埋めているように読み取れる。なお、類似する例として、『類聚国史』808年（大同３）、死亡した「往還百姓」を「収斂」するというものがある。

以下、続けて例をみてみよう。737年（天平９）５月19日条、この年は疾病と旱魃がひどく、大量の死者が出たらしい。それらの遺骸に対して、国郡をして「掩骸埋胔」させている。やはり、遺骸を焼いている様子はない。庶民の例とはやや異なるものかもしれないが、778年（宝亀９）４月30日条、宝亀７年に越前国に漂着した高麗の使い30人の溺死体を「加葬埋」させている。『日本後紀』では、797年（延暦16）１月25日条、山城国愛宕・葛野郡においては、遺骸は「便葬家側」されており、それは「積習為常」という状況であり、禁断する勅が出されている。ここでは、行政的な処置ではなく、庶民の葬喪そのものが記されているが、火葬は窺えない。『続日本後紀』841年（承和８）７月５日条、伊豆国の地震による大量の死者に対しての処置として、「淪亡之徒」を遺骸を「葬埋」させる仕事に当てている。『日本文徳天皇実録』850年（嘉祥３）11月23日条、出羽州の地震の害に際しての勅では、「残屍露骸」を官をして「収埋」させている。『日本三代実録』869年（貞観11）10月23日条、肥後国の台風による「残屍乱骸」を「早加収埋。不令曝露」とある。874年（貞観16）10月23日条及び28日条、諸国の風水の災害による「屍骸」を官をして「加意埋掩」させている。

以上、災害による大量の死者に対する遺骸の処置などについて概観したが、そうした例は『類聚国史』818年（弘仁９）諸国地震の際の「斂葬」、830年（天長７）出羽国地震の際の「葬埋」も挙げられる。いずれのものも、火葬が窺えるものはない。大量の遺骸を処理するためには、遺骸を焼くといった手間を掛けるよりも、そのまま埋める方がより適していたのであろう。後述する土坑墓の諸相からしても、大量の遺骸を火葬により処理したと考えられる遺跡はなく、むしろ、西口氏の指摘される様な群集する土坑墓が確認されていることも参考にすれば（西口1990)、庶民の喪葬にさいして、火葬が採用されることは多くはなかったものと考えられる。また、西口氏も触れられているように、古代においては疫病がたびたび流行し、大量の遺骸が出たようである。その他、疫病との関係は置くとしても、遺骸を遺棄することも行われていたようである。次に、そうした例の史料を概観してみよう。

大量の遺骸が遺棄されている様子が史料に認められるようになるのは、９世紀代以降に多い

ようである。『類聚国史』808年（大同３）１月13日条には「遣使埋斂京中骼胔」とみえる。『類聚三代格[34]』828年（天長５）７月29日条では「又収葬道殯。掩骸埋胔」とある。『続日本後紀』842年（承和９）10月14日及び23日条では、鴨川の河原の遺骸の処理について「令焼斂」及び「令聚葬鴨河髑髏」とある。特に、10月14日条では「焼」という火葬を想起させる語句がみられる。しかし、遺棄されている遺骸の処理について記した史料のうち、火葬を窺わせるものはこの例のみであることから、他の大半の例は土葬によると考えて良いであろう。鴨川への遺棄の例としては『日本三代実録』869年（貞観11）12月８日条 も挙げられる。以下、『日本文徳天皇実録』や『日本三代実録』における遺骸の遺棄の例としては、853年、869年、874年、883年に類例の記載がみえるが、いずれも官をして「掩骸埋胔」ないし「埋胔掩骸」や「埋掩」させるものであり、火葬を窺わせるものはない。

その他、863年（貞観５）には、１月27日条で疫による死者が多いことがみえ、２月２日条では「觸死穢人入禁中」のため朱雀門前で大祓を行っているとみえる。同年10月30日条では、「犬嚙死人骸入神祇官」のため建礼門前で大祓を行っている。871年（貞観13）４月21日条・５月３日条では、賀茂祭や平野祭が「有死穢」や「觸人死穢之人入於内裏」のため取りやめになっている。以上、挙げたような状況、特に863年10月30日条の例などは、死体が埋葬されていては起こりにくいことであるから、大量の遺骸が遺棄されていた状況を想定させるものであろう。

庶民の喪葬の実状を窺わせる部分が多いのは、先に触れた『日本後紀』797年１月25日条のような、葬地に関する規定などであろう。前述の「喪葬令」や『日本後紀』以外の葬地についての規定を、六国史等にみることが出来る。

葬地に関する規定のうち、「喪葬令」先皇陵条など、埋葬を禁止したり樹木の伐採を禁止している対象は主として庶民であると考えられる。もちろん、葬地に関する総ての規定が、庶民の墓地を規制するだけの目的であったのではなく、貴族層の葬地の設定を規制するものではあったろう。しかし、『日本三代実録』871年（貞観13）の例では、「百姓葬送放牧之地」として「河原」が挙げられている。このことからは、庶民もまた、葬地の規制の対象とされていたことは充分肯首しうる。具体例としては、葬地の規制として、792年、793年、797年、798年、808年、866年、871年、と数が多い。こうした葬地の規制は太政官符といった法令という側面がある一方、庶民の喪葬の実態を示している可能性もある。そうした例をみていくと、その葬法はいずれも「葬」または「葬埋」であり、土葬であると判断される。少なくとも、「焼」といった火葬を想起させるような語句は認められない。

次に、六国史以外の史料を検討してみると、主として遺骸の遺棄の例が多い。例えば、『百錬抄』や『中右記』、『日本紀略』の994年、1001年、1044年、1106年等が該当するものである。『日本紀略』1001年（長保３）閏12月条では、疫病により大量の死者がでたため、葬送にあた

る人が多いことを記しているが、そこではその人々を「斂葬之輩」としている。なお、『日本紀略』985年の例や『左経記』1034年の「其従女取死人灰持来」などは庶民の葬送の様子であるとは言えない。やはり、火葬を窺わせるものはないのである。なお、参考までに700年以前の状況について『日本書紀』をみると、562年（欽明天皇23）夏6月の新羅による百済滅亡の記載の中に、「曝骨焚屍不謂其酷」とあることは、死体を焼くことに対する意識を反映したものかもしれない。『万葉集』の「挽歌」等から、喪葬における火葬を想定しようとする点とは異なるものであろう。また、646年（大化2）のいわゆる「大化の薄葬令」では、庶民の死亡に際しては、「収埋於地」等として、その葬地を国毎に一所に定めることが規定されていたようである。

ところで、当該期の一般的な庶民の喪葬の実態を知るための史料として、『日本霊異記』が挙げられる。葬法が窺える説話のパターンとしては、「我身莫焼」などといって火葬しないでおいていた遺骸が蘇生するということから、仏教の功徳を説くというのが一般的である。つまり、本来火葬をするべき筈がたまたま何等かの理由で火葬をしないわけであるから、火葬の社会への普及が前提になっている可能性もある。しかし、今までみてきたように、天皇・貴族を始め庶民に至るまで、8～10世紀代では火葬が一般化していたとは考えられない。従って、『日本霊異記』が仏教説話集であるという史料の性格からすれば、その火葬の普及の度合の評価には慎重にならざるを得ない。中には、火葬をしないことが前提になる場合もあって、下巻22話や23話などでは、火葬をせずに塚をつくり、「殯以置之」ないし「殯収而置」している様なケースさえある。

仏教関連の史料ということでは、『東大寺諷誦文稿』[35]も挙げられる。しかし、同じ仏教関連の史料とはいえ、こちらでは火葬を窺わせる部分は、257行から259行の「父公　母氏　指指指腕焼」だけである。他は71行から72行の遺骸を捨てる「指有犬鳥之藪引弃」や238行から242行の「道邊曝骸」、あるいは墓の場所を知らないといった326行から333行など、遺骸の遺棄を想起させるものが多い。また、126行では、棺槨を「葬」して「運土作墓」といった土葬を想起させるものすらある。

なお、『日本霊異記』記載の火葬をめぐって、斉藤時忠氏が検討されている（斉藤1958）。斉藤氏は、霊異記では遺骸を「莫焼」ないし「焼失」といった火葬を示すものが多いことから、「単に貧富の別に拠るものではなく」して、人々の仏教への帰依が進んだことによる火葬の普遍化を説かれている。しかし、前述してきたように、火葬の普遍化については、直ちに無限定的に認められるものではない。また、霊異記による火葬に関わりあいのある人物達は、僧侶を除けば、「富家長公」が多く（中5話）、「多富財宝、銭稲出挙」であったり（下22・下26話）、「作堂為氏之寺」といったことをする（下23話）人物が多い。下巻26話の主人公「田中真人広虫」は郡大領の妻である。もちろん、そうした人物達は先に検討してきた貴族層とは異なるも

のである。しかし、彼らをして、丁匠や防人として倒れることもあった一般的な庶民の代表とすることには無理があるのではなかろうか。霊異記の記載は、火葬の普遍化していた状況とは逆に、斉藤氏のことばを借りれば、「貧富の別」によってその階層ごとの葬法を各々追及していくことの大切さを教えてくれているように思われる。霊異記から挙げられる人物達は、いわゆる「富豪層」と捉えられるが、そうした階層の葬法を、貴族や一般的な庶民とは区別して考える必要があろう。また、その点は火葬墓の被葬者像を描く際には、重要な視点として位置づけられよう。

その他、庶民の喪葬が窺われるのは、やや時代が下って、12世紀前半とされる『今昔物語集』等がある。『今昔物語集』[36]をみてみると、葬送の様子や遺骸の遺棄についての記載が少なくない。巻29第18話の、羅城門に遺骸が遺棄されているという有名な説話の他にも、巻16第29話に京で、死体を「比レ川原ニ持行テ弃ヨ」とみえやはり遺棄である。巻27第36話では、播磨国印南野という場所での、土葬による葬送の様子が描写されている。

12世紀末から13世紀前半の成立とされる『宇治拾遺物語』[37]巻3ノ13話では、寺院で雑務を担当していた身分の低い僧侶の死に際して、「棺に入ながら、捨ずして置て」とある。鎌倉時代成立の『餓鬼草紙』[38]の中には、遺骸の納められた木製の棺が地表に置かれていて、その遺骸を犬が食べている様子が描かれている。そのことからすれば、遺骸を棺に入れて捨てるとは、やはり、遺棄を意味していることになろう。巻6ノ2話では、塚を掘り崩した際に、「石の辛櫃」が見つかり、その中には尼僧の死体があったという説話がある。これも、単なる土葬とは言い切れないにしても、火葬による葬法ではあり得ないことであろう。

以上、古代を中心として、史料から窺える庶民の喪葬について概観した。それらは、庶民の葬送であったり、死体を捨てるといった遺骸の処理であったりした。概観して明らかなことは、その葬法のほとんどが「葬埋」といった語句から窺える土葬であり、遺骸を火葬している例は極少ないと言えることであろう。一方、「軍防令」や「賦役令」においては、死体の処理として遺骸を火葬することが示されている。しかし、災害等による死体の処理を多く記している点では同様の、六国史の例では、遺骸を焼いていることを窺わせるものは極少ない。従って、「軍防令」や「賦役令」に於ける規定が、実際に行われていたことは少なかったのではないだろうか。庶民の葬送は、土坑に死体を納める土葬ないし、河原に死体を運んで捨てる遺棄が多かったのであろう。災害や疫病による大量の遺骸の処理も、手間のかかる火葬ではなく、そのまま埋めてしまうか、一所に集めて捨てる程度のものであった。あるいは、場合によっては、道路などに死骸がそのまま放置されていたことすらあったわけであり、埋葬されているだけでも良い方であったと言えなくもない。史料は畿内の例が中心ではあるものの、各地の例も少なくない。従って、そうした状況は、時期や地域での相違や多少の変遷があるとしても、基本的に土葬と

いう葬法では、各地域とも共通していたと推測できる。つまり、古代において、天皇や貴族においてすら火葬が一般化していたとはいい難いことも勘案すれば、庶民をも含めた社会全体としてみても、火葬が普及・一般化していたとはまったく言い難い、ということになる。

なお、『日本霊異記』では、仏教説話集であるという性格のものではあるが、いわゆる「富豪層」といった人々の火葬を窺わせる記載が多かった。そうした人物達は、貴族層ではないが、一般的な庶民として扱うことは出来ないことも、既述の通りである。そうした「富豪層」の階層での火葬については、在地において9世紀代以降に展開される火葬墓などの被葬者像を模索する際の一つの手がかりとして重視されよう。

**さて、以上の文献史料の検討から得られた結論と、確認された以後の検討に際しての視点は次の通りである。①8～10世紀代では天皇・貴族を始めとして庶民に至るまで、社会全体において火葬は必ずしも一般化していない。②その間は、天皇・貴族層においては、火葬・土葬が混在していた。③11世紀以降、天皇・貴族層では、火葬が普及するが、総ての葬送が火葬によったものではない。④庶民の喪葬は古代から中世初めまでに限っても、土葬が主流であり、遺骸の遺棄も多い。火葬は極端に少ない。**

**従って、⑤当該期の在地社会においては、火葬が普及していたことはなく、ある面では極めて特殊なものであった。また、⑥いわゆる「富豪層」の喪葬は、一般的な庶民からは区別して把握する必要があること。その点が示唆することは、⑦喪葬の追及は一律的に行うことよりも、中央の天皇・貴族層、在地の富豪層（時期によっては在地の豪族層）、庶民、といった階層毎に追及していくことが肝要であること。**

特に⑦の点に関しては、先に引用した論稿に於て、間壁氏が岡山県下の資料の検討から、地域・時代により被葬者の性格に変化が認められるのではないかとされた指摘と（間壁1981）、同様な論点であるといってよい。

それでは、以上のような視点を踏まえて、具体的に東国在地社会での墳墓の様相を検討し、その性格や背景を探ってみたい。

## 6．墳墓確認遺跡の検討

現在までに明らかにされてきた古代の墓制の様相は、関東地方に限っても、火葬による骨を納めた骨蔵器や石櫃を埋置する等の火葬墓、土葬による土坑墓、などがあり、地域的なまとまりも見受けられるようである。しかし、学説史の検討に於てみたように、当該期の墓制の研究は火葬墓がその中心にあり、土坑墓についての研究は注目すべきものはあるものの、その数はあまり多いとはいい難い。ましてや、ここで主として扱う古代の墓制に於ては、史料の検討からも明かになった様に、火葬が必ずしも普遍的な葬法とはなっていない。そうしたことから、古代の墓制を検討する際には、火葬墓のみを検討し、土坑墓を対象としないのでは、片手落ちということになりかねない。

前稿では、そのような観点から、火葬墓と土坑墓を同時に取り扱い、検討を加えたものである。実際、前稿でも挙げたような、火葬墓と土坑墓が同じ墓域の中から検出される遺跡例は少なくない。火葬墓と土葬による土坑墓という観点は、まったく基本的な認識とも言えるが、その割には従来の研究に於いては、あまり深められてきた論点であるとは考えられない。そうした意味から、前稿の視点を継承しつつ、改めて検討を進めることもあながち無駄なことではなかろう。また、そのような視点は、前章までの史料の検討によっても、ある程度の裏付けが得られたものと判断される。従って、前稿と重複する部分について、要約しながら採録した上で、その結果に立脚しながら検討を進めていくこととする。

### 6－1　二ノ谷遺跡について

最初に、前稿及び小稿の契機となった二ノ谷遺跡について触れておこう。二ノ谷遺跡は、栃木県河内郡南河内町薬師寺字二ノ谷に所在する遺跡で、「自治医科大学周辺地区」内の遺跡として調査がなされたものである[33]。二ノ谷遺跡についての詳細は、報文及び前稿に譲り、ここでは必要なことのみを記す。

本遺跡の立地する台地は、開発に先立って、その全面に近いほどの広範囲にわたって調査がなされており、二ノ谷遺跡は9世紀中頃に墓域が設定された遺跡である。墓域は、火葬骨を納めた灰釉陶器有蓋短頸壺を土坑に埋置した火葬墓と、その周辺に、火葬墓を取り囲むように土坑墓6基が位置している。出土遺物からして、火葬墓・土坑墓ともほぼ同時期、9世紀中頃のものである。火葬骨の鑑定結果では、被葬者は壮年後期から熟年の女性である。

なお、本遺跡の周辺では、9世紀代以降の竪穴住居址は認められず、火葬骨を納めた骨蔵器を土坑内に埋置する火葬墓が集中して確認されている。

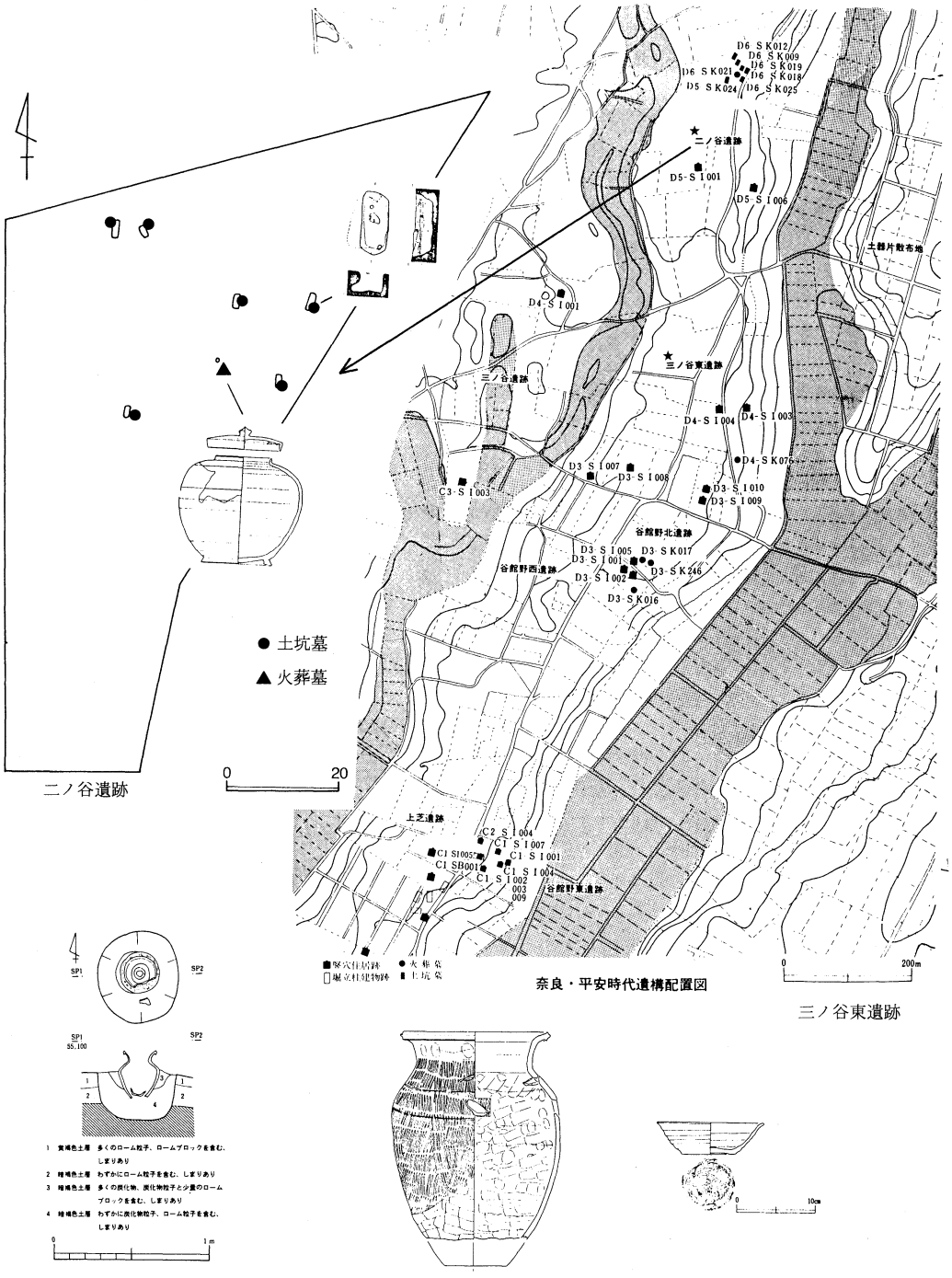


第２図　自治医科大学周辺地区

## 6－2　二ノ谷遺跡の土坑墓

前述したように、土坑墓研究が低調であったことの要因の一つには、土坑墓の検出とその認定が困難であるという、資料の非顕在性にあったといえる。実際、宇佐美氏が指摘されるように、遺存のよい土器等が出土する長方形の土坑は墓坑の可能性が高い（宇佐美1991）。しかし、そうした土坑の総てにおいても、確実に墓坑であると確認できるわけではない。むしろ、氏も認められるように、そうした土坑は必ずしも多くはなく、遺物の出土しない土坑の方が圧倒的に数が多い。

その点、二ノ谷遺跡で検出された土坑墓は、その形態の特殊性から、墓坑としての認定という問題点をクリアーできるものである。ここでは、まず、そうした明確に土坑墓と判定できるものについてふれた上で、火葬墓と共に同一遺跡において確認された例を中心に据えて検討する。また、群集する土坑墓群が検出されている場合には、遺物の出土しない単なる長方形の土坑であっても、土坑墓群の中での墓坑としての認定は、ある程度は容易となる。従って、その様な墓坑と判断される長方形の土坑が検出された遺跡も加えながら、検討を進めるという方法を取りたい。

さて、二ノ谷遺跡で検出された土坑墓とは、以下のようなものである。それは即ち、長方形の土坑で、掘り込まれた土坑の片側の壁が土坑の奥に向かって拡幅されているものである。片側の壁が抉られていることから、その断面形はL字状を呈する。この種の土坑墓については、関東地方を中心とする類例の集成と検討を行っているので、その詳細はそちらに譲ることとし（拙稿1990B）、ここでは、図表の提示とその概要を記すことにする。

まず、そうした土坑について、その側壁を抉りこんでいることから、「側壁抉込土坑」という名称を使用することとした。この種の土坑が、墓坑であることの根拠を示しておくと、①人骨が出土した例があること（千葉県菊間遺跡[40]など）、②土師器合口甕棺の出土（千葉県鷲谷津遺跡[41]）、③古墳の周溝や方形周溝遺構の周溝内などに造られていること（千葉県兼坂遺跡[42]など）、④横穴墓とセットとなって墓域を構成するものがあること（東京都神明上遺跡[43]など）、といった諸点が挙げられる。その分布は、千葉県下に多いものの、ほぼ関東地方各域に認められる。存続している時期は5世紀代から10世紀代までである。もっとも、中世のいわゆる「地下式壙」とはまったく別なものではあるにしても、土坑の壁を抉り込むという形態の土坑墓が中世から近世にかけて存続していた可能性はある。

なお、この種の土坑を含めた「地下式土壙墓」を考察されている田中新史氏は、「古墳周溝付設の外接土壙として普遍的に出現し」たとされ（田中1985）、渡辺修一氏は、古墳などからはなれて単独で存在する古墳時代以降のものを、この種の土坑墓の発展形態として指摘されている（渡辺1985）。その性格について、両氏は周溝内埋葬の従属性を指摘され、被葬者群の中で「著

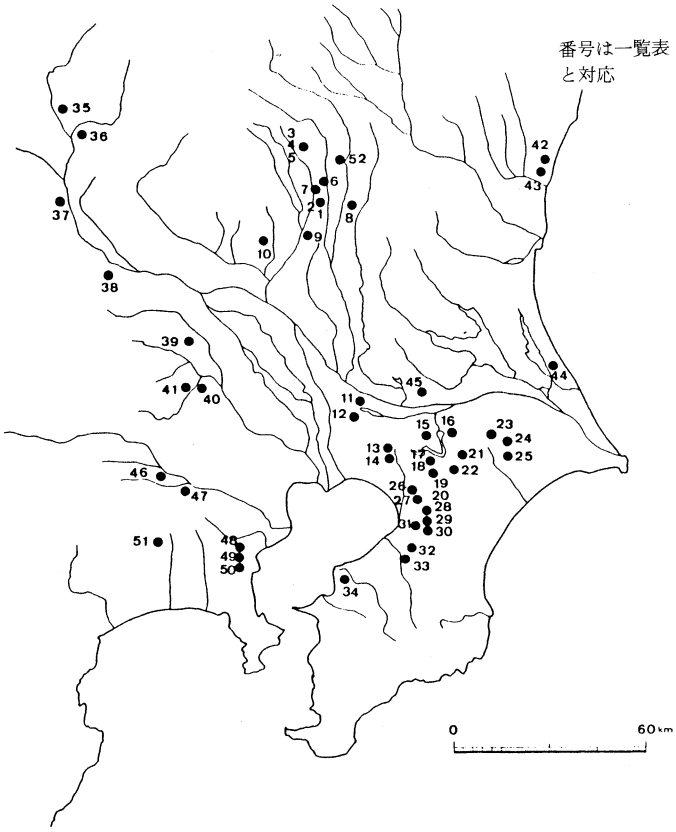


第３図　側壁抉込土坑確認遺跡

しい劣性を示す」(田中1985)、所属集団への隷属性の強いものであるとされる。

この種の土坑墓は、極端に出土遺物が少ないことや、墓域の中で決して主体的な位置を占めない点から考えて、指摘されているような当該土坑墓の従属性と言うものは、充分に認められるものである。また、それのみ単独で存在することが普遍的には認められないという現状の理解も肯首出来る。二ノ谷遺跡においては、側壁抉込土坑が火葬墓の周辺を取り囲むように位置しているが、そうした墓域の構成から窺える側壁抉込土坑の性格及びその被葬者というものも、同様に、火葬墓に対して従属的なものとして理解できよう。

なお、近年では、古墳の周溝に外接した土坑墓から馬骨の出土が確認される例が増えてきている。例としては、千葉県佐倉市大作遺跡31号墳[44]や福岡県小郡市三沢古墳群[45]などが挙げられる。そうした類例については、大作遺跡や三沢古墳群の報文に於て集成されているが、その類例の中には側壁抉込土坑のものも含まれている。従って、古墳の周溝の外接土坑をはじめ、この種の土坑墓の中には人間ではなく、馬が埋葬されていた可能性がある。馬の埋葬は、『日本書紀』記載のいわゆる「大化の薄葬令」に「凡人死亡之時。若経自殉或絞人殉。及強殉亡人之馬。」とみえる馬の殉葬の実例として捉えられている。馬骨出土の墓坑が馬の殉葬そのものであるかどうかは別としても、側壁抉込土坑の中に人ではなく馬が埋葬されていたとすると、二ノ谷遺跡などから想定した当該土坑墓の性格もやや趣が変わってこよう。

しかし、墓坑であることの根拠として示した、人骨の確認された菊間遺跡や土師器合口甕棺が出土した鷲谷津遺跡の例からすれば、側壁抉込土坑の総てが馬を埋葬したものとすることは出来ない。現状では、馬歯・馬骨が確認されている例が５世紀末から～７世紀といった古墳時代の古墳周溝外接のものが多いという点と併せて判断すれば、ここで扱おうとしている奈良・

## 第６表　側壁抉込土坑検出遺跡一覧表

| No. | 遺跡名 | 所在地 | 形態・検出数 | 出土遺物 | 時期 | 備考 | 文献 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 二ノ谷遺跡 | 栃木県南河内町薬師寺 字二ノ谷 | 側壁抉込土坑６基　１類 | 須恵器蓋 | ９Ｃ前半～ | 火葬墓とセット | (1) |
| 2 | 下古館遺跡 | 国分寺町小金井 字下古館 | 側壁抉込土坑　2･5類 | こね鉢等 | 中世 | | (2) |
| 3 | 聖山公園２号墳 | 宇都宮市上欠町 | 側壁抉込土坑４基（周溝内）１類 | | ６Ｃ後 | | (3) |
| 4 | 聖山公園６号墳 | 宇都宮市上欠町 | 側壁抉込土坑３基（周溝内）１類 | 鉄刀・刀小・轡 | ７Ｃ前 | | (4) |
| 5 | 聖山公園将軍塚古墳 | 宇都宮市上欠町 | 側壁抉込土坑７基（周溝内）１類 | 臼玉 | ７Ｃ代 | | (5) |
| 6 | 多功南原遺跡 | 上三川町多功 字南原 | 側壁抉込土坑４基 1･5類 | なし | 不明、平安か？ | | (6) |
| 7 | 下谷田・郭内遺跡 | 石橋町石橋郭内 | 側壁抉込土坑２基　１類 | なし | 不明 | 集落は７Ｃ代 | (7) |
| 8 | 稲荷山遺跡 | 真岡市高勢町 | 側壁抉込土坑１基 | なし | 不明、古墳前期 | 閉塞あり | (8) |
| 9 | 宮内北遺跡Ｂ地点 | 小山市外城字下台 | 側壁抉込土坑４基 | | 中世？ | | (9) |
| 10 | 伯仲遺跡 | 大平町西水代伯仲 | 側壁抉込土坑３基 1･3類 | なし | 不明 | | (10) |
| 11 | 布佐余間戸遺跡 | 千葉県我孫子市 布佐余間戸 | 側壁抉込土坑２基 3･4類 | 骨片 | 不明 | | (11) |
| 12 | 花前Ⅰ遺跡 | 柏市船戸字花前 | 側壁抉込土坑？４基 | なし | 不明 | 地下式壙か？ | (12) |
| 13 | 井戸向遺跡 | 八千代市萱田 字井戸向 | 側壁抉込土坑１基　１類 | なし | 不明 | | (13) |
| 14 | 御山遺跡 | 四街道市物井 | 側壁抉込土坑？ | | | | (14) |
| 15 | 吉高家老地遺跡 | 印旛村吉高字老地 | 側壁抉込土坑１基　４類 | 骨片 | 不明、近世か？ | 塚の外接土坑 | (15) |
| 16 | 竜角寺ニュータウン | 栄町竜角寺 字前原・長作 | 側壁抉込土坑２基　１類 | なし | 不明、平安か？ | 関連する土坑墓13基 | (16) |
| 17 | 臼井南石神Ⅰ地点 | 佐倉市臼井字忍 | 側壁抉込土坑１基 | なし | 不明、古墳か？ | １号墳周溝外接 | (17) |
| 18 | 間野台古屋敷遺跡 | 佐倉臼井 | 側壁抉込土坑１基　１類 | なし | 不明 | | (18) |
| 19 | 飯重生谷境掘遺跡 | 佐倉市生谷字境掘 | 側壁抉込土坑２基 3･4類 | なし | 不明 | 方形周溝遺構あり | (19) |
| 20 | 飯重新畑遺跡 | 佐倉市飯重字新畑 | 側壁抉込土坑１基　１類 | なし | 不明 | 方形周溝遺構あり | (19) |
| 21 | 蒲田谷津遺跡 | 佐倉市八木 字蒲田谷津 | 側壁抉込土坑１基　１類 | なし | 不明 | | (20) |
| 22 | 明代台遺跡Ｂ地点 | 佐倉市神門 向山谷津 | 側壁抉込土坑６基　１類 | なし | 不明、歴史か？ | | (21) |
| 22 | 向山谷津遺跡 | 佐倉市神門 向山谷津 | 側壁抉込土坑３基　１類 | 土器片 | 不明、歴史か？ | 周溝遺構あり | (21) |
| 22 | 腰巻遺跡 | 佐倉市神門字腰巻 | 側壁抉込土坑１基　３類 | なし | 不明 | | (22) |
| 22 | 向原遺跡 | 佐倉市神門字向原 | 側壁抉込土坑１基　１類 | なし | 奈良・平安 | | (23) |
| 22 | 星谷津遺跡 | 佐倉市岩富 字星谷津 | 側壁抉込土坑５基　１類 | 須恵器・刀子 | ８Ｃ後半 | ３基が集中 | (24) |
| 22 | 立山遺跡 | 佐倉市直弥字立山 | 側壁抉込土坑10基 1･4基 | 釘 | ６Ｃ中～８Ｃ後 | １基は古墳周溝外接 | (25) |
| 23 | 野毛平高台遺跡 | 成田市野毛平 | 側壁抉込土坑１基　３類 | なし | 不明９Ｃより古 | | (26) |
| 24 | 外部台遺跡 | 栗源町岩部字向 | 側壁抉込土坑４基 | なし | 不明 | 古墳～平安 | (27) |
| 25 | 多古工業団地遺跡群 | 多古町水戸 | | | | | (28) |
| | 林小原子台 | 多古町水戸 字林小原子台 | 側壁抉込土坑１基　１類 | なし | 平安か？ | 火葬墓・方形周溝 | |
| | 土持台 | 多古町水戸 字土持台 | 側壁抉込土坑１基　１類 | 土器・釘・器具石櫃 | ８Ｃ後 | 方形周溝主体部 | |
| | 林中ノ台 | 多古町水戸 字林中ノ台 | 側壁抉込土坑４基　１類 | なし | ８Ｃ後～？ | | |
| 26 | 兼板遺跡 | 千葉市都町 | 側壁抉込土坑５基　１類 | なし | ８Ｃ代？ | | (29) |
| 27 | 城の腰遺跡 | 千葉市大宮町769 | 側壁抉込土坑１基　１類 | 人骨 | 不明 | | (30) |
| 28 | 鷺谷津遺跡Ｂ区 | 千葉市千葉寺町 | 側壁抉込土坑１基　１類 | 土師器甕２個 | ８Ｃ末～９Ｃ初 | 合口甕棺、骨なし | (31) |

| No. | 遺跡名 | 所在地 | 形態・検出数 | 出土遺物 | 時期 | 備考 | 文献 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 29 | ムコアラク遺跡 | 千葉県千葉市大金沢町 | 側壁抉込土坑４基　１類 | なし | 不明 | | (32) |
| 30 | 六通神社南遺跡 | 千葉市大金沢町 | 側壁抉込土坑５基 | | ８Ｃ後とされる | ３基方形周溝主体部 | (14) |
| 31 | 神明社裏遺跡 | 千葉市小金沢町 | 側壁抉込土坑１基 | なし | 不明 | | (33) |
| 32 | 菊間遺跡 | 市原市菊間字北野 | 側壁抉込土坑４基 1･3類 | 土器・鉄鏃・釘瓦など | ８Ｃ代か？ | 人骨出土 | (34) |
| 33 | 国分寺台遺跡群 | 市原市 | | | 古墳時代～ | | (35) |
| | 諏訪台支群 | 市原市諏訪台 | 側壁抉込土坑 | | | 古墳周溝外接 | |
| | 辺田支群 | 市原市辺田 | 側壁抉込土坑 | | 古墳時代 | | |
| | 西谷（北）支群 | 市原市西谷 | 側壁抉込土坑 | | 古墳終末期 | 周溝外接・単独など | |
| 34 | 請西遺跡 | 木更津請西字大山台 | 側壁抉込土坑１基　１類 | なし | ７Ｃ代 | 山伏作８号遺構 | (36) |
| 35 | 藪田遺跡 | 群馬県月夜野町月夜野字藪田 | 側壁抉込土坑１基　３類 | なし | 不明 | | (37) |
| 36 | 糸井宮前遺跡 | 昭和村糸井宮前 | 側壁抉込土坑２基　３類 | なし | 不明 | | (38) |
| 37 | 清里・長久保遺跡 | 前橋市上青梨子町 | 側壁抉込土坑１基　１類 | 緑釉・灰釉・土師器・釘 | 10Ｃ中 | | (39) |
| 38 | 清水谷遺跡 | 埼玉県岡部町本郷字北坂 | 側壁抉込土坑１基　１類 | なし | 不明 | 古墳周溝外接 | (40) |
| 39 | 古凍根岸裏遺跡 | 東松山市古凍根岸裏 | 側壁抉込土坑１基　１類 | 土師器杯・甕・粘土 | ６Ｃ後 | | (41) |
| 40 | 南大塚古墳群 | 川越市豊田本字中原 | 側壁抉込土坑？ | 土師器杯 | ６Ｃ後 | 古墳周溝外接 | (42) |
| 41 | 上広瀬古墳群 | 狭山市柏原字森ノ上 | 側壁抉込土坑？ | 土師器杯・須恵器壺 | ７Ｃ代？ | 古墳周溝外接 | (43) |
| 42 | 泉前遺跡 | 茨城県日立市水木町 | 側壁抉込土坑７基　１類 | 内耳？ | 不明 | 地下式壙の可能性 | (44) |
| 43 | 六ツ塚遺跡 | 日立市大みか町 | 側壁抉込土坑３基 1･3類 | 刀子・丸玉 | ６Ｃ後 | ２号墳に付設 | (45) |
| 44 | 木滝台遺跡 | 鹿島町木滝 | 側壁抉込土坑１基・１類 | なし | 不明 | | (46) |
| 45 | 尾坪台・十三塚遺跡 | 竜ヶ崎市八千代町字尾坪台 | 側壁抉込土坑１基　３類 | 土器片 | 不明 | | (47) |
| 46 | 神明上遺跡50次 | 東京都日野市豊田 | 側壁抉込土坑１基　１類 | なし | 不明 | | (48) |
| | 62次 | | 側壁抉込土坑３基　１類 | 土師器杯 | ８Ｃ前 | 横穴墓あり、セット | (49) |
| | 70次 | | 側壁抉込土坑１基 | なし | 不明 | | (49) |
| 47 | 和田・百草遺跡群 | 多摩市和田 | 側壁抉込土坑？１基１類 | 石鏃・石製品 | 不明 | 袋状土坑とされる | (50) |
| 48 | 受地だいやま遺跡 | 神奈川県横浜市緑区奈良町 | 側壁抉込土坑４基 3･4類 | なし | 平安時代 | 当該期の墓坑群検出 | (51) |
| 49 | 折本西原遺跡 | 横浜市緑区折本町 | 側壁抉込土坑１基　５類 | なし | 弥生とされる | | (52) |
| 50 | 藪根不動原遺跡 | 横浜市緑区池辺町 | 側壁抉込土坑１基　１類 | 須恵器坏・灰釉長頸壺 | 10Ｃ前 | 坏は記号墨書土器 | (53) |
| 51 | 愛川角田遺跡 | 愛川町角田 | 側壁抉込土坑１基　１類 | なし | 不明 | | (54) |
| 52 | 下桑島西原古墳群 | 栃木県宇都宮市下桑島 | 側壁抉込土坑 | | | 古墳周溝内・単独 | (55) |

## 第７表　側壁抉込土坑検出遺跡　文献一覧表


1　『二ノ谷遺跡』　栃木県文化振興事業団　1988年
2　『自治医科大学周辺地区』　栃木県文化振興事業団　1988年
3　『聖山公園遺跡Ⅰ』　宇都宮市教育委員会　1983年
4　『聖山公園遺跡Ⅱ』　宇都宮市教育委員会　1985年
5　『聖山公園遺跡Ⅲ』　宇都宮市教育委員会　1986年
6　『多功南原遺跡』　上三川町教育委員会　1986年
7　『下谷田・郭内遺跡』　石橋町教育委員会　1987年
8　『真岡市史』１考古資料編　真岡市　1984年
9　『小山の文化財』　小山市教育委員会　1986年。同市教育委員会福田定信氏の御教示による。
10　『伯仲遺跡』　栃木県文化振興事業団　1984年

11 『布佐・余間戸遺跡』　我孫子市布佐・余間戸遺跡調査会　1981年
12 『常磐自動車道埋蔵文化財調査報告書Ⅱ』　千葉県文化財センター　1984年
13 『八千代市井戸向遺跡』　千葉県文化財センター　1987年
14 渡辺修一「“群小区画墓”の終焉期（2）」『研究連絡紙』14　千葉県文化財センター　1985年
15 『吉高家老地遺跡』　吉高家老地遺跡調査会　1976年
16 『竜角寺ニュータウン遺跡群』　竜角寺ニュータウン遺跡調査会　1982年
17 『臼井南遺跡』　佐倉市教育委員会　1975年
18 『間野台・古屋敷』　佐倉市教育委員会　1977年
19 『飯重』　佐倉市教育委員会　1974年
20 『パイプライン』　千葉県文化財センター　1981年
21 『佐倉市向山谷津・明代台・木戸場・古内遺跡』　千葉県文化財センター　1987年
22 『佐倉市腰巻遺跡』　千葉県文化財センター　1987年
23 『佐倉市向原遺跡』　千葉県文化財センター　1989年
24 『佐倉市星谷津遺跡』　千葉県文化財センター　1978年
25 『佐倉市立山遺跡』　千葉県文化財センター　1983年
26 『成田新線建設事業地内埋蔵文化財調査報告書Ⅰ』　千葉県文化財センター　1980年
27 『栗源町外部台遺跡』　千葉県文化財センター　1986年
28 『多古工業団地内遺跡群』　千葉県文化財センター　1986年
29 『京葉』　千葉県都市公社　1973年
30 『千葉市城の腰遺跡』　千葉県文化財センター　1979年
31 福田誠「千葉寺地区鷲谷津遺跡B区において検出された合口甕棺墓について」『研究連絡紙』22　千葉県文化財センター　1988年
32 『千葉東南部ニュータウン8』　千葉県文化財センター　1979年
33 『千葉県文化財センター年報9』　千葉県文化財センター　1983年
34 『市原市菊間遺跡』　千葉県都市公社　1974年
35 渡辺修一「“群小区画墓”の終焉期（2）」『研究連絡紙』14　千葉県文化財センター　1985年
36 『請西』　木更津市教育委員会　1977年
37 『藪田遺跡』　群馬県教育委員会　1985年
38 『糸井宮前遺跡Ⅰ』　群馬県教育委員会　1985年
39 『清里・長久保遺跡』　群馬県埋蔵文化財調査事業団　1986年
40 『清水谷・安光寺・北坂遺跡』　埼玉県埋蔵文化財調査事業団　1981年
41 『古凍根岸裏遺跡』　埼玉県埋蔵文化財調査事業団　1984年
42 『南大塚古墳群』　川越市遺跡調査会　1988年
43 狭山市教育委員会小渕良樹氏の御教示による。
44 『泉前遺跡』　日立市教育委員会　1982年
45 『日立市六ツ塚遺跡』　日立市教育委員会　1978年
46 『木滝台遺跡・桜山古墳』　鹿島町木滝台遺跡発掘調査会　1978年
47 『竜ヶ崎ニュータウン埋蔵文化財調査報告書』　茨城県教育財団　1986年
48 『日野市遺跡調査会年報Ⅲ』　日野市遺跡調査団　1981年
49 清野利明「L字状土壙について」『日野市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅱ』　日野市遺跡調査会　1986年
50 『和田・百草遺跡群・落川南遺跡』　多摩市教育委員会　1985年
51 『奈良地区遺跡群Ⅰ　受地だいやま遺跡』　奈良地区遺跡群調査団　1986年
52 『折本西原遺跡』　横浜市埋蔵文化財調査委員会　1980年
53 『藪根不動原遺跡』　横浜市埋蔵文化財調査委員会　1981年
54 『愛川角田遺跡』　愛川角田遺跡調査会　1981年
55 『宇都宮市文化財年報』6　宇都宮市教育委員会　1990年

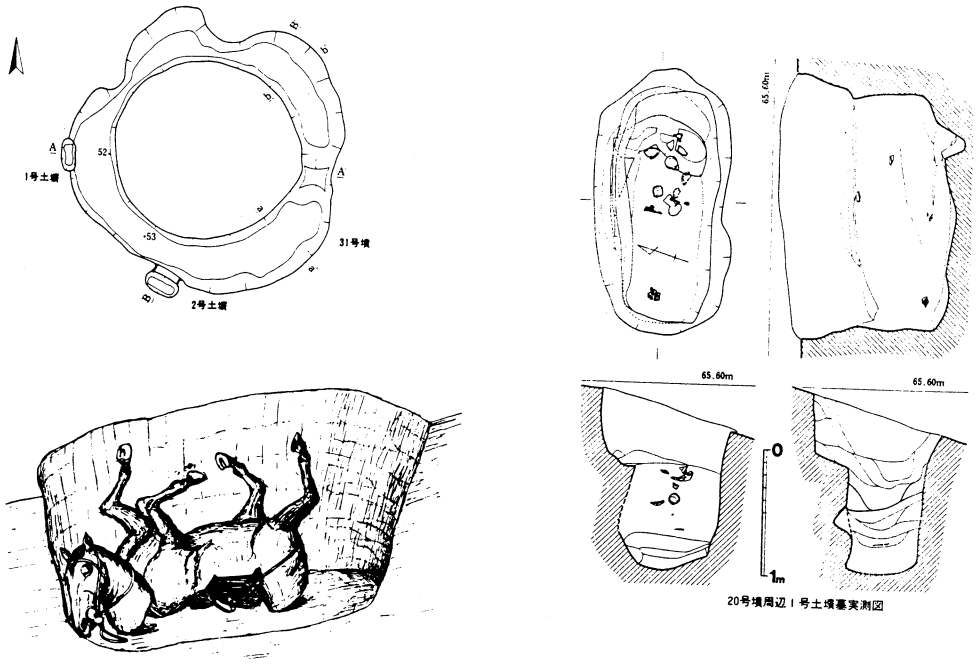


大作遺跡　　三沢古墳群

第4図　馬骨出土の土坑墓例

平安時代の側壁抉込土坑は、やはり人間の埋葬が行われたものと考えて良かろう。

もっとも、側壁抉込土坑の中には、その総てではないにしても、馬が埋葬された例が含まれている可能性は否定できない。しかし、それよりもむしろ、ここで強調しておきたい点は、古墳外接土坑に端を発すると考えられる側壁抉込土坑の有する著しい従属性である。場合によっては、馬が埋葬されることすらあった側壁抉込土坑の被葬者の性格は、決して主体的なものとはなり得ない、隷属的なものを想定せざるをえない。

また、側壁抉込土坑の関東地方以外の分布であるが、集成作業を特に行っていないので不明である。しかし、田中氏も指摘されている鳥取県米子市青木遺跡[16]や前述の三沢古墳群など各地にその分布が認められるようである。時期にもよるが、当該土坑の集中する特定の地域を除いても、ある程度の分布を想定しておいて良さそうである。

## 6－3　墳墓確認遺跡の類型化

それでは、以上のように、土坑墓としての認定というハードルをクリアーできる資料を確認した上で、火葬墓ないし土坑墓といった古代の墳墓を確認した遺跡例を検討し、その類型化を行うこととする。取り扱う遺跡の例は、発掘調査である程度の面積が調査され、墳墓の様相が明確になっているものとする。遺跡は主として関東地方の例を扱い、その他の地域の遺跡を必要に応じて取り扱うこととする。類型化の基準は、墓域の中での火葬墓・土坑墓の存在やその多寡、などに求め、その代表的な遺跡例を挙げる。なお、この類型化の基準と遺跡の分類、例として挙げる遺跡はほぼ前稿と同様なものではあるものの、再検討により、その位置づけなどについて改めた部分もある。

### Ⅰ類　墓域から火葬墓のみが確認された遺跡例

このⅠ類のうち、明確に、墓域が火葬墓のみで構成されていると判断されるものをA類、火葬墓が単独で確認されたものをB類として区分する。このうち、B類としたものは、ⅠA類ないしⅡ類となる可能性を含むものである。

### ⅠA類　墓域が火葬墓のみで構成されている遺跡例

千葉県あじき台遺跡、岩坂大台遺跡、東京都神明上遺跡24次調査区、神奈川県寅ケ谷遺跡、坂東谷遺跡、茨城県赤塚遺跡、栃木県三ノ谷東遺跡、などである。

**あじき台遺跡**は、印旛郡栄町五斗蒔に所在する遺跡で、南北の細長い台地上に平安時代の火葬墓7基が確認されている[47]。火葬墓は、いずれも土坑内に土師器ないし土師質須恵器の骨蔵器を土坑内に埋置したもので、その年代は9世紀後半から10世紀前半とされている。

**岩坂大台遺跡**は、富津市岩坂に所在する遺跡で、丘陵の頂部平坦面から火葬墓8基が検出されている[48]。火葬墓は、武蔵型の土師器甕2個体を土坑内に埋置した1基以外は、総て石櫃を用いている。火葬墓群の年代は、骨蔵器に使用された土師器の甕から概ね8世紀の後半を前後するものとされている。

**神明上遺跡**は、日野市日野に所在する遺跡で、第24次調査では、火葬墓3基が確認されている[49]。1基は石櫃を、1基は武蔵型の土師器甕を用いたもので、その年代は概ね9世紀代であろう。確認されている火葬墓は少ないものの、この類に含まれる可能性がある。

**寅ケ谷遺跡**は、横浜市港北区川和町に所在する遺跡で、火葬墓5基が確認されている[50]。遺跡の詳細は不明なものの、本類に含まれる可能性がある。いずれも、土坑内に武蔵型の土師器甕を埋置したもので、その時期は概ね8世紀後半から9世紀代のものであろう。

**坂東谷遺跡**は、川崎市麻生区千代ケ丘に所在する遺跡で、火葬墓4基が確認されている[51]。い

あじき台遺跡

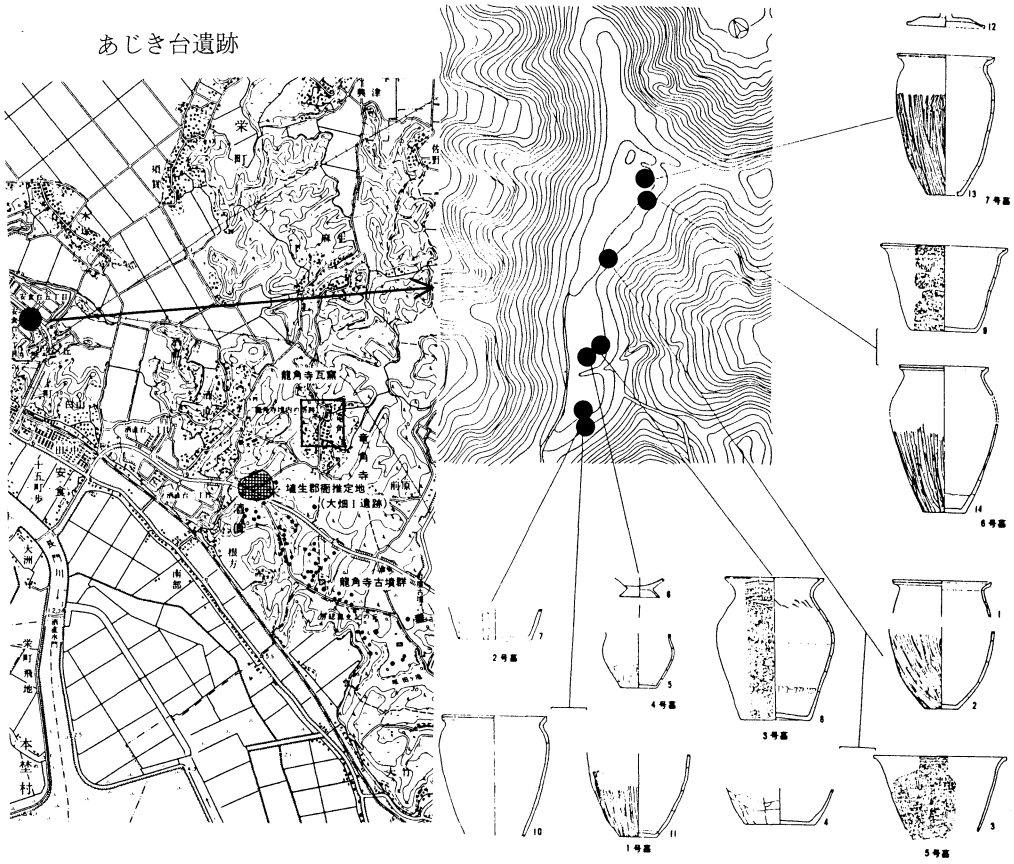


赤塚遺跡

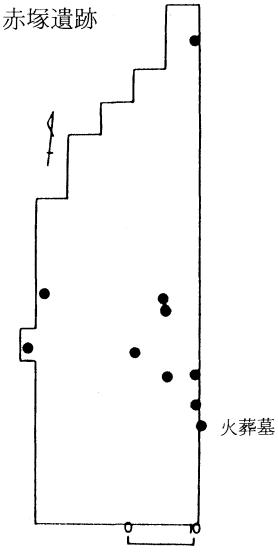


坂東谷遺跡

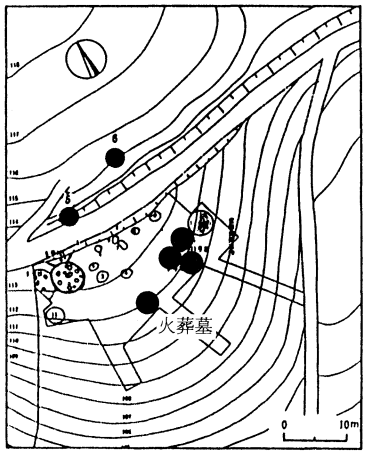


第５図　あじき台遺跡・赤塚遺跡・坂東谷遺跡

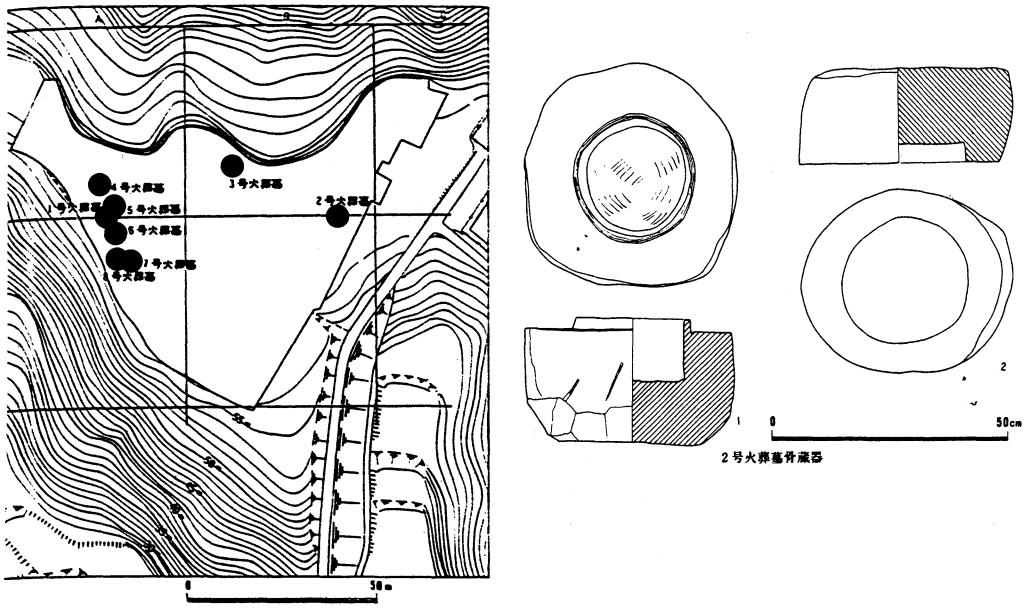


第6図　岩坂大台遺跡

ずれも、土坑内に武蔵型の土師器甕を骨蔵器として埋置しているもので、その年代は概ね9世紀中頃から後半であろう。また、発掘調査によるものではないが、火葬墓確認地点の近辺から、骨蔵器が2点、出土している（村田・増子1990）。

**赤塚遺跡**は、水戸市河和田町に所在する遺跡で、火葬墓10基が確認されている[62]。いずれも、土坑内に須恵器甕ないし短頸壺を埋置し、閉塞として須恵器坏や皿を用いているものである。その時期は、8世紀末から9世紀代のものであろう。

**三ノ谷東遺跡**は、河内郡南河内町薬師寺に所在する遺跡で、火葬墓4基が確認されている[63]。この遺跡は、前述の二ノ谷遺跡の南に位置する同一台地上の遺跡である。火葬墓は、土坑内に土師器ないし須恵器の骨蔵器を埋置したもので、その時期は概ね9世紀中頃である。

ここで類例として取り上げた遺跡は、いずれも、火葬墓が群集して墓域を構成している点が特徴である。また、坂東谷遺跡の他にも、川崎市域では、数多くの火葬墓が確認されており（村田・増子1990）、その中には群集している例が見受けられる。従って、そうしたものの中にも本類に含まれる例があるものと予測される。発掘調査によらない例であるので、ここでは挙げていないものの、川崎市域の火葬墓についての考察は、極めて示唆的なものがある。

### ＩＢ類　火葬墓が単独で確認された遺跡例

この類として挙げられる遺跡は、比較的数が多い。この遺跡例の認定に際しては、ある程度の広範囲の調査が実施されていることが、条件となる。

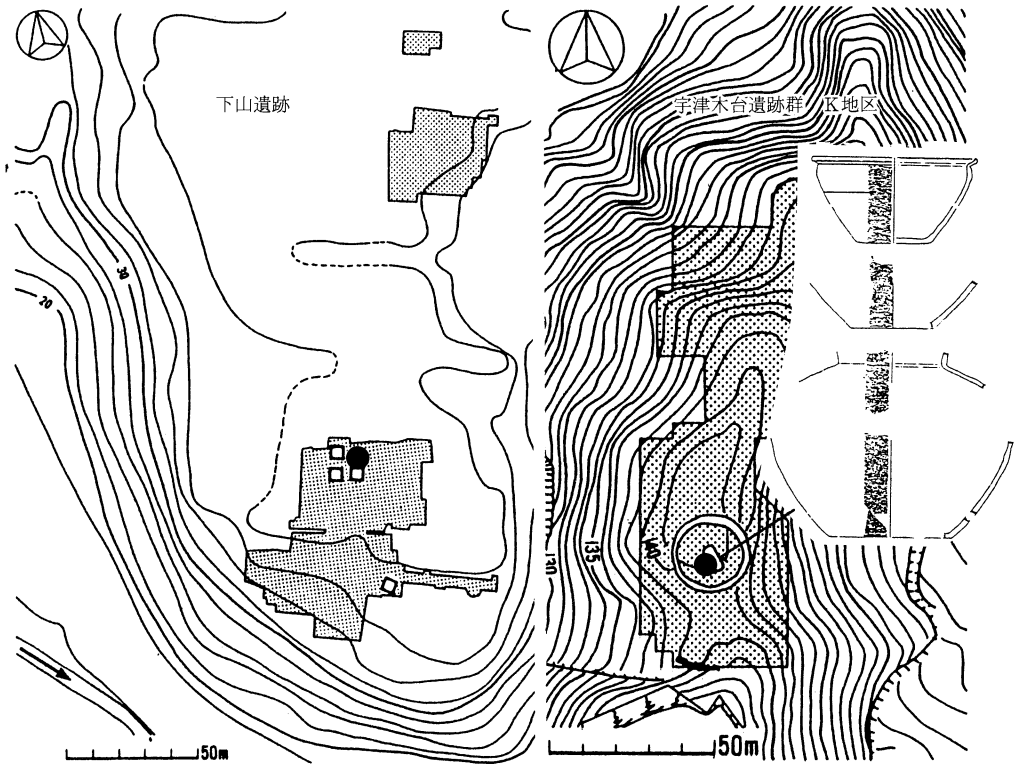


第７図　下山遺跡・宇津木台遺跡群

代表的なものを挙げれば、東京都宇津木台遺跡群、下山遺跡、神奈川県東方第七遺跡、細山代官山遺跡、潮見台遺跡、などである。

**宇津木台遺跡群**は、八王子市宇津木町に所在する遺跡群で、そのＫ地区に於て火葬墓が確認されている[54]。この火葬墓は、尾根上の古墳の石室を破壊しているもので、その時期は10世紀前半のものであるという。火葬墓は、方形の掘り方の中に偏平な石を石囲い状に積み上げたもので、そこから須恵器甕や鉢の破片が出土している。

**下山遺跡**は、世田谷区瀬田四丁目に所在する遺跡で、凝灰質細流砂岩製の石櫃を用いた火葬墓が１基確認されている[55]。この火葬墓の年代は、石櫃出土例の検討から、８世紀代とされている。

**東方第七遺跡**は、横浜市緑区東方町に所在する遺跡で、舌状台地上において火葬墓１基を確認している[56]。この火葬墓は、土坑内に武蔵型の土師器甕を埋置したもので、その年代は９世紀中頃であろう。

**細山代官山遺跡**は、川崎市麻生区細山８丁目に所在する遺跡である[57]。この遺跡は、丘陵のやや急な斜面に位置しているもので、平安時代の土坑が２基確認されている。この内の１基には武蔵型の土師器甕が骨蔵器として埋置されていたものである。時期は、概ね９世紀中頃以降で

あろう。

**潮見台遺跡**は、川崎市菅生に所在する遺跡で、丘陵上に所在している[58]。火葬墓は、凝灰岩を組み合わせた中に土師器の甕を2個体埋置したもので、その年代は概ね9世紀後半である。なお、この遺跡の近辺では4点の骨蔵器が出土しているものの（村田・増子1990）、和銅開珎が出土しているものや、骨蔵器に用いられている武蔵型の土師器甕が時期的に古いものがある。必ずしも、火葬墓が単独で確認されたものではないが、発掘調査で確認された骨蔵器が時期的には他のものから独立していた可能性があるため、この類に含めた。従って、前述したような、ＩＡ類に含まれる可能性のある遺跡ということになる。

その他、この類に該当する可能性のある遺跡として、東京都川島谷遺跡第九地点[59]、神奈川県山ノ上2号墳[60]、大場・富士塚遺跡[61]が挙げられる。

このように、ＩＢ類は、やや認定の困難な類例である。また、資料紹介のなされることの多い、単独で発見される火葬骨蔵器なども本類に該当するわけであるが、発掘調査による資料でない限りは、ＩＡ類や後述するⅡ類と区別することはできない。

### Ⅱ類　火葬墓と土坑墓が組み合って墓域を構成する遺跡例

前述の二ノ谷遺跡が本類に該当する。既述のように、土坑墓の認定が困難なこともあって、現状では、この例は多くはない。しかし、土坑墓と火葬墓の組合せという視点からの検討が増えれば類例も増えようし、これまでⅠ類としていたものの中にも、Ⅱ類のものが含まれている可能性もある。二ノ谷遺跡以外の例としては、千葉県竜角寺ニュータウン遺跡群、多古工業団地内遺跡群、本郷台遺跡、北谷津Ⅰ遺跡、埼玉県叺原遺跡、児沢北遺跡、などが挙げられる。そのうち、竜角寺ニュータウン遺跡群、多古工業団地内遺跡群では、側壁抉込土坑が確認されている。叺原遺跡では、土坑墓が調査時に確認されている。

**竜角寺ニュータウン遺跡群**は、印旛郡栄町竜角寺に所在する、6地点からなる遺跡群である[62]。そのうち、№1地点、№3地点が、この類に該当する。№1地点では、概ね9世紀代の火葬墓5基（2基は推定）と土坑墓10基が確認されている。土坑墓は、9号土坑が側壁抉込土坑である他、6基が土坑底面に溝やピットを有するいわゆる「地下式系土壙墓」（田中1985）に当たるものである。そうした土坑のうち、6基が、12号火葬墓を中心としてその周辺を取り巻くように位置している。土坑墓の年代は不明なものの、火葬墓と重複していないことから、その時間的な差はあまり無いと考える蓋然性は高い。従って、その火葬墓と土坑墓の組合せという墓域の構成は、二ノ谷遺跡に近似しているといえよう。骨蔵器の出土している4基の火葬墓は、いずれも遺存状態は不良のため、その前後関係は不明である。しかし、土坑墓の長軸方向が概ね3類に分けられることや、調査区外にも土坑墓や火葬墓の存在を想定できることからして、12

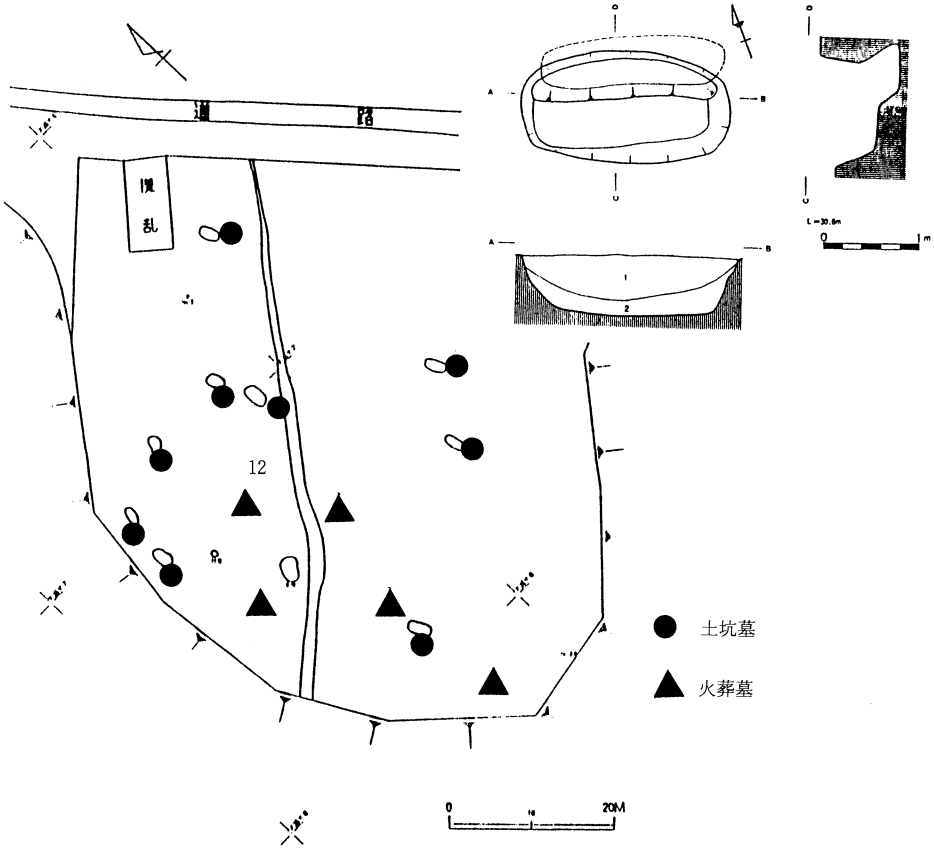


第8図　竜角寺ニュータウン遺跡群No.1地点

号火葬墓を中心とするような火葬墓と土坑墓のセットがいくつか存在していることは充分に考えられる。No.3地点は、側壁抉込土坑を含む土坑墓4基と概ね8世紀後半の火葬墓3基が確認されている。ここも、No.1地点のような火葬墓と土坑墓のセットが想定されるものの、調査範囲の限界のため明確な形では表れていない。なお、No.4地点では、各々単独で存在する2基の火葬墓が確認されている。前述した二ノ谷遺跡とⅠ類として挙げた三ノ谷東遺跡は、同一台地上に存在する遺跡である。従って、二ノ谷遺跡と三ノ谷東遺跡や竜角寺ニュータウン遺跡群のように、同じ地域内にある遺跡といえども、その墓域の構成は必ずしも同一のものであるとは限らないことが理解される。

**多古工業団地内遺跡群**は、香取郡多古町水戸に所在する林小原子台・巣根・土持台・林中ノ台・吹入台の5遺跡からなる遺跡群である。[63]

林小原子台遺跡では、火葬墓2基、方形周溝遺構2基（溝とされる1基もこの遺構の可能性がある）、側壁抉込土坑を含む土坑が確認されている。2基の火葬墓が8世紀第4四半期とされている他は、各遺構の時期は不明である。火葬墓の1基には、骨蔵器外容器の外面に「家

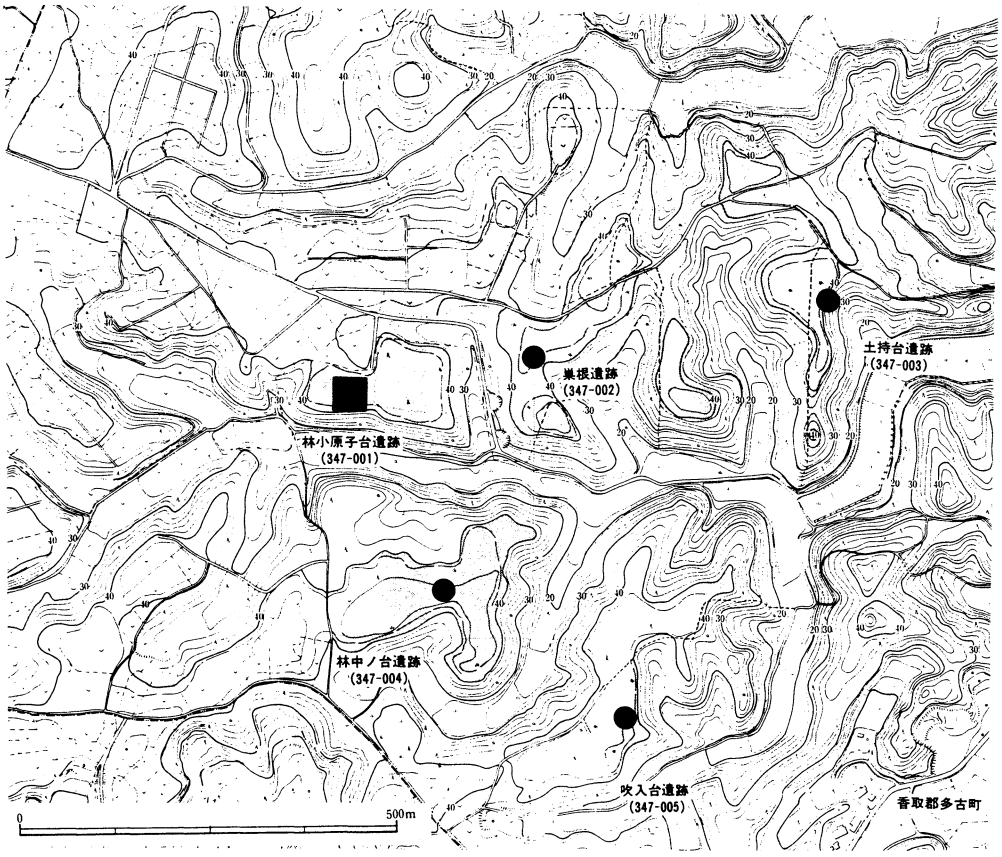


林小原子台遺跡

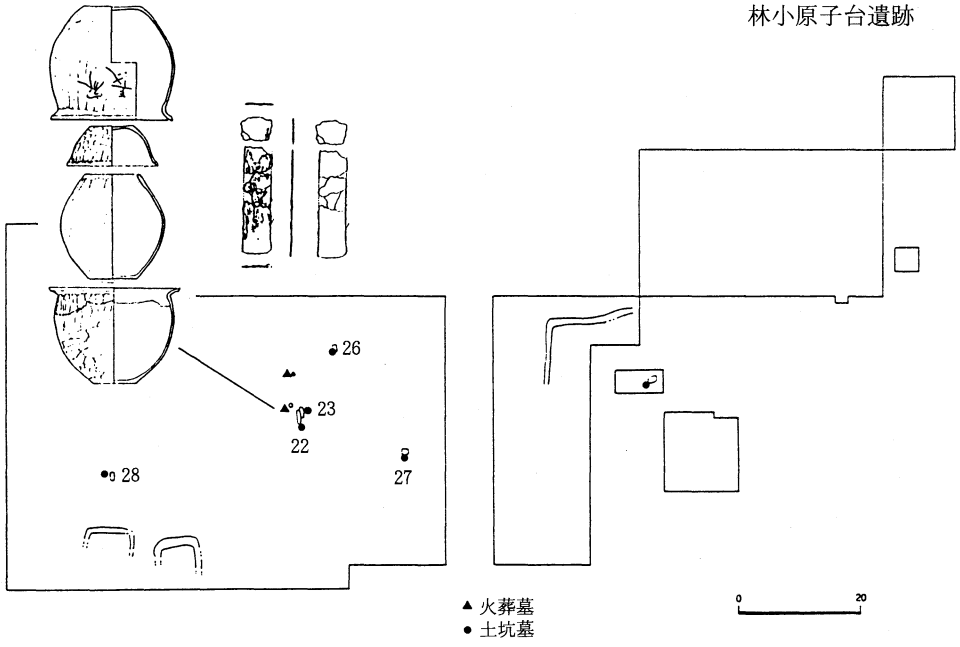


第９図　多古工業団地内遺跡群

長」のヘラ書きが認められるものがある。火葬墓からは、板状の鉄製品が出土していることも注目される。「家長」の骨蔵器の被葬者は熟年の男性、もう1基の被葬者は壮年の男性である。火葬墓の近辺には、重複している小さな円形の土坑を除外すると、22・23・26・27号土坑が位置している。22・23号土坑は埋め戻されているものである。やや離れたところに位置する25号土坑は「有天井土坑」と称されており、側壁抉込土坑であるが、27号土坑は25号土坑との関連が窺えるという。また、26号土坑は27号土坑と覆土や形状が近似している。従って、これらの土坑群が土坑墓であり、火葬墓との重複が無いことから、近接する時間内のものと推定することが出来る。二ノ谷遺跡や竜角寺№1地点のような明確な形はとらないまでも、この遺跡も火葬墓と土坑墓がセットを為して墓域を構成しているとみることが出来よう。

巣根遺跡では、火葬墓1基、方形周溝遺構2基が確認されている。火葬墓の周辺には4基の土坑が確認されている。そのうち、22号土坑からは時期がやや下るものの、土師器の坏が出土していて、墓坑と推定されるものがある。火葬墓が調査区端から確認されていることもあって、明確にはしえないものの、Ⅱ類に含まれる可能性もある。なお、火葬墓は8世紀後半、被葬者は壮年の男性である。

土持台遺跡は、北区と南区とにわかれる。北区では、9世紀初めの火葬墓が確認されている。被葬者は性別不明の成人である。火葬墓が調査区端に近いことから、詳細は不明である。南区では、2基の火葬墓と4基の方形周溝遺構が確認されている。火葬墓の1基は8世紀末、被葬者は壮年の女性、他の1基は9世紀初め、被葬者は性別不明の成人である。火葬墓は調査区端に近いところに位置しているが、土坑は近辺には認められない。この遺跡の火葬墓は各々が単独で存在していることから、先の竜角寺ニュータウン遺跡群と同様に同一地域内での墓域の様相の相違として捉えられる。

林中ノ台遺跡では、方形周溝遺構2基、側壁抉込土坑4基が確認されている。この遺跡の調査区は小さく分割されているものであるから、火葬墓が存在している可能性もあるかもしれない。

吹入台遺跡では、墓坑は確認されていない。この遺跡は10世紀代を中心に比較的大規模な集落が展開した遺跡である。自然的条件が同じである同一地域内にあっても、土地の利用のあり方によって、集落と墓域とが分かれてくるものである。前述の二ノ谷遺跡においても、同一台地上において、同一時期の集落と墓域とが完全に分離している傾向が窺えた。当該期の集落や墓域といった遺跡のあり方が、土地の利用の形態に規定されている例ということが出来よう。

ところで、土持台遺跡南区では、4基の方形周溝遺構が確認されている。そのうちの、32号跡は8世紀前半、29号跡は8世紀後半に位置づけられるものである。特に、29号跡は地下式の主体部を有し、多量の土器などの遺物が出土しており、周溝の中からは石櫃が出土している。

そして、そうした方形周溝遺構の西側に8世紀後半から9世紀前半の火葬墓が隣接して出現している。そうした、火葬墓が方形周溝遺構と殆ど時間をおかずに出現するという状況は、方形周溝遺構から火葬墓への変遷を窺わせるものであろう。地域・時代は離れるが、学説史の検討に於て挙げた花田氏の論稿によれば（花田1988)、大阪府柏原市の雁多尾畑古墳群などのような、群集墳から連続して火葬墓群が出現してくるという様相と現象的には同様なものであろう。いずれにしても、多古工業団地内遺跡群に限らず、一種の古墳と云えなくもない方形周溝遺構が8～9世紀代に利用されていることは、その後の火葬墓の展開と古墳時代の墓制との関連を想定させる、示唆的な事象として認識できよう。この点については、次章以降で改めて触れてみたい。

**本郷台遺跡**は、船橋市西船橋に所在する遺跡で、骨蔵器を土坑内に埋置した8世紀代の火葬墓が1基確認されている[60]。周辺に所在する竪穴住居址や掘立柱建物址は、いずれも時期が異なるものである。遺跡内では、他に時代不明の木棺墓が存在しているが、やや離れた場所に位置している。火葬墓の周辺には、掘立柱建物址の柱穴として並ばない掘り込みが認められることから、あるいは本類に含まれる可能性がある。

**北谷津Ⅰ遺跡**は、流山市加字北谷津に所在する遺跡で、9世紀代の火葬墓が確認されている[63]。この周辺には、平安時代の住居址も確認されていることから、火葬墓の周辺地区が必ずしも墓域としてのみ機能していたとは限定は出来ないものの、火葬墓の周辺に何基かの土坑が確認されていることから、この類の可能性がある遺跡として挙げておきたい。

**叺原遺跡**は、川口市石神に所在する遺跡で、大宮台地の東端の洪積台地上に位置している[66]。8世紀後半から10世紀前半にかけての火葬墓21基、関連する土坑8基、竪穴住居址1軒が確認されている。この内の住居址は、8世紀代でも古めのもので、火葬墓群とはやや時期が異なる。21基の火葬墓のうち、8基は土師器甕などの骨蔵器を伴わない墓坑、残りが土坑内に骨蔵器が確認されたものである。骨蔵器を伴う墓坑では、直径2m内外の小封土が復元できるという。関連する土坑は「それぞれ存在する火葬墓とのグルーピングが可能」とされ、墓坑と判断されるものである。叺原遺跡については、報文等において既に詳細な分析が加えられており、小稿もその内容に基本的に従うものである。

叺原遺跡の墓域では、3ヶ所から火葬墓が確認されているものの、調査区の東及び北側では調査区の端にあたっていたりするため、明確でない部分がある。それに比べて、調査区の西側では、火葬墓を中心とする遺構群が明確に把握できる。従って、この調査区の西側の一群について、火葬墓と土坑墓との関連をみていく。叺原遺跡の墓坑は、a）土坑内に骨蔵器を埋置したもの、b）骨蔵器を使用しないもの、c）土坑墓、の3類に分けることが出来る。これを、報告されている時期毎の分類に基づいてみていくと、

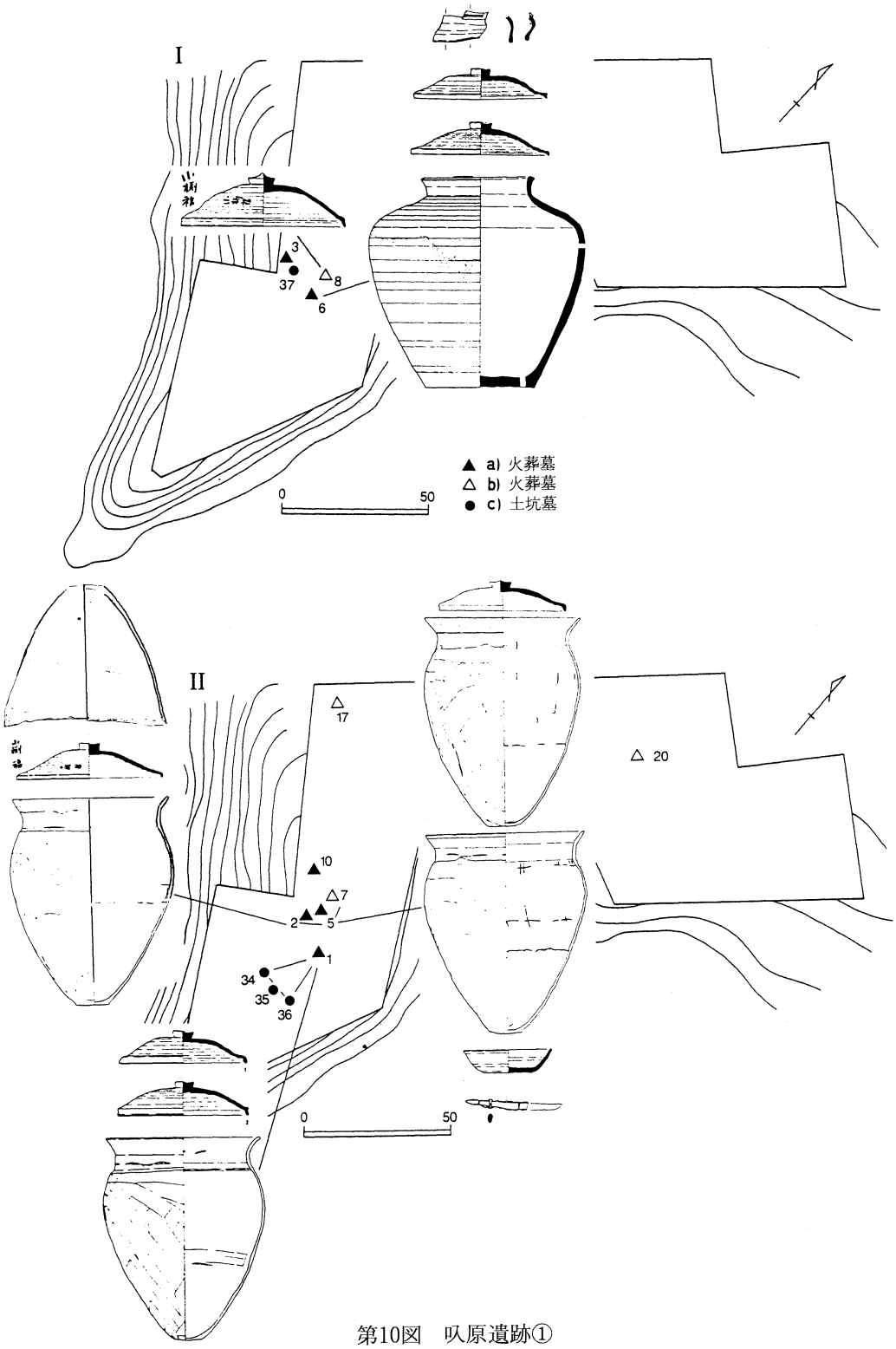


第10図　叺原遺跡①

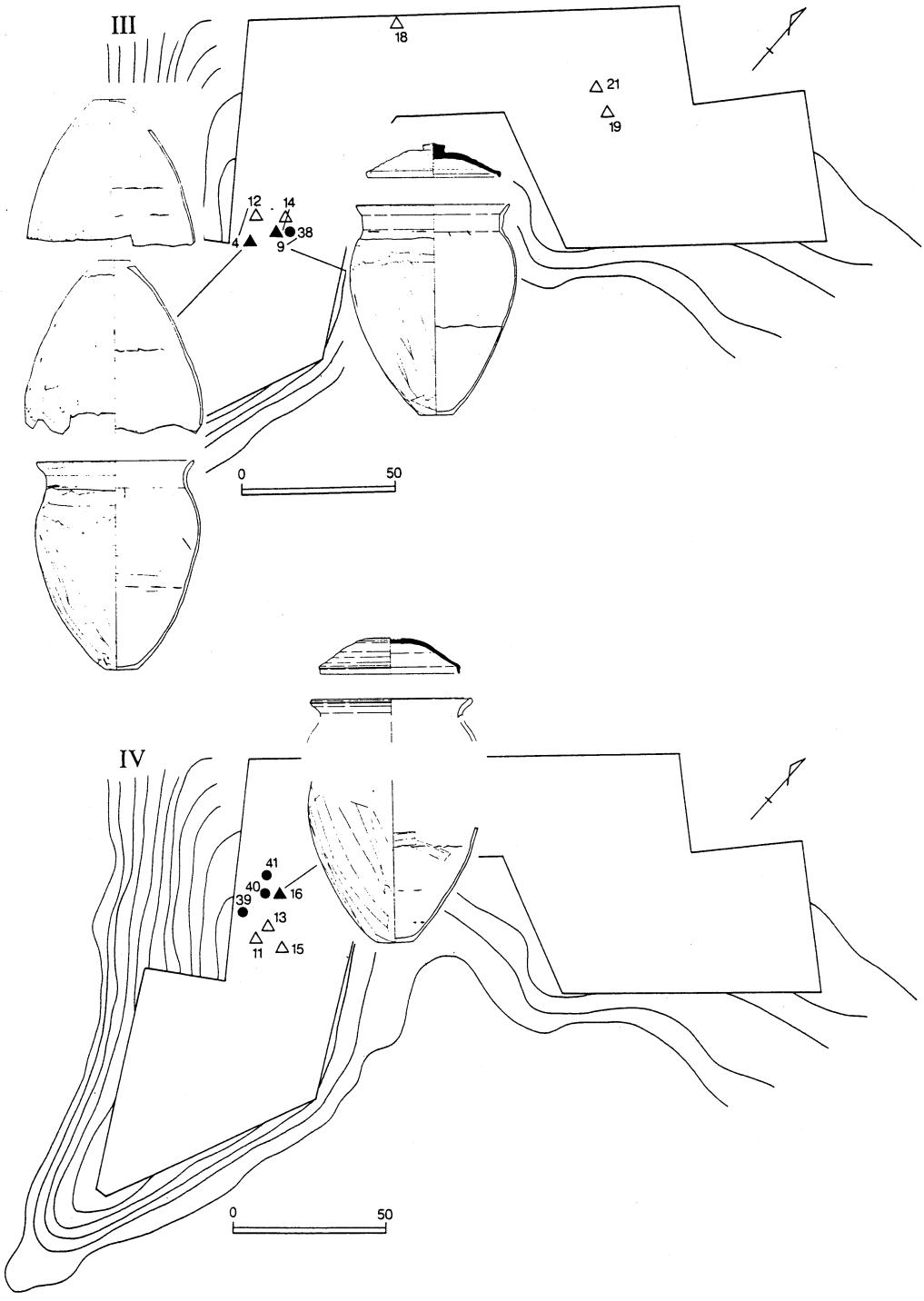


第11図　叺原遺跡②

Ⅰ期（８世紀後半）　ａ）３・６　　号火葬墓　ｂ）８　　号火葬墓
Ⅱ期（９世紀前半）　ａ）１・２・５・10号火葬墓　ｂ）７　　号火葬墓
Ⅲ期（９世紀後半）　ａ）４・９　　号火葬墓　ｂ）12・14　　号火葬墓
Ⅳ期（10世紀前半）　ａ）16　　号火葬墓　ｂ）11・13・15号火葬墓

ということになる。これに、ｃ）土坑墓がどの様に対応するであろうか。土坑は34～36号土坑が火葬墓群の南に、、39～41号土坑が火葬墓群の北にまとまって位置し、37・38号土坑は火葬墓群の中に位置している。位置的にみていくと、34～36号土坑は１号火葬墓、39～41号土坑は16号火葬墓にそれぞれ近い。37・38号土坑は判然としないものの、位置的には37号土坑は３号火葬墓、・38号土坑は９号火葬墓に比較的近い。仮に、この位置的関係を対応するものとしてみると、

Ⅰ期　ａ）３・６　　号火葬墓　ｂ）８　　号火葬墓　ｃ）37　　号土坑
Ⅱ期　ａ）１・２・５・10号火葬墓　ｂ）７　　号火葬墓　ｃ）34～36号土坑
Ⅲ期　ａ）４・９　　号火葬墓　ｂ）12・14　　号火葬墓　ｃ）38　　号土坑
Ⅳ期　ａ）16　　号火葬墓　ｂ）11・13・15号火葬墓　ｃ）39～41号土坑

ということになる。こうしたａ）・ｂ）・ｃ）の墓坑間には、骨蔵器の有無ないしは火葬・土葬の別により、階層的な差異を各々に見いだすことが出来る。また、ａ）の中でも、Ⅰ期の６号火葬墓では須恵器短頸壺が骨蔵器に利用されていること、Ⅱ期では５号火葬墓では刀子などの副葬品を有している、などといったより優位な火葬墓が存在が認められる。

以上のことをまとめて、墓域の変遷をみていく。Ⅰ期では、須恵器短頸壺を有する６号火葬墓を中心に３号火葬墓とｂ）８号火葬墓・ｃ）37号土坑が墓域を構成している。Ⅱ期では、副葬品を有する５号火葬墓が２号火葬墓とｂ）７号火葬墓と一群を形成し、やや離れて１号火葬墓がｃ）34～36号土坑と同じく一群を形成する。成立期のⅠ期における３・６号火葬墓という２基の火葬墓が、Ⅱ期になって二群に分かれたものとも捉えられる。Ⅲ期では、ａ）の４・９号火葬墓はあまり優劣を認めることができない。従って、Ⅱ期の二群が継承されたとして、４号火葬墓とｂ）12号火葬墓、９号火葬墓とｂ）14号火葬墓・ｃ）38号土坑、の二グループに分けられるのではなかろうか。土坑墓を含んでいるという点で、９号火葬墓の一群が、１号火葬墓のグループを継承しているものであろうか。Ⅳ期では、中心となる火葬墓は16号火葬墓のみとなることから、再び一群に収束したものと窺えよう。そこでは、骨蔵器を用いる火葬墓を中心にｂ）・ｃ）が周辺に位置し、階層的ともいえる構成をなしている。

以上のような変遷をこの遺跡の墓域が辿ったものとすれば、その墓域の中心をなす墓坑の存在と、骨蔵器を持たないｂ）・土坑墓のｃ）といったものがセットとして、階層的ともいえる構造を有していたことが窺える。このⅡ類とした墓域の構成は、そうした叺原遺跡に窺えたような階層的な構造を有している点が、最大の特徴であるといえようか。また、多くの火葬墓が集中して確認された遺跡はややもすると、火葬墓のみに眼が奪われがちな傾向にあった。しかし、検討によっては、墓域の構成に火葬墓と土坑墓が含まれているケースが少なくないことを、叺原遺跡の例は暗示しているともいえよう。

**児沢北遺跡**は、東松山市岩殿字児沢に所在する遺跡で、９世紀前半の骨蔵器１基と古代の遺構と推定される土坑21基、などが確認されている[67]。この遺跡は、その立地する場所が従来遺跡の存在すら注意されることが少なかったような高所に位置していることから、今後、同様な立地の遺跡からの確認例が期待できる。ところで、骨蔵器を伴う火葬墓以外の土坑は、遺骸の焼骨のための土坑であると推定されている。そして、その遺骨を埋納した施設として、丘陵斜面部のピットを想定されている。そうした状況であれば、この遺跡では、土坑墓は認められないこととなる。もっとも、叺原遺跡のａ）・ｂ）のように、同じ火葬によっていてもその埋葬方法に格差がある点では、二ノ谷遺跡や叺原遺跡に墓域の構成が類似しているといえる。また、土坑の性格についても確定していない。そうした点を勘案して、この遺跡もⅡ類に含めて理解しておきたい。

なお、そのほかの例として、茨城県土浦市田村町に所在する**八幡脇遺跡**においても、９世紀後半と推定される灰釉陶器短頸壺を骨蔵器として用いた火葬墓が確認されている[68]。この火葬墓の周辺にも土坑が数基存在していることから、Ⅱ類に含まれる可能性もある。もっとも、現在整理作業中の遺跡であるので、その詳細は報告を待ってから検討しなければならず、可能性の掲示に留める。この遺跡を含む調査では、多数の火葬墓が確認されている良好な遺跡の他、集落跡やいわゆる「村落内寺院」などが確認されている。集落や寺院、墳墓といった在地社会の中での各々の要素の有機的な関連が窺える、きわめて注目される遺跡群であるといえよう。

### Ⅲ類　墓域が土坑墓のみで構成される遺跡例

墓域の構成の中に火葬墓が認められないものである。この類例の遺跡は、集落内に土坑墓が認められるもの、集落の外側に墓坑群が存在するもの、墓坑群が墓坑のみで存在しているもの、の３種類がある。

集落内の土坑墓を確認した例としては、埼玉県狭山市上奥富字揚櫨木に所在する**揚櫨木遺跡**がある[69]。揚櫨木遺跡では、８～10世紀代の集落内の空白地に、10世紀前半の土坑墓が３基確認されている。これらの墓坑は、多数の鉄釘が出土することから、木棺の存在が想定されるもの

宮田遺跡

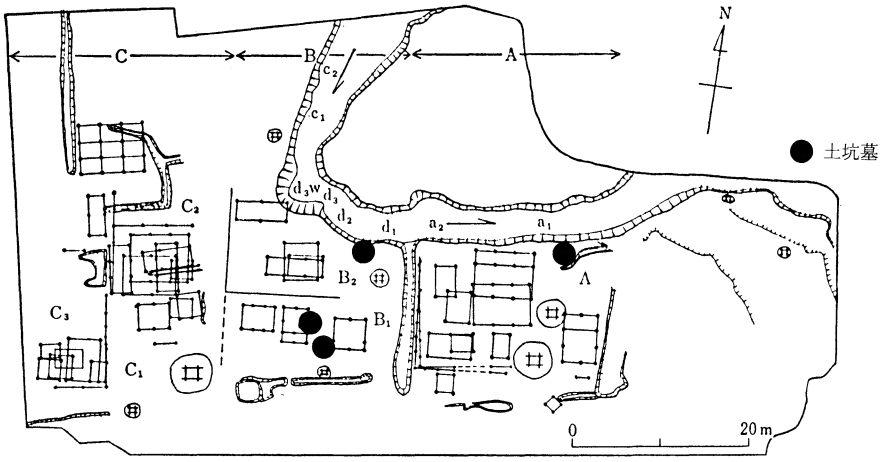


揚櫨木遺跡

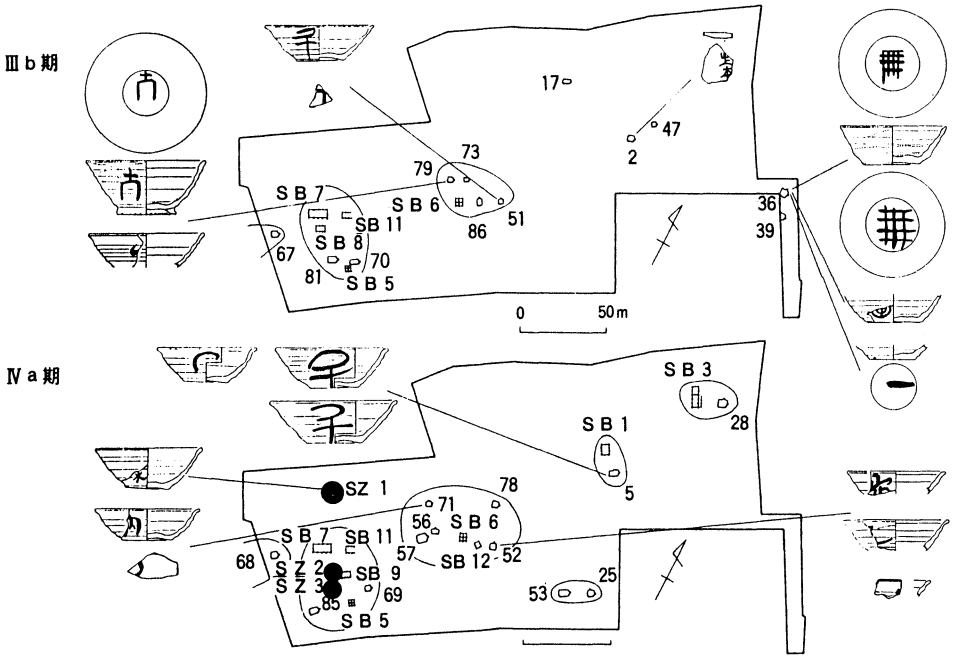


第12図　宮田遺跡・揚櫨木遺跡

である。そのうちの１基（ＳＺ－１）は、土坑の底・側面に河原石を貼付けたものであり、他の２基に対する優位性が認められる。この石敷の墓坑は、他の２基よりも先行して営まれる。また、他の２基が遺構群中につくられているのに対し、ＳＺ－１は複数の住居址群に囲まれる空白地に位置している。そうした状況からは、この石敷の墓坑の被葬者は、集落内の土地利用に深く関与していた人物が想定される。そこからは、集落内に存在する墓坑のあり方（土坑墓に限らず火葬墓も含めて）は、集落における土地利用の性格の一端を示しており、ひいては集落遺跡の特質を窺わせる面を有しているともいえよう。この点については、畿内の集落跡の例と比較するなどして、改めて後述することとしたい。

揚櫨木遺跡と同様な例として、群馬県高崎市下佐野町に所在する**下佐野遺跡**が挙げられる[70]。この遺跡の墓域は、９世紀末から10世紀前半のものである。古墳の墳丘を利用した10世紀前半の墓坑は、灰釉陶器椀などの副葬品をもち、底・側面は河原石が貼付けられている。また、この墓坑を中心とするように他の土坑墓が周辺を取り巻いている。他の土坑墓は６基があり、副葬品として灰釉陶器椀や古墳時代の馬具を有するなど、豊富なものがある。しかし、他遺構と重複しないことや古墳の墳丘を利用する状況から、やはり石敷の墓坑がこの墓域の中心と考えて良いであろう。

集落の外側に墓坑群が存在する遺跡としては、神奈川県横浜市緑区奈良町に所在する**受地だいやま遺跡**がある[71]。この遺跡では、集落をのせている台地の斜面部に、９世紀から10世紀代の土坑墓35基が確認されている。

この遺跡では、台地斜面部の土坑墓群の他にも、平安時代の土坑が数基確認されていて、その中には墓坑的な性格のものが含まれているという。そうした土坑は、台地平坦部の住居址などの遺構からやや離れた空閑地に位置している。従って、住居址群中に、土坑墓が存在しているものであろう。これに対して、先の斜面部の土坑墓群は、報文においても指摘されているように、Ｊ区と称される複数の掘立柱建物跡を中心とする遺構群との関連が認められる。このＪ区の遺構群は遺跡の立地する台地上でも最も高い部分に位置していて、掘立柱建物跡が多いことからも、集落の中心的な部分であったと推定される。Ｊ区と墓坑群から、共に帯金具が出土していることも注目される。また、「Ｓ」字状の墨書土器の出土も共通している。そうしたことから、この墓坑群は、この集落において、ある程度中心的な集団が被葬者であった可能性が高い。墓坑群の中では、どの墓坑においても、土器片の出土は認められるものの、墓坑間の格差は、大きな差は認め難い。墨書土器の出土しているものや、遺存状態の良好な灰釉陶器を出土している墓坑が、やや優位であるといえよう。しかし、そうしたものも含めて、土坑墓が群在しているという点では、やはり大きな差はない。この遺跡の例は、土坑墓群と集落跡の特定の住居址群との対応が窺える興味深いものがある。この点についての詳細な検討は、別の機会に

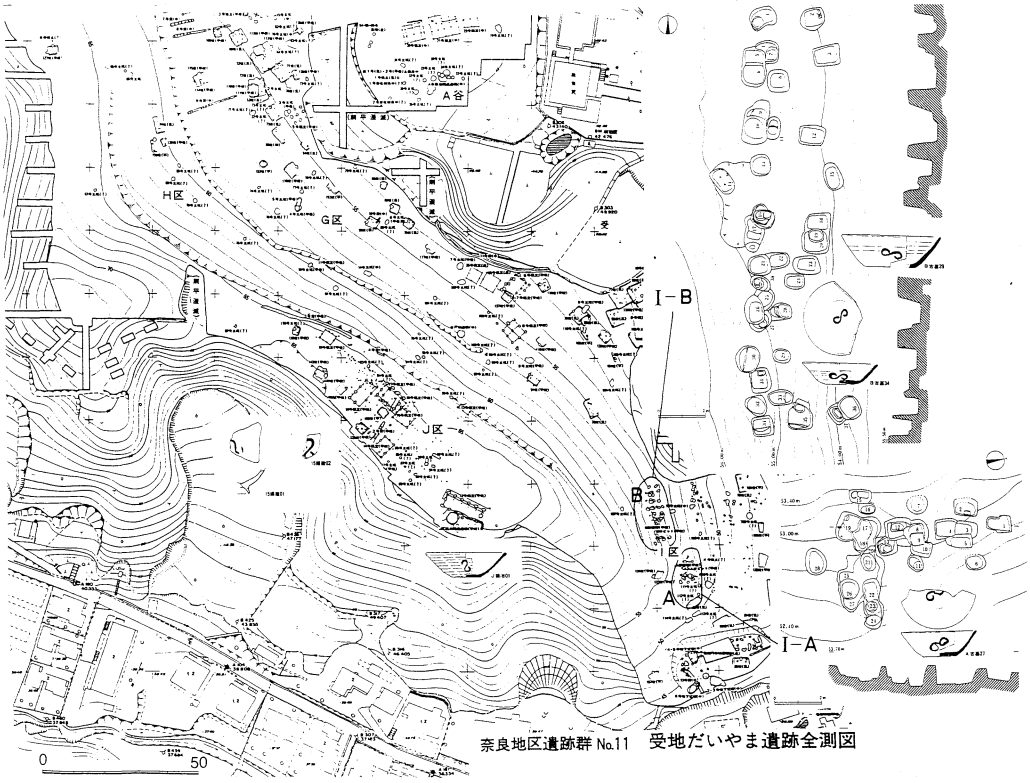


第13図　受地だいやま遺跡

試みたい。

なお、同様な遺跡としては、千葉県我孫子市の**布佐・余間戸遺跡**なども、住居址群から離れて土坑墓群が存在しているようである。[72]

墓坑群が墓坑のみで存在している遺跡としては、東京都日野市日野に所在する**神明上遺跡**第62次調査区がある。[73] 神明上遺跡第62次調査区では、３基の横穴墓に隣接して側壁抉込土坑が３基確認されている。これらの遺構が墓域を構成しており、側壁抉込土坑から出土している土師器盤状坏から、土坑の時期は８世紀前半と推定される。

茨城県石岡市鹿の子に所在する**鹿の子Ｃ遺跡**は、９世紀末から10世紀前半の第４期とされる時期には、それまでの工房址や建物跡などが衰退して墓域となっている。[74] 墓域は火葬墓１基、地下式系の土坑墓５基、その他の土坑約20基によって構成されている。本来であれば、火葬墓と土坑墓による墓域ということから、Ⅱ類に含まれる可能性がある。ただ、この遺跡の場合、地下式系土坑墓や土坑が群在する場所から火葬墓が１基のみ位置的にやや離れている。また、地下式系土坑墓からは、灰釉陶器手付瓶や長頸壺、小刀、多量の鉄釘、墨書土器、といった豊富な副葬品が出土している。そうしたことから、群在している土坑を総て墓坑として捉えるならば、地下式系土坑墓とその他の土坑墓には、明確な格差が認められる。その様な地下式系土

坑墓が主体となるような墓域の構造であることからして、ここでは火葬墓を除外して、とりあえず、この鹿の子C遺跡をⅢ類の遺跡としておきたい。

ところで、畿内の群集土坑墓については、研究史の検討において挙げた西口氏の研究（西口1990）がある。そこで、ここでは、群集土坑墓の例が多い東北地方の遺跡例について簡単に触れておこう。遺跡例としては、福島県兎喰遺跡、谷地前C遺跡、阿弥陀壇古墳群、宮城県新谷地北遺跡、秋田県湯ノ沢F遺跡、等である。

**兎喰遺跡**は、玉川村蒜生字兎喰に所在する遺跡で、２調査区から併せて14基程度の土坑墓が確認されている[75]。土坑墓群は、副葬品として土師器の坏が出土していて、時期は９世紀の前半とされている。須恵器長頸壺を出土するものもあるが、あまり明確な格差は認めることは出来ない。調査区も小さく、明確なことはいえないが、土坑墓がいくつかのグループを構成している可能性がある。東村上野出島字谷地前に所在する**谷地前C遺跡**は、６世紀代の土坑墓群が６基、群を為して確認されている[76]。甕１点の他は、出土遺物はない。郡山市大槻町柏山に所在する**阿弥陀壇古墳群**は、古墳時代中期から後期の古墳群の調査で、土坑墓23基を確認している[77]。土坑墓からは、円頭大刀が出土した１基を除いては、明確な遺物は出土していない。

**新谷地北遺跡**は、古川市宮沢小林字新塚原に所在する遺跡で、８～10世紀にかけての土坑墓が約100基ほど確認されている[78]。土坑墓群は、７世紀末から８世紀前半とされる古墳の周辺に墓域を形成していることから、土坑墓群の造墓が始まる契機としてこの古墳が注目される。土坑墓の中には、側壁抉込土坑のものが含まれる。副葬品は、土師器・須恵器の坏や小刀、鉄鏃があるが、その点数はごく少ない点が特徴で、大半の土坑墓は何も出土しないものである。

このように、土坑墓群からなる墓域では、基本的にはあまり遺物が多出することは多くない。これに対して、秋田県秋田市四ツ小屋末戸松本に所在する**湯ノ沢F遺跡**では、同じ土坑墓群でありながら、豊富な副葬品を出土している[79]。湯ノ沢F遺跡では、10世紀代とされる土坑墓が36基、確認されている。土坑墓には１基のみ、焼土が出土するなど火熱を受けているものもあるが、基本的には、木棺を用いた土葬である。そのほとんどの土坑墓には副葬品が出土しており、副葬品には、坏、鉄鏃、刀、刀子、鉄製紡錘車、馬具、漆器、帯金具、等がある。このような多量の副葬品を出土する土坑墓群は、新谷地北遺跡などの遺物の出土しない土坑墓群とは、葬送の相違を想定せざるを得ないであろう。なお、この墓域の構成をみると、土坑墓の長軸方向からは３類程度に区分されそうである。そのうち、帯金具を出土する16号墓と36号A墓は、各々方向を異にしている。この帯金具を出土する墓坑は、豊富な副葬品を有する土坑墓群の中にあって、刀や鋤先、皇朝12銭の隆平永宝など多量の遺物を出土する点で、際だっている。また、副葬品が坏のみであるものや、遺物を出土しない墓坑も存在している。土坑墓群の方向の違いが、ある程度の時期差を反映しているものとすれば、そうしたより優位な墓坑を中心とし

新谷地北遺跡

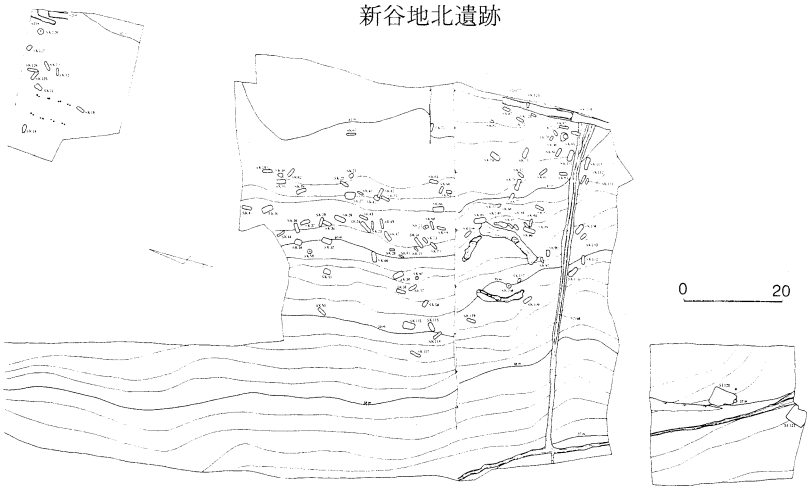


湯ノ沢Ｆ遺跡

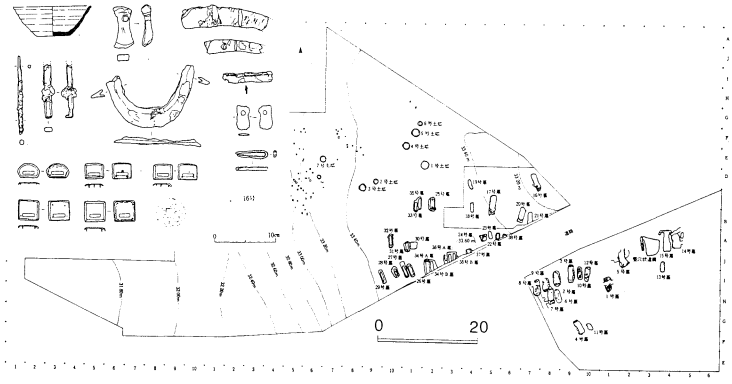


第14図　新谷地北遺跡・湯ノ沢Ｆ遺跡

て他の墓坑が存在するという、階層的な構造を有しつつ変遷したことが推定されよう。このように、湯ノ沢Ｆ遺跡は、土坑墓群の確認された他の遺跡例とは、被葬者像の性格が異なるものと推定される。加えて、明確な格差が少ない土坑墓群とは異なり、中心的な墓の存在が明らかな階層的な墓域の構造に注目することが出来る。この点は、前述の鹿の子Ｃ遺跡と共通の特徴であるといえる。２遺跡ではあるが、両者の遺跡の時期がいずれも10世紀代であることにとりあえず留意しておきたい。

## 7．古墳時代の墓制からの展開

以上、主として関東地方の墳墓確認遺跡を検討し、その類型化を試みた。次に、その様に類型化された各遺跡の持つ性格と、その墓坑の被葬者像の推定に取り組みたい。しかし、その前段階として、古墳時代と奈良時代以降の墓制との検討を先に試み、分類された各遺跡の性格づけを次章において試みるものとする。

### 7－1　古墳時代の墓制からの展開

奈良・平安時代の墓制の検討に際しては、古墳時代からの墓制との関連を追及することが重要であることは、何度か触れた通りである。そのことは、奈良・平安時代の墓制というものが、前代の墓制との関わりなくして、独立して成立するものではないことからも明かであろう。また、田中新史氏の、歴史時代の墳墓が前代の墓制の規制を受けつつ地域的な特徴を示しているという指摘や（田中1985)、長谷川厚氏の古墳造営の終末から新しい墓制の出現という連続性を重視する論稿（長谷川1987）からも理解される点である。もちろん、長谷川氏が指摘されるように、8世紀代の墳墓の展開と9世紀代のそれは、区別して検討すべき部分がある。ここで取り上げた遺跡例も9世紀代のものが多いことからしても、その点には留意しなければならない。そこで、8世紀から9世紀にかけての展開を念頭におきつつ、奈良・平安時代の墳墓の性格や背景を、古墳時代の墓制との関連の検討に求める必要があろう。

### 7－2　東国における古墳時代と8世紀代の墓制との関連

東国における前方後円墳の消滅は6世紀末から7世紀初頭とされている。その後のいわゆる首長墓と呼ばれる墳墓の展開については、様々な議論がなされている。そのほかの主な墳墓としては、いわゆる群集墳や横穴墓が挙げられる。それらの東国の群集墳や横穴墓は、追葬が8世紀代に至るまで行われているものも認められるなど、8世紀代以降の墳墓の展開を検討するには無視できないものである。その点は、そうした古墳の継続使用について言及された間壁氏の論稿や（間壁1982)、長谷川氏の論稿（長谷川1987）からも明かであろう。やはり、奈良時代以降の墓制の検討に際しては、前代の古墳時代からの系譜の連続性を重視せざるをえない。

その点は、また、ここで問題としている東国での8世紀前半代の火葬墓の展開からも推定されるところである。ここで、東国に於ける火葬墓の集成を試みる余力はないものの、従来からの集成作業の成果等[80]から、おおよその傾向を把握することは出来よう。

関東地方について県別にみていくと、栃木県では、8世紀前半代の火葬墓は確認されていない（橋本1984)。火葬墓の出現する時期は、骨蔵器の年代から8世紀後半以降となる。茨城県では、水戸市周辺域ではあるが、8世紀前半の火葬墓は確認されていない（市毛1988)。火葬墓が

増加していくのは、８世紀後半から９世紀代である。群馬県では、８世紀前半の野前畑火葬墓、護国神社敷地内火葬墓等が挙げられている（津金澤1991）。群馬県下では、須恵器短頸壺を用いた火葬墓が比較的多く確認されていて、８世紀代のものは少なくないものの、類例が増加するのは８世紀中頃以降である。また、石櫃を使用する火葬墓が多いが、その年代は余り明確にはされていない。埼玉県では、８世紀前半の類例は確認されていない。東京都から神奈川県では、八王子市から昭島市、多摩市、世田谷区、川崎市、横浜市、といった南武蔵から相模の地域に８世紀前半の火葬墓が集中している。この地域は、火葬墓が集中している地域として知られているが、その大半は８世紀中頃以降から９世紀代のものである。そうした火葬墓が盛行する時期から比べれば、８世紀前半の火葬墓は極少ないものといえ、確認されている火葬墓の総数に対する８世紀前半の火葬墓の比率は５％以下とさえいわれている（長谷川1991）。千葉県に於いても、８世紀前半の火葬墓は少ないようである。千葉県下に数多く認められる方形周溝遺構から火葬墓への移行は、８世紀後半であるケースが比較的多い。

以上のように、関東地方では、**８世紀前半代の火葬墓は極めて限定されたあり方を示していることが理解される。**また、そうした傾向は、東北地方等も含めて、東国に於ける一般的な傾向であると捉えることも出来よう。そうした傾向は、史料や出土している骨蔵器、ないしは墓誌（現在までに判明している主要な墓誌のほとんどが畿内に集中している[81]）等によって明らかなように、８世紀前半の畿内地方における火葬墓の盛行という傾向とは全く対象的である。そうした傾向は、間壁氏が指摘されたような（間壁1982）、８世紀以降の古墳の利用例が畿内以外の地域に多いという現象との関連づけを想定することが可能であろう。そして、８世紀前半代の火葬墓が少ない事実からすれば、それ以前の７世紀代まで利用されてきた古墳が、奈良時代に至ってもなんらかの形で利用されていたものと推定することは、概ね妥当なものと判断されよう。従って、次に、東国に於ける８世紀代以降の利用が認められる古墳について概観しよう。

### ７－３　東国での８世紀代以降の古墳の利用

まず、静岡県から西の地域について、８世紀代以降の古墳利用の例について示したものが第８表である。極めて短時間内での限られた資料調査であったため、実際の例のかなりの部分まで拾い上げたものではないものの、おおよその傾向は窺えるものであろう。出土遺物については、その時期にかかわらず、主なものにとどめて記載した。時期については、主体部やその周辺ないしは周溝内から出土した遺物によるもので、遺物から窺える最終時期である。なお、この表では、９世紀代以降の時期のものについては省略したものもある。また、古墳として取り扱えるかどうかは評価が定まらない、千葉県下に数多く認められる方形周溝遺構[82]についてもこの表に含めるものとした。

さて、8世紀代以降の古墳利用の形態は、横穴式石室によるものと横穴墓によるものとに大別できる。出土遺物については、8世紀代以降のものに限れば、須恵器・土師器の土器の他、和銅開珎や蕨手刀、帯金具、等が目立つ。また、石室内から骨蔵器が出土していたり、横穴墓ないしは横穴式石室内、方形周溝遺構の主体部から火葬骨が確認されている例も注目される。須恵器では、台付の長頸壺の例が多く認められる。なお、そうした出土遺物については、主体部内から出土するものは別としても、主体部の前面のいわゆる前庭部から出土が認められるケースが多い点が問題となる。この点は、古墳の利用の評価の問題に係わるため、後述することとし、次に古墳利用例の分布について県別にみてみよう。

前述したように、古墳利用の形態は、横穴式石室、横穴墓、方形周溝遺構、に分けられる。横穴式石室を利用する、すなわち基本的に高塚古墳を利用する例は、群馬県・長野県・山梨県・静岡県に数多く認められる。一方、横穴墓による例が多いのは、東京都・神奈川県・千葉県・茨城県・福島県・宮城県である。また、静岡県でも伊豆半島よりの県東部では、横穴墓の例が多い。方形周溝遺構は、千葉県から茨城県南部という限られた地域に集中している。そのうち横穴墓については、その分布の傾向は、地名表（斉藤・杉山1983）などによる横穴墓全体の分布の傾向と一致している。横穴墓の例が多い地域として挙げた以外の県では、栃木県・埼玉県（埼玉県では、時期の新しい横穴墓は確認されなかったものの、横穴墓そのものの分布は比企地方に集中している）に地域的に偏在しているのみである。従って、横穴墓が多数認められない地域では、高塚古墳の利用がなされていたものと推測することが可能なため、今回の調査では類例が少なかったものの、岩手県や山形県も高塚古墳の利用がなされた地域として捉えられよう。また、巨視的にみれば、横穴墓の分布は東海地方から宮城県までの太平洋岸に多いという傾向になろう。以上のことをまとめれば、**高塚古墳利用の例は群馬県や長野県といった内陸部に多く、横穴墓の利用は海岸沿いに多いということである。そして、基本的には、高塚古墳の例と横穴墓の例とは、地域的に区分される傾向にあることも理解されよう。**

ところで、横穴墓に関しては、その構築年代の決定については問題点が少なくない。実際、関東地方の横穴墓についても、前庭部から出土する土器などの評価から、その年代の推測に異なる場合が認められる（鈴木1989）。また、東北地方の横穴墓については、造墓そのものが8世紀代以降に行われている例が多いようである。従って、8世紀代以降の横穴墓に関しては、その横穴墓が再利用されたのか、あるいは新たに造墓されたものかをにわかに決定できないケースが少なくない。そこで、横穴墓に関しては、古墳時代からの墓制の延長にあるものとして、再利用にしろ新たな造営にしろ、横穴墓を利用しているものとしてとりあえず区別はしていない。また、千葉県下に多い方形周溝遺構に関しては、8世紀代以降の造墓がなされているが、これも、広義の意味での利用ということで、表に含めている。

## 第８表　８世紀代に利用される古墳等一覧表

| No. | 遺跡名 | 所在地 | 形態・検出数等 | 出土遺物 | 時期 | 備考 | 文献 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 小志鳥横穴墓群 | 栃木県那須郡南那須町志鳥小志鳥 | 横穴墓41基。 | 須恵器。 | ８Ｃ前半 | 前庭部から土器が出土。 | 1 |
| 2 | 吉原横穴墓群 | 南那須町曲田字吉原 | 横穴墓３基。 | 須恵器。 | ８Ｃ代。 | 前庭部から土器が出土。 | 1 |
| 3 | 大和久古墳群 | 南那須町大和久 | 円墳。横穴式石室。 | 須恵器など。 | ８Ｃ前半 | 前庭部から土器が出土。 | 2 |
| 4 | 長峰横穴墓群 | 芳賀郡市貝町続谷字長峰 | 横穴墓25基。７基が調査済み。 | 須恵器・土師器・直刀・鉄鏃 | ８Ｃ前半 | 年代は出土土器による | 3 |
| 5 | 山守塚古墳 | 芳賀郡益子町小宅字山守塚 | 径54mの円墳。切石切組積み横穴式石室 | 須恵器・土師器・少量の鉄製品 | ８Ｃ初頭？ | | 4 |
| 6 | 飯塚古墳群44号墳 | 小山市飯塚字台山・老沼 | 円墳。横穴式石室。 | 和銅開珎 | ７Ｃ末～８Ｃ？ | | 5 |
| 7 | 引間遺跡２号墳 | 群馬県高崎市上豊岡町字引間 | 円墳か。横穴式石室。 | 和銅開珎。須恵器。 | ８Ｃ前半 | １号墳は７Ｃ末。 | 6 |
| 8 | 書上上原之城遺跡 | 伊勢崎市豊城町 | 円墳。横穴式石室。１号墳 | 刀子。鉄鏃。土師器。 | ８Ｃ前半 | 前庭部から土器が出土。 | 7 |
| 9 | 荒砥二之堰遺跡 | 前橋市飯土井町 | 円墳か。横穴式石室。古墳21基。 | 刀子。土師器。須恵器。 | ８Ｃ前半 | 前庭部から土器が出土。 | 8 |
| 10 | 清里・長久保遺跡 | 前橋市池端町など | 円墳。横穴式石室。庚申塚２号墳 | 須恵器。 | ９～10Ｃ | 再利用か？ | 9 |
| 11 | 田篠上平遺跡 | 富岡市田篠 | 円墳。横穴式石室。１号墳 | 土師器。須恵器。鉄鏃。 | ７Ｃ末 | 前庭部から土器が出土。 | 10 |
| 12 | 下触牛伏遺跡 | 佐波郡赤堀村下触字牛伏 | 方墳。横穴式石室。１号墳 | 須恵器。鉄鏃。蕨手刀など | ７Ｃ末～８Ｃ | １号墳。玄室内より遺物出土 | 11 |
| 13 | 本郷的場古墳群 | 群馬郡榛名町本郷 | 円墳。横穴式石室。Ｄ号墳。 | 須恵器。大刀。帯金具など | ８Ｃ前半 | 須恵器は前庭部から出土。 | 12 |
| 14 | 奥原古墳群 | 榛名町本郷字奥原 | 円墳。横穴式石室。２・53・64号墳等 | 須恵器。大刀。刀子。鉄鏃など | ８Ｃ前半 | 35基調査。６Ｃ後～の古墳群 | 13 |
| 15 | 寺屋敷・蓋・鶴巻 | 群馬町足門字寺屋敷 | 円墳。横穴式石室。３基。 | 須恵器。 | ７Ｃ末～８Ｃ | 土器は周溝内から出土。 | 14 |
| 16 | 寺屋敷Ⅱ遺跡 | 群馬町足門字寺屋敷 | 円墳。横穴式石室か。６基。 | 須恵器。刀子など | ８Ｃ前半 | 土器は周溝内から出土。 | 15 |
| 17 | 生原・善龍寺前 | 箕郷町生原善龍寺前 | 円墳か。横穴式石室。 | 須恵器。土師器。 | ７Ｃ末～８Ｃ | 前庭部から土器が出土。 | 16 |
| 18 | 森山遺跡 | 勢多郡北橋村真壁 | 不明。 | 蕨手刀。 | ７Ｃ末～８Ｃ？ | 赤城神社蔵。 | 17 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 19 | 朝日塚古墳 | 北橘村下箱田 | 円墳か。横穴式石室。 | 須恵器。刀装具。 | 7C末～8C？ | 遺物は玄室内から出土。 | 18 |
| 20 | 白山古墳 | 宮城村苗ヶ島 | 円墳か。横穴式石室。 | 和銅開珎。蕨手刀。佐波理鋺 | 8C前半 | 遺物は玄室内出土 | 19 |
| 21 | 新山1号墳 | 宮城村馬場 | 円墳か。横穴式石室。 | 帯金具。鉄鏃。直刀 | 8C前半 | 遺物は玄室内出土 | 19 |
| 22 | 新山2号墳 | 宮城村馬場 | 円墳か。横穴式石室。 | 鉄鏃。 | 8C前半 | 遺物は玄室内出土 | 19 |
| 23 | 御部入8号墳 | 高崎市乗附町 | 円墳か。横穴式石室。 | 須恵器。帯金具。鉄釘など。 | 7C末～8C | 遺物は玄室内出土 | 19 |
| 24 | しどめ塚古墳 | 群馬郡榛名町本郷 | 円墳。横穴式石室。 | 須恵器。馬具。 | 7C末～8C | 前庭部から土器が出土。 | 19 |
| 25 | 城古墳 | 多野郡吉井町神保 | 円墳。横穴式石室。 | 鉄鏃。大刀。 | 7C末～8C？ | 遺物は玄室内出土 | 19 |
| 26 | 上原古墳 | 伊勢崎市三和町 | 円墳か。横穴式石室。 | 蕨手刀。帯金具。 | 8C前半 | 遺物は玄室内出土 | 19 |
| 27 | 舞台遺跡1号墳 | 埼玉県東松山市田木字舞台 | 円墳。横穴式石室。 | 須恵器など。 | 7C末～8C？ | 前庭部から土器が出土。 | 20 |
| 28 | 寺家ノ後B遺跡 | 茨城県土浦市永国字高野ほか | 方墳ないし方形周溝遺構3基。 | 須恵器など。 | 7C末～8C？ | | 21 |
| 29 | 十三塚B遺跡 | 土浦市永国字高野ほか | 方墳ないし方形周溝遺構1基。 | | 7C末～8C？ | | 21 |
| 30 | 十五郎穴横穴群 | 勝田市中根字館出 | 横穴墓群。 | 須恵器。鉄鏃。大刀など。 | 8C代 | 火葬骨，骨蔵器出土。 | 22 |
| 31 | 幡横穴墓群 | 常陸太田市幡町 | 横穴墓群。62基を確認。 | 須恵器。耳環など。 | 8C初頭あり | 横穴墓群の終末が8C代か | 23 |
| 32 | 赤羽横穴墓群 | 日立市久慈町赤羽 | 横穴墓群。43基を確認。 | 須恵器など。 | 8C初頭？ | 横穴墓群の終末が8C代か | 23 |
| 33 | 坂下横穴墓群 | 日立市石名坂町 | 横穴墓群。26基を確認。A支群13号墓。 | 須恵器など。 | 8C前半 | 横穴墓群の終末が8C代 | 23 |
| 34 | 木滝横穴墓群 | 鹿島郡鹿島町木滝台 | 横穴墓群。6基を確認。 | 須恵器など。 | 8C初頭 | | 23 |
| 35 | 大縁辺田横穴墓群 | 鹿島郡鹿島町木滝台中野 | 横穴墓群。6基を確認。 | 須恵器など。 | 8C初頭？ | | 23 |
| 36 | 生谷遺跡 | 千葉県佐倉市生谷 | 方形周溝遺構8基。 | 須恵器など。 | 8C後半 | | 24 |
| 37 | 飯重生谷境掘遺跡 | 佐倉市生谷字境掘 | 方形周溝遺構2基。 | 須恵器など。 | 8C後半 | | 25 |
| 38 | 立山遺跡 | 佐倉市弥富，和田地区 | 方形周溝遺構18基。 | 須恵器。 | 8～9C | 古墳群中。 | 26 |
| 39 | 向原遺跡 | 佐倉市神戸字向原 | 方形周溝遺構7基。 | 須恵器。 | 9C代。 | | 27 |
| 40 | 前原I遺跡 | 印旛郡栄町竜角寺字前原 | 方墳。竜角寺108号墳。 | 須恵器。直刀。鉄鏃。 | 8C初頭？ | | 28 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 41 | 多古工業団地内 | 香取郡多古町水戸 | | | | | 29 |
| | 林小原子台遺跡 | 字林小原子台 | 方形周溝遺構２基。 | | ８Ｃ代？ | 近辺に火葬墓。 | |
| | 巣根遺跡 | 字巣根 | 方形周溝遺構２基。 | | ８Ｃ代？ | 近辺に火葬墓。 | |
| | 土持台遺跡 | 字土持台 | 方形周溝遺構５基。 | 須恵器。土師器。石櫃など。 | ８Ｃ中～後 | 火葬墓への移行 | |
| | 林中ノ台 | 字林中ノ台 | 方形周溝遺構１基。 | | ８Ｃ代？ | | |
| 42 | 明代台遺跡 | 佐倉市岩富字明代台 | 方形周溝遺構４基。 | 須恵器。土師器。 | ８Ｃ代 | Ａ・Ｂ地点 | 30 |
| 43 | 大作遺跡 | 佐倉市神門字大作 | 方形周溝遺構６基。 | 須恵器。土師器。 | ８Ｃ代 | その他，46・47号墳も８Ｃか | 31 |
| 44 | 雉子ノ台古墳群 | 八日市場市飯塚字雉子ノ台 | 古墳群。方形周溝遺構。横穴式石室。 | 須恵器。土師器など。 | ８～９Ｃ代 | ７～８Ｃ代の古墳群 | 32 |
| 45 | 山崎横穴墓群 | 茂原市長谷字朝日 | 横穴墓群。県・市で調査。 | 須恵器。土師器。釘など。 | ８Ｃ初頭 | ４基が８Ｃ初頭 | 33・34 |
| 46 | 瑞穂横穴墓群 | 山武郡大網白里町駒込 | 横穴墓群。 | 土師器。 | ９Ｃ代 | 土器は前庭部から出土 | 35 |
| 47 | 鈴子遺跡 | 千葉市誉田町 | 方形周溝遺構12基。 | 須恵器。 | ８～９Ｃ | | 36 |
| 48 | ムコアラク遺跡 | 千葉市大金沢町 | 方形周溝遺構６基。方墳。 | 須恵器。土師器。刀子。鉄鏃。 | ７Ｃ末～８Ｃ初 | 方墳は横穴式石室 | 37 |
| 49 | 小金沢古墳群 | 千葉市小金沢町 | 不整の方墳？横穴式石室。 | 須恵器。土師器。鉄鏃。刀子。 | ７Ｃ末～８Ｃ初 | 土器は周溝から出土 | 38 |
| 50 | 南二重堀遺跡 | 千葉市生実町 | 方形周溝遺構10基。円墳。横穴式石室。 | 須恵器。土師器。鉄鏃。刀子。 | ７Ｃ末～８Ｃ初 | 土器は周溝から出土 | 39 |
| 51 | 辺田山谷遺跡 | 千葉市辺田町 | 方形周溝遺構７基。 | 須恵器。土師器。大刀。 | ８Ｃ前半 | 主体部に火葬あり | 40 |
| 52 | 荒久遺跡 | 千葉市青葉町 | 方形周溝遺構。土坑墓。火葬墓。 | 須恵器。土師器。 | ８Ｃ後半 | 奈良時代墓域。火葬へ移行？ | 41 |
| 53 | 外迎山遺跡 | 市原市風戸字入口ノ沢 | 古墳。方形周溝遺構。火葬墓。土坑墓。 | 須恵器。土師器。 | ８～９Ｃ代 | 方形周溝は火葬の主体部あり | 42 |
| 54 | 千草山遺跡 | 市原市能満字東千草山 | 方形周溝遺構４基。横穴状の主体部あり | 須恵器。土師器。 | ８Ｃ代 | ９Ｃ代の火葬墓あり | 43 |
| 55 | 打越岱遺跡 | 君津郡袖ヶ浦町上泉打越岱 | 方形周溝遺構４基。主体部に火葬骨。 | 須恵器。土師器。石櫃？ | ８Ｃ代 | | 44 |
| 56 | 請西遺跡 | 木更津市請西 | 方形周溝遺構。方墳。横穴式石室。 | 須恵器。土師器。 | ８Ｃ前半 | 山伏作４～６号墳など | 45・46 |
| 57 | 大久保石澄横穴墓群 | 木更津市大久保 | 横穴墓群６基。 | 須恵器。土師器。刀子。 | ８Ｃ前半 | 土器は前庭部から出土 | 47 |
| 58 | 赤羽台遺跡 | 東京都北区赤羽台 | 横穴墓群。19基を確認。 | 須恵器。 | ７Ｃ末～８Ｃ初 | 土器は前庭部から出土 | 48 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 59 | 神明上遺跡 | 日野市川辺堀之内 | 横穴墓群。土坑墓。 | | 7C～8C前半？ | 土坑墓から土師器が出土 | 49 |
| 60 | 瀬戸岡1号墳 | 秋川市瀬戸岡 | 古墳。横穴式石室。 | 須恵器。土師器。 | 8C前半 | 石室内から出土。火葬骨 | 50 |
| 61 | 瀬戸岡A号墳 | 秋川市瀬戸岡 | 古墳。横穴式石室。 | 土師器。 | 8C前半 | 石室内から出土。火葬骨 | 51 |
| 62 | 内藤新田横穴墓群 | 国分寺市内藤新田多摩蘭坂 | 横穴墓群。火葬骨。 | 釘。須恵器。 | 8C前半 | | 52 |
| 63 | 後谷原北横穴墓 | 神奈川県中郡大磯町後谷原 | 横穴墓群。 | 帯金具。 | 8C前半 | | 53 |
| 64 | 新村秋葉原遺跡 | 長野県松本市新村秋葉原 | 円墳。2基。横穴式石室。 | 須恵器。鉄鏃など。 | 8C代 | 石室内から土器，火葬骨出土 | 54 |
| 65 | 南方古墳 | 松本市里山辺 | 古墳。横穴式石室。6C後半～ | 須恵器。直刀。馬具。銅鋺。 | 8C初頭 | 石室内から副葬品。未盗掘。 | 55 |
| 66 | 長峯古墳群 | 佐久市内山 | 古墳。3基。横穴式石室。 | 須恵器。直刀。 | 8C前半 | 石室内から副葬品。 | 56 |
| 67 | 湯谷古墳群 | 長野市上松湯谷東沖 | 古墳。1号墳。横穴式石室。 | 須恵器。直刀。鉄鏃など。 | 8C初頭 | 土器は前庭部から出土 | 57 |
| 68 | 大室古墳群 | 長野市松代大室 | 古墳群。横穴式石室。 | 須恵器。土師器。鉄鏃など。 | 9C代？ | 8C中～9Cの追葬とされる | 57 |
| 69 | 中山古墳群 | 松本市中山植原・和泉 | 古墳。横穴式石室。 | 須恵器。 | 8C前半。 | 土器は石室内から出土。 | 57 |
| 70 | 安塚古墳群 | 松本市新村安塚 | 円墳。横穴式石室。5・8号墳。 | 須恵器。直刀。帯金具など。 | 7C末～8C初 | 石室前半から土器が出土 | 57 |
| 71 | 家の上古墳 | 下伊奈郡豊丘村河野中部 | 円墳。横穴式石室。 | 須恵器。刀子。鉄鏃など。 | 8C前半 | 土器は前庭部から出土 | 57 |
| 72 | 乞食塚古墳 | 茅野市高部 | 古墳。横穴式石室。 | 和銅開珎。直刀。馬具など。 | 8C前半 | 遺物は石室内から出土 | 58 |
| 73 | 四ツ塚古墳群 | 山梨県東八代郡一宮町国分 | 円墳。横穴式石室。 | 須恵器。帯金具。鉄鏃など。 | 8C前半 | 土器は前庭部の出土が多い | 59 |
| 74 | 大師山横穴墓群 | 静岡県田方郡伊豆長岡町北絵間 | 横穴墓群。6基。6・8号など | 須恵器。土師器。 | 8C前半 | 土器は前庭部の出土が多い | 60 |
| 75 | 大北横穴墓群 | 田方郡伊豆長岡町北絵間 | 横穴墓群。48基。 | 須恵器。石櫃（「若舎人」銘） | 8～9C代 | 7～8Cに盛行。8C初火葬 | 61 |
| 76 | 原古墳群白砂ヶ谷 | 藤枝市原字白砂ヶ谷 | 古墳。横穴式石室。 | 須恵器。鉄鏃。直刀など。 | 7C後～8C | 遺物は石室内から出土 | 62 |
| 77 | 原古墳群谷稲葉高草 | 藤枝市谷稲葉字高草 | 古墳。横穴式石室。 | 須恵器。刀子。鉄鏃など。 | 8C初頭 | 遺物は石室内出土。7C前～ | 63 |
| 78 | 南新屋古墳群萩ヶ谷 | 藤枝市瀬古字萩ヶ谷 | 古墳。横穴式石室。 | 須恵器。鉄鏃など。 | 8C前半 | 遺物は石室内出土。火葬骨。 | 64 |
| 79 | 市部古墳群三ツ池 | 藤枝市藪田字三ツ池 | 古墳。横穴式石室。 | 須恵器。鉄鏃など。 | 8C前半 | 遺物は石室内出土。骨蔵器 | 65 |
| 80 | 横添古墳群板沢 | 志太郡岡部町横添字板沢 | 古墳。横穴式石室。 | 須恵器。直刀。鉄鏃など。 | 8C初頭 | 遺物は石室内出土 | 66 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 81 | 笛吹段古墳群 | 焼津市高崎字笛吹段 | 古墳。横穴式石室。 | 須恵器。土師器など。 | 8Ｃ前半 | 7Ｃ前半～ | 67 |
| 82 | 広畑古墳群 | 焼津市高崎字広畑 | 古墳。横穴式石室。 | 須恵器。土師器。帯金具。 | 8Ｃ前半 | 短頸壺出土 | 68 |
| 83 | 曳馬野１・２号墳 | 浜松市中沢町中新田 | 古墳。横穴式石室。 | 須恵器。 | 8Ｃ前半 | | 69 |
| 84 | 妙見古墳群 | 庵原郡富士川町岩渕 | 古墳。横穴式石室。 | 須恵器。鉄鏃など。 | 8Ｃ代 | 短頸壺出土。８Ｃに盛行 | 70・71 |
| 85 | 事神Ｂ古墳群９号墳 | 磐田市匂坂上事神 | 古墳。横穴式石室。 | 須恵器。土師器。刀子。 | 8Ｃ初頭 | 土器は前庭部から出土 | 72 |
| 86 | 中原Ｃ古墳群15号墳 | 磐田市向笠竹之内 | 古墳。木室墳。 | 須恵器。 | 8Ｃ前半 | | 73 |
| 87 | 岡津横穴墓群 | 掛川市岡津字大治ヶ井戸 | 横穴墓群。Ａ－８・Ｂ－４など。 | 須恵器。 | 8Ｃ初頭 | | 74 |
| 88 | 毛森山横穴墓群 | 小笠郡大東町海戸字毛森山 | 横穴墓群。 | 須恵器。土師器。 | 8Ｃ前半 | | 74 |
| 89 | 観音山北横穴墓群 | 福島県西白河郡泉崎村踏瀬観音山 | 横穴墓群。３号横穴墓。 | 蕨手刀。 | 8Ｃ代？ | | 75 |
| 90 | 梅田横穴墓群 | 須賀川市西川字梅田 | 横穴墓群。８号横穴墓。 | 開元通宝。元祐通宝。直刀。 | 8Ｃ～？ | | 75 |
| 91 | 治部池横穴墓群 | 須賀川市滑川字十貫地 | 横穴墓群。２・４・６号墓など | 須恵器。土師器。直刀など。 | 8Ｃ代 | 土器は前庭部から出土 | 76 |
| 92 | 駒坂新田横穴墓群 | 河沼郡河東町金田 | 横穴墓群。４基程度が８Ｃ代。 | 須恵器。土師器。 | 8Ｃ代 | | 77 |
| 93 | 御台横穴墓群Ａ群 | いわき市内郷御台境町 | 横穴墓群。４基程度が８Ｃ代。 | 須恵器。土師器。 | 8Ｃ代 | | 78 |
| 94 | 関山横穴墓群 | 勿来市関田町字関山 | 横穴墓群。 | 土師器骨蔵器。 | ８～９Ｃ？ | | 79 |
| 95 | 宗禅寺横穴墓群 | 宮城県仙台市根岸町 | 横穴墓群。15基を確認。 | 須恵器。土師器。刀子。 | 8Ｃ前半 | | 80 |
| 96 | 朽木橋横穴墓群 | 古川市小野字朽木橋 | 横穴墓群。13基を調査。 | 須恵器。土師器。鉄鏃。刀子。 | ８～９Ｃ | | 81 |
| 97 | 砂山横穴墓群 | 宮城郡七ヶ浜町湊浜 | 横穴墓群。 | 須恵器。土師器。直刀など。 | 8Ｃ代 | | 82 |
| 98 | 桜小路横穴墓群 | 亘理郡亘理町鹿島 | 横穴墓群。26基を確認。 | 須恵器。土師器。直刀など。 | ８～９Ｃ | 土器は前庭部から出土 | 83 |
| 99 | 堤の内横穴墓群 | 亘理郡亘理町逢隅 | 横穴墓群。 | 須恵器。土師器。 | 8Ｃ代 | | 84 |
| 100 | 白地横穴墓群 | 登米郡中田町 | 横穴墓群。５基を調査。 | 土師器など。 | 8Ｃ代 | | 85 |
| 101 | 追戸・中野横穴墓群 | 遠田郡湧谷町小塚 | 横穴墓群。70基を調査。 | 須恵器。鉄鏃など。 | ８～９Ｃ | 土器は前庭部から出土 | 86 |
| 102 | 色麻古墳群 | 加美郡色麻町四釜 | 円墳。横穴式石室。 | 須恵器。土師器。直刀など。 | 8Ｃ代 | 土器は石室内から出土。 | 87 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 103 | 亀井囲横穴墓群 | 志田郡松山町金谷 | 横穴墓群。27基を調査。 | 須恵器。土師器。帯金具。 | 8～9C | 土器は前庭部から出土 | 88 |
| 104 | 熊堂古墳群 | 岩手県花巻市上根子字熊堂 | 古墳。 | 和銅開珎。蕨手刀。帯金具など。 | 8C前半 | | 89 |
| 105 | 猫谷地古墳群 | 和賀郡江釣子村上江釣子 | 円墳。横穴式石室。 | 蕨手刀など。 | 8C前半？ | | 90 |
| 106 | 五条丸古墳群 | 和賀郡江釣子村上江釣子 | 円墳。横穴式石室。 | 蕨手刀。刀子など。 | 8C前半？ | | 90 |
| 107 | 二色根古墳 | 山形県東置賜郡赤湯町二色根 | 円墳。横穴式石室。 | 和銅開珎。帯金具など。 | 8C前半 | | 91 |
| 108 | 吉田小下原横穴群 | 千葉県 | 横穴墓群。 | 須恵器。直刀など。 | 8C代 | | |
| 109 | 又富横穴墓群 | | 横穴墓群。 | 須恵器など。 | 8C代 | | |
| 110 | 地引横穴墓群 | | 横穴墓群。 | 須恵器。鉄鏃など。 | 8C代 | | |
| 111 | 東前横穴墓群 | | 横穴墓群。 | 須恵器。直刀など。 | 8C前半 | | |
| 112 | 西山横穴墓群 | | 横穴墓群。 | 須恵器。鉄鏃など。 | 8C前半 | | |
| 113 | 岩横穴墓群 | | 横穴墓群。 | 須恵器など。 | 8C代？ | | |
| 114 | 西国横穴墓群 | | 横穴墓群。 | 須恵器など。 | 8C前半？ | | |
| 115 | 代官山横穴墓群 | 神奈川県川崎市 | 横穴墓群。 | 須恵器など。 | 8C代？ | | |
| 116 | 北中尾横穴墓群 | 中郡大磯町 | 横穴墓群。 | 須恵器など。墨書土器。 | 8C代？ | | |
| 117 | 中和田横穴墓群 | 東京都多摩市 | 横穴墓群。 | 須恵器など。 | 8C前半 | | |
| 118 | 梵天山3号墓 | 日野市 | 横穴墓群。 | 土師器など。 | 8C前半 | | |
| 119 | 坂西横穴墓群 | 日野市 | 横穴墓群。 | 土師器など。 | 8C前半 | | |
| 120 | 平山台1号墓 | 日野市 | 横穴墓群。 | 須恵器など。 | 8C中頃 | | |
| 121 | 御塔坂横穴墓群 | 三鷹市 | 横穴墓群。 | 須恵器など。 | 8C前半 | | |
| 122 | 野水橋横穴墓群 | 三鷹市 | 横穴墓群。 | 須恵器など。 | 8C前半 | | |
| 123 | 地蔵山古墳群 | 群馬県佐波郡赤堀村五目牛地蔵山 | 円墳。横穴式石室。 | 須恵器。 | 8C前半 | 前庭部から短頸壺出土。 | 92 |
| 124 | 清水柳北1号墳 | 静岡県沼津市足高字尾上 | 上円下方墳。 | 須恵器。石櫃。 | 8C前半 | | 93 |

## 第９表　８世紀代利用古墳文献一覧表

1　『南那須町の遺跡』　南那須町教育委員会　1991
2　『大和久古墳群』　南那須町教育委員会　1987
3　『市貝町史』１巻　市貝町　1990
4　『益子・山守塚古墳』　益子町教育委員会　1986
5　『飯塚古墳群発掘調査概報Ⅰ』　小山市教育委員会　1988
　和銅開珎の出土については、鈴木一男氏の御教示による。
6　『引間遺跡』　高崎市教育委員会　1979
7　『書上下吉祥寺遺跡・書上上原之城遺跡・上植木壱町田遺跡』　群馬県埋蔵文化財調査事業団　1988
8　『荒砥二之堰遺跡』　群馬県埋蔵文化財調査事業団　1985
9　『清里・長久保遺跡』　群馬県埋蔵文化財調査事業団　1986
10　『田篠上平遺跡』　群馬県埋蔵文化財調査事業団　1988
11　『下触牛伏遺跡』　群馬県埋蔵文化財調査事業団　1986
12　『本郷的場古墳群』　群馬県埋蔵文化財調査事業団　1990
13　『奥原古墳群』　群馬県埋蔵文化財調査事業団　1983
14　『寺屋敷Ⅰ・蓋・鶴巻遺跡』　群馬町教育委員会　1991
15　『寺屋敷Ⅱ遺跡』　群馬町教育委員会　1991
16　『生原・善龍寺前遺跡』　箕郷町教育委員会　1986
17　『森山遺跡』　北橘村教育委員会　1986
18　『朝日塚古墳』　北橘村教育委員会　1985
19　『群馬県史』資料編３　群馬県　1981
20　『関越自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告Ⅲ』　埼玉県教育委員会　1974
21　『永国地区住宅団地建設予定地内埋蔵文化財調査報告書』　茨城県教育財団　1990
22　『茨城県史料』考古資料編古墳時代　茨城県　1974
23　『関東横穴墓遺跡検討会資料』　茨城県考古学協会　1991
24　『生谷』　佐倉市教育委員会　1977
25　『飯重』　佐倉市教育委員会　1974
26　『佐倉市立山遺跡』　千葉県文化財センター　1983
27　『向原遺跡』　千葉県文化財センター　1989
28　『主要地方道成田安食線道路改良工事地内埋蔵文化財発掘調査報告書』　千葉県文化財センター　1985
29　『多古工業団地内遺跡群発掘調査報告書』　千葉県文化財センター　1986
30　『佐倉市向山谷津・明代台・木戸場・古内遺跡』　千葉県文化財センター　1987
31　『佐倉市大作遺跡』　千葉県文化財センター　1990
32　『飯塚遺跡群発掘調査報告書』　八日市場市教育委員会　1986
33　『茂原市山崎横穴群』　千葉県文化財センター　1982
34　『山崎横穴群』　茂原市文化財センター　1988
35　『瑞穂横穴群』　山武群南部地区文化財センター　1986
36　『千葉市誉田県立コロニー内遺跡』　千葉県文化財センター　1976
37　『千葉東南部ニュータウン８』　千葉県文化財センター　1979
38　『千葉東南部ニュータウン10』　千葉県文化財センター　1982
39　『千葉東南部ニュータウン12』　千葉県文化財センター　1983
40　『千葉市辺田山谷遺跡』　千葉県文化財センター　1986
41　『千葉市荒久遺跡』　千葉県文化財センター　1991
42　『外迎山遺跡・唐沢遺跡・山見塚遺跡』　市原市文化財センター　1987
43　『千草山遺跡・東千草山遺跡』　市原市文化財センター　1989
44　『打越岱遺跡』　君津郡市文化財センター　1989
45　『木更津市請西遺跡群』　千葉県教育委員会　1974

46 『請西』　木更津市教育委員会　1977
47 『木更津市大久保石澄横穴墓群』　千葉県文化財センター　1990
48 『赤羽台遺跡』　東北新幹線赤羽地区遺跡調査会調査団　1989
49 『日野市埋蔵文化財発掘調査輯報Ⅱ』　日野市教育委員会　1986
50 『東京都文化財調査報告書』3多摩地方の古墳群　東京都教育委員会　1956
51 『東京府史蹟保存物調査報告書』6　東京府　1929
52 甘粕健・久保哲三「古墳時代上－関東」『日本の考古学』Ⅳ　河出書房　1966
53 『後谷原北横穴群』　神奈川県立博物館　1969
54 『松本市新村秋葉原遺跡』　松本市教育委員会　1983
55 『松本市大塚古墳・南方古墳・南方遺跡』　松本市教育委員会　1990
56 『長峯古墳群』　佐久市教育委員会　1988
57 『長野県史　考古資料編』　長野県　1982
58 宮崎糺「信濃宮川村の一古墳」『考古学雑誌』26－1　1936
59 『四ツ塚古墳群』　山梨県教育委員会　1985
60 『大師山横穴群』　静岡県教育委員会　1976
61 『大北横穴群』　伊豆長岡町教育委員会　1981
62 『原古墳群白砂ケ谷支群』　藤枝市教育委員会　1980
63 『原古墳群谷稲葉支群高草地区』　藤枝市教育委員会　1981
64 『南新屋古墳群秋谷支群・萩ケ谷支群』　藤枝市教育委員会　1980
65 『市部古墳群山ノ神支群・藪田古墳群三ツ池支群』　藤枝市教育委員会　1980
66 『横添古墳群板沢支群発掘調査報告書』　岡部町教育委員会　1982
67 『笛吹段・兎沢古墳群』　静岡県埋蔵文化財調査研究所　1984
68 向坂鋼二・増井義己「焼津市高崎出土の土師器と須恵器」『考古学手帳』4　塚田光　1958
69 向坂鋼二「静岡県浜松市曳馬野第2号墳」『日本考古学年報』12　日本考古学協会　1964
70 『駿河妙見古墳群』　富士川町教育委員会　1980
71 佐野五十三「駿河妙見古墳群の再検討」『静岡県埋蔵文化財調査研究所研究紀要Ⅰ』　静岡県埋蔵文化財調査研究所　1986
72 『勾坂上4遺跡発掘調査報告』　磐田市教育委員会　1988
73 『中原C古墳群』　磐田市教育委員会　1991
74 『遠江の横穴群』　静岡県教育委員会　1983
75 『東北自動車道遺跡調査報告』　福島県教育委員会　1975
76 『東北新幹線関連遺跡発掘調査報告Ⅰ』　福島県教育委員会　1980
77 『東北横断自動車道遺跡調査報告6』　福島県文化センター　1989
78 『御台横穴A群・御台遺跡』　いわき市教育委員会　1989
79 渡辺誠「福島県勿来市発見の土師系蔵骨器」『古代』41　早稲田大学考古学会　1963
80 『宗禅寺横穴群発掘調査報告書』　仙台市教育委員会　1976
81 『朽木橋横穴古墳群・宮前遺跡』　宮城県教育委員会　1983
82 『砂山横穴古墳群調査報告書』　宮城県教育委員会　1976
83 『桜小路横穴墓群』　亘理町教育委員会　1981
84 『亘理の古墳』　亘理町　1975
85 『白地横穴古墳群』　中田町教育委員会　1978
86 『追戸・中野横穴群』　涌谷町教育委員会　1973
87 『香ノ木遺跡・色麻古墳群』　宮城県教育委員会　1985　など
88 『松山町史』　松山町　1980
89 『熊堂古墳群・浮島古墳群発掘調査報告書』　岩手県立博物館　1990
90 『猫谷地・五条丸古墳群』　江釣子村教育委員会　1978
91 浅田芳郎「羽前赤湯の和銅開珎」『古代』49・50　早稲田大学考古学会　1967
92 『赤堀村地蔵山の古墳1』　赤堀村教育委員会　1977
93 『清水柳北遺跡発掘調査報告書2』　沼津市教育委員会　1990

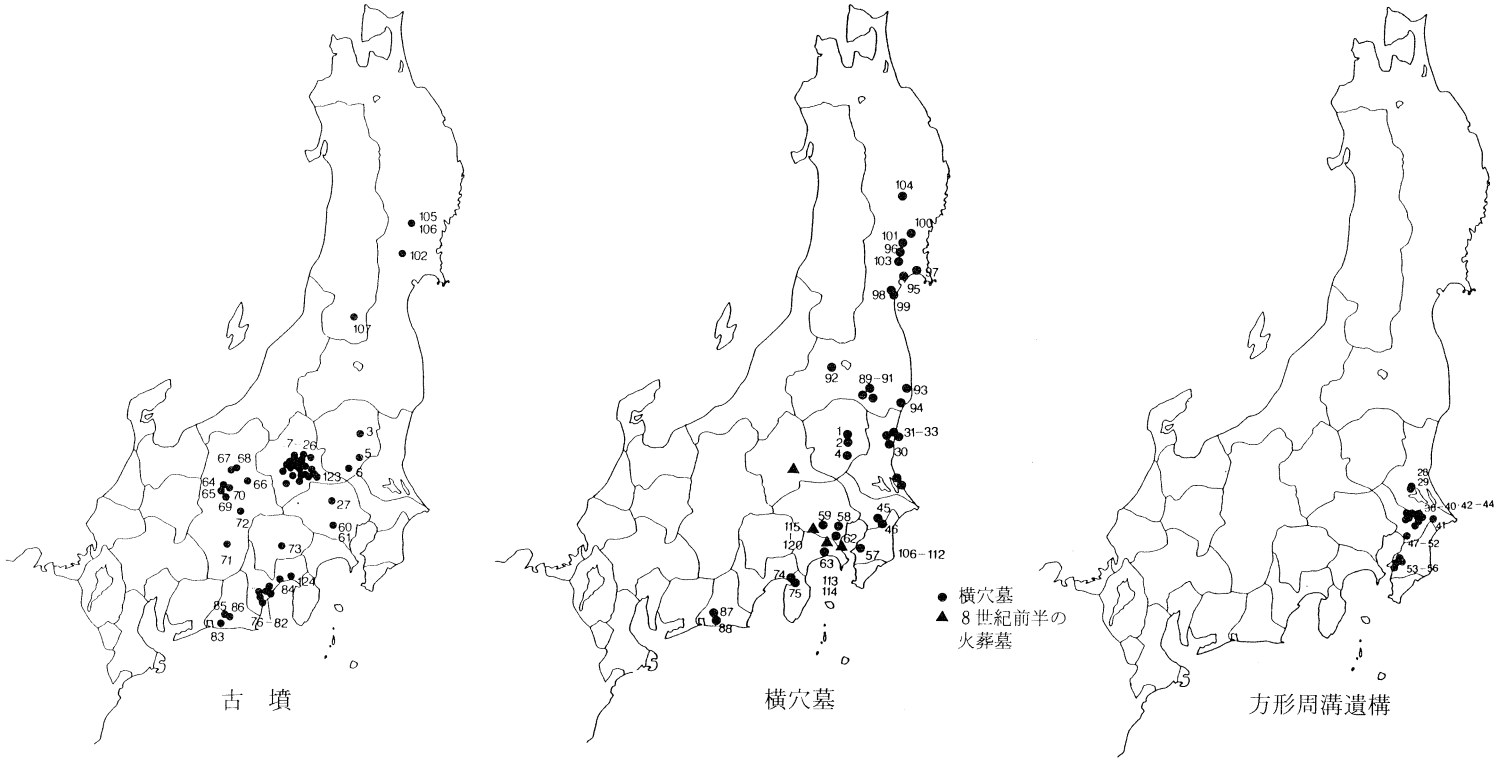


第15図　8世紀代に利用される古墳分布図

さて、以上のように、8世紀代以降の古墳等の利用例は、高塚古墳の横穴式石室の利用、横穴墓の利用、方形周溝遺構、ということになる。その分布は基本的には、千葉県域に於て横穴墓と方形周溝遺構の分布が重なる他は、高塚古墳と横穴墓とで区分される地域的な傾向があることになる。この分布の傾向は、8世紀代以前の古墳などの分布と基本的には同一のものである。前述した田中新史氏の論稿においては（田中1985）、千葉県域の資料を中心に、古墳時代の地域性が8世紀代以降にまで継続していたことが指摘されている。つまり、8世紀代以降における古墳利用の状況に窺える分布傾向が、それ以前の古墳時代の傾向とほぼ同様であるということは、千葉県域に限らず東国では、8世紀代以降も、それ以前の墳墓の地域性が継続していたものと理解することが出来よう。そして、東国において火葬墓がその数を増していくのは、8世紀中頃以降のことであり、火葬墓の盛行は8世紀後半から9世紀代のこととなる。

また、前述したような方形周溝遺構から火葬墓への転換の例が認められることや、東京都瀬戸岡1号墳や長野県新村秋葉原遺跡のように石室内から骨蔵器ないし火葬骨が出土している例、あるいは茨城県十五郎穴横穴墓群や静岡県大北横穴墓群のように横穴墓から火葬骨などが出土している例がある。そうしたことから判断して、火葬の採用＝古墳・横穴墓の消滅とは限定し得ないものの、前述のような古墳などの墓制と火葬墓の墓制との関連が窺えることから、古墳などから火葬墓へという墓制の推移を想定することは概ね妥当であろう。従って、7世紀代からの墳墓の地域性は8世紀代に至っても継続しており、火葬墓が増加していくのは概ね8世紀後半であることから、**東国においては古墳時代以来の墳墓の利用が7世紀代から8世紀中頃まで継続しその後火葬墓へ移行していったものと理解されよう。**

以上のような想定が可能であるとすれば、次に、その墳墓の利用の実態が問題となる。墳墓の利用の一般的な形態は死者の埋葬であり、ここで扱っている古墳などの場合は追葬というものもある。実際、石室内などの主体部から時期の下る遺物が出土しているケースでは、追葬と判断して良いものがあろう。問題なのは、古墳にしろ横穴墓にしろ、主体部の前面のいわゆる前庭部から出土する遺物が多いことである。前庭部から遺物が出土している場合では、その墳墓に葬送が行われたのか、墓前において祭祀が行われたのかが判別できないからである。

この点については、ここで明確な結論を示せるだけの検討もなしえない。ただ、東国の後期古墳では、前庭部から土器が出土するケースが多くなる傾向にあることが知られている。また、南武蔵から相模地方の古墳や横穴墓を中心として分析された鈴木敏弘氏の検討がある（鈴木1989）。

氏の論点は多岐にわたっているため、ここで関連のある点について記すと以下の通りである。まず、①南武蔵の横穴墓の造営が8世紀前半まで継続していたとされ、②8世紀の前半代は地域によっては火葬墓と横穴墓が並存していた地域もあるとされる。また、③古墳や横穴墓の墓

室内に副葬品として土器などを入れる古墳時代的な副葬習慣が7世紀後半に衰退ないし消滅していくとされる。それに替わって、④埋葬後に前庭部に土器をおくような、葬送儀礼の変化が想定されるという。つまり、提瓶・フラスコ形長頸壺・長頸瓶という器種の変化の間に、そうした副葬品が供献土器へと変化することで、その出土位置も変化していったという。さらに、⑤この副葬品の墓室内での消失は、必ずしも東国全般において認められる傾向ではなく、地域毎に様相の相違があるとされている。

以上の論点は、前庭部からの土器の出土を葬送儀礼の一環として捉えることが前提となった上での解釈ということで、横穴墓の造営の下限がどこまで下るのか等はにわかに決し難い。しかし、古墳ないし横穴墓の副葬習慣が衰退していくという全体的な傾向は概ね認められることであろう。そうした意味からすれば、前庭部からの出土する遺物を葬送に係わる儀礼の一環と解釈することはそれほど的外れなものとは言えないであろう。

この点については、解釈の域を出ないため、追善供養等に対する文献史料による検討結果を参考としてみよう。服藤早苗氏は、平安前期の貴族層における墓地祭祀について検討されている（服藤1991）。ここで関連する主要な論点を抜き出せば、①貴族層に営まれる「氏墓」は本来、氏の始祖の墳墓であり、一般の氏人は営墓はされず追善供養や墓参り等は考慮の外であったとされる。また、②史料における貴族層の墓参りの例は、10世紀初頭から中頃にかけて認められるようになり、③墳墓への祭祀は、山陵に対する国家的儀式である「荷前」が貴族層に浸透した結果によるものとされている。

以上のような史料の検討による成果を参考にすれば、追善供養や墓参りといった行為が7世紀後半から8世紀代の東国の古墳や横穴墓において行われていたと解釈することは困難であろう。従って、前庭部から8世紀代の遺物が出土する古墳や横穴墓については、基本的に葬送（追葬？）がなされたものと解釈しておきたい。いずれにしても、古墳時代からの墓域が8世紀以降も継続して機能していたことは事実であり、8世紀前半代の火葬墓が極端に少ないことからすれば、8世紀代において古墳などが引続き葬送の場として利用されていたと想定することは概ね妥当なものではなかろうか。しかも、地域によっては土器などの副葬が衰退していくことや（鈴木1989）、前庭部の遺物の確認が困難であることを考慮すれば、確認された古墳の数以上に、8世紀代に使用されていたものが多いことすら予想されるのである。それでは、8世紀代に至るまで葬送の舞台となった東国の古墳や横穴墓は、古墳時代から奈良時代にかけてどの様な変遷を辿ったのであろうか。

## 7－4　8世紀代における古墳利用の実態

前節でみたように、8世紀代においてそれまでの古墳が継続して利用されている例が多数認められた。そのうち、主体部の構築状況や出土している遺物などから利用されている古墳の築造年代が窺えるものがある。その主なものとその推定される築造時期、遺物からみた最終時期を挙げれば以下の通りである。

| | | |
|---|---|---|
| 3 | 大和久古墳群 | 7C前半～8C前半 |
| 12 | 下触牛伏遺跡 | 6C末頃～7C末・8C |
| 13 | 本郷的場古墳群 | 6C後半～8C前半 |
| 14 | 奥原古墳群 | 6C後半～8C前半 |
| 24 | しどめ塚古墳 | 7C前半～7C末・8C |
| 40 | 前原Ⅰ遺跡 | 6C後半～8C初頭？ |
| 44 | 雉子ノ台古墳群 | 7C後半～8・9C |
| 60 | 瀬戸岡1号墳 | 7C中頃～8C前半 |
| 65 | 南方古墳 | 6C後半～8C初頭？ |
| 73 | 四ツ塚古墳群 | 6C後半～8C前半 |
| 76・77 | 原古墳群 | 7C前半～8C初頭 |
| 81 | 笛吹段古墳群 | 7C前半～8C前半 |
| 86 | 中原C古墳群 | 7C中頃～8C前半 |
| 102 | 色麻古墳群 | 7C代　～8C代 |

挙げたものは主として横穴式石室の古墳である。それらは、古墳時代後期を特徴づける群集墳として把握できるものがほとんどである。いずれも、築造されてから使用が終わるまでの時間幅が長い点が看取される。ところで、前述したように、8世紀代に葬送の場として利用された古墳や横穴墓が、東国では予想以上に多かった可能性について触れた。そうした立場によることとした場合、8世紀代に至っての古墳の利用を前代からの追葬として把握が可能かどうかが問題となろう。つまり、古墳の利用を葬送であるものとした場合、その葬送の、前代から引続き行われてきた追葬と、古墳時代の葬送からは間をおいた再利用との峻別の問題である。

この点について、間壁氏は先の論稿に於て、①古墳が築造されてから継続して利用されるもの、②古墳の使用が終わって一定期間を経て古墳が利用されたもの、として①を追葬、②を再利用とされた（間壁1982）。こうした定義に、小稿も従うものである。しかし、氏も指摘されているように、古墳に残されている遺物からは追葬と再利用の区別がつかないものも見受けられ

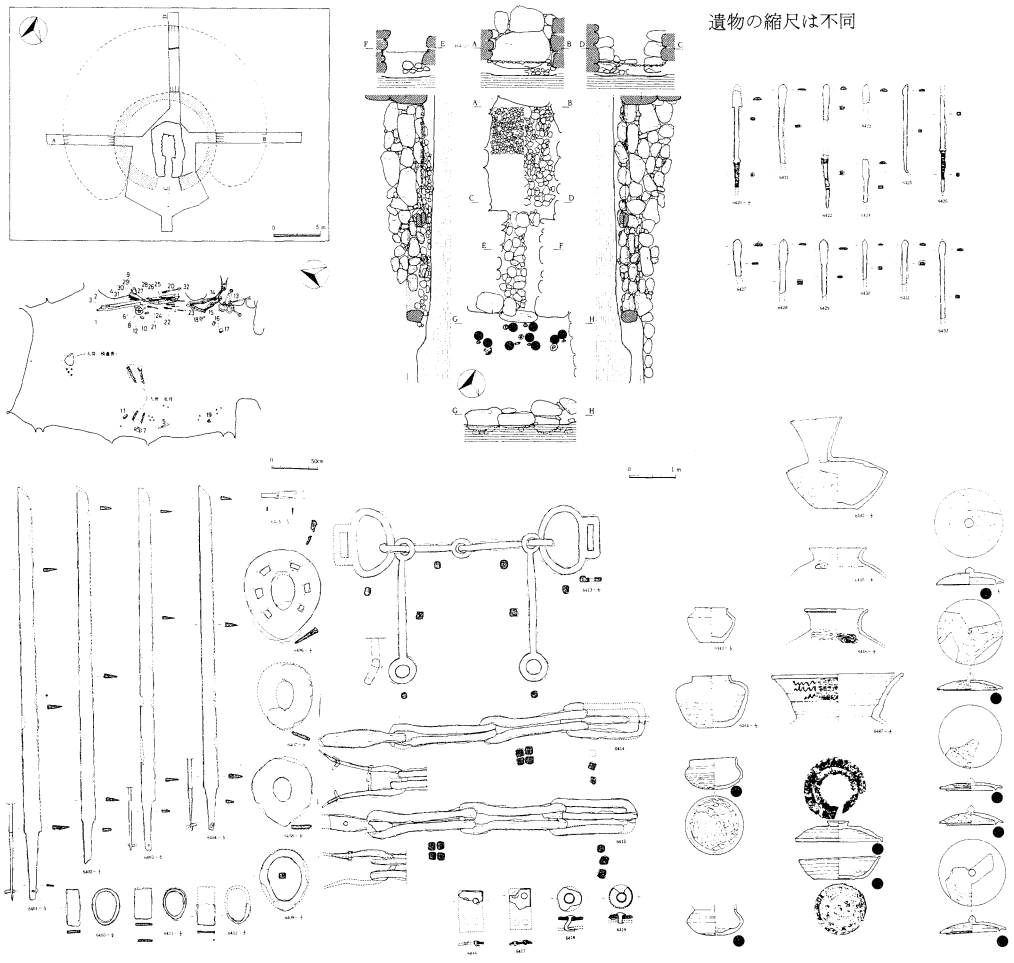


第16図　古墳の利用例　奥原古墳群64号墳

る。古墳の再利用者とかつての被葬者との関係の有無によっては、再利用か追葬（ないし葬送以外の利用）かが異なってくるわけであるが、被葬者と再利用者の関係を証明することは殆ど不可能に近い。

そこで、小稿では、古墳時代から極端に間をおいた再利用は除外し、主として8世紀代までの利用例を検討の対象とした。それは、古墳時代と隣接した、間をあまりおいてない時期であることから、古墳の被葬者なり古墳の営墓集団が明らかな時期であり、従って、まったく無関係な集団が他の集団の古墳を再利用することが想定しにくいからである（山田・鋤柄1985）。その他、8世紀代の古墳からの遺物の出土傾向が前代からの傾向とあまり変化がないことや、前述したように古墳の地域性が8世紀代にも継続していることからも、その点は充分考えられよう。従って、8世紀代に葬送に利用されている古墳の例は、基本的に前代からの追葬がなさ

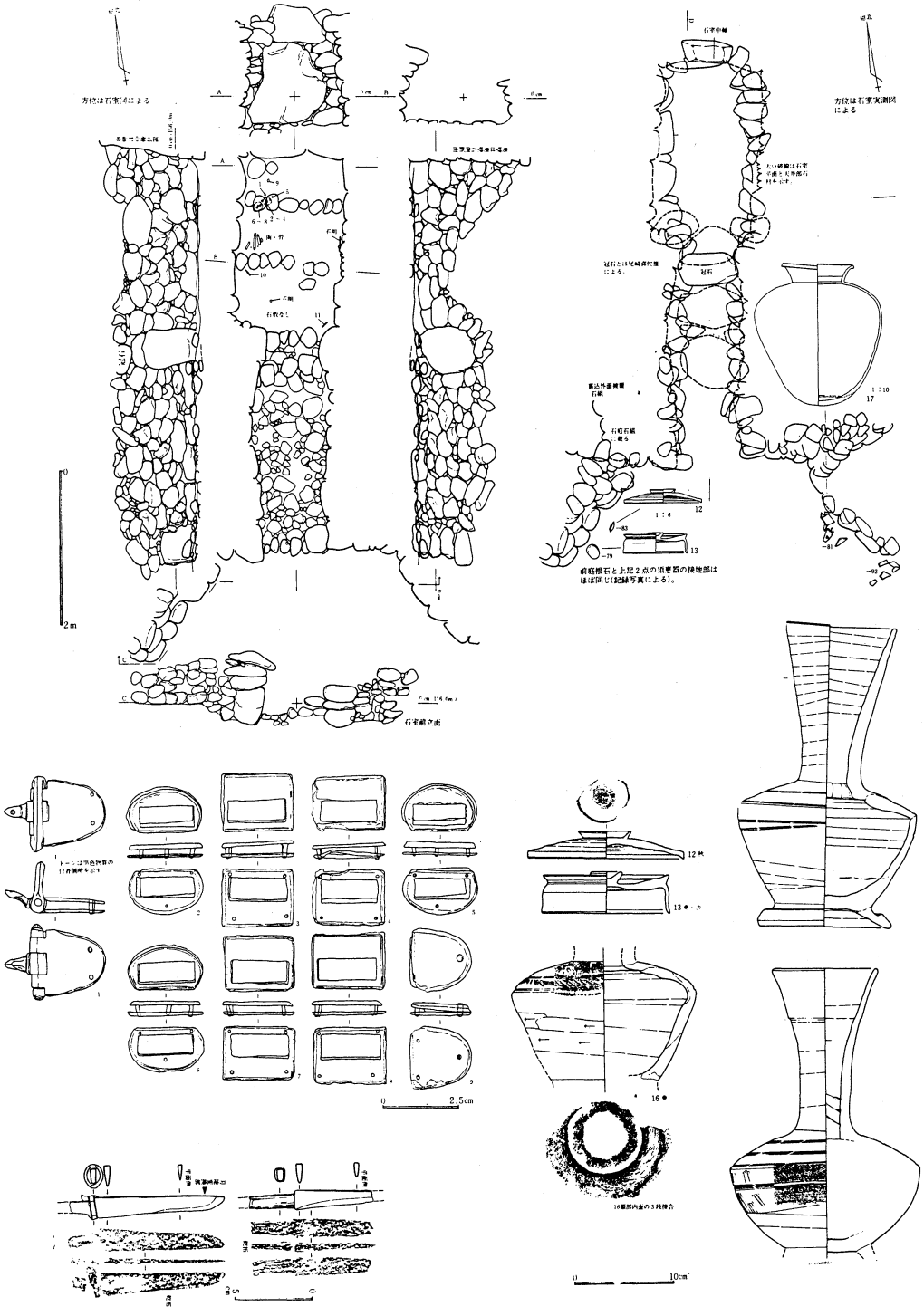

第17図　古墳の利用例　的場古墳群D号墳（遺物一部省略）

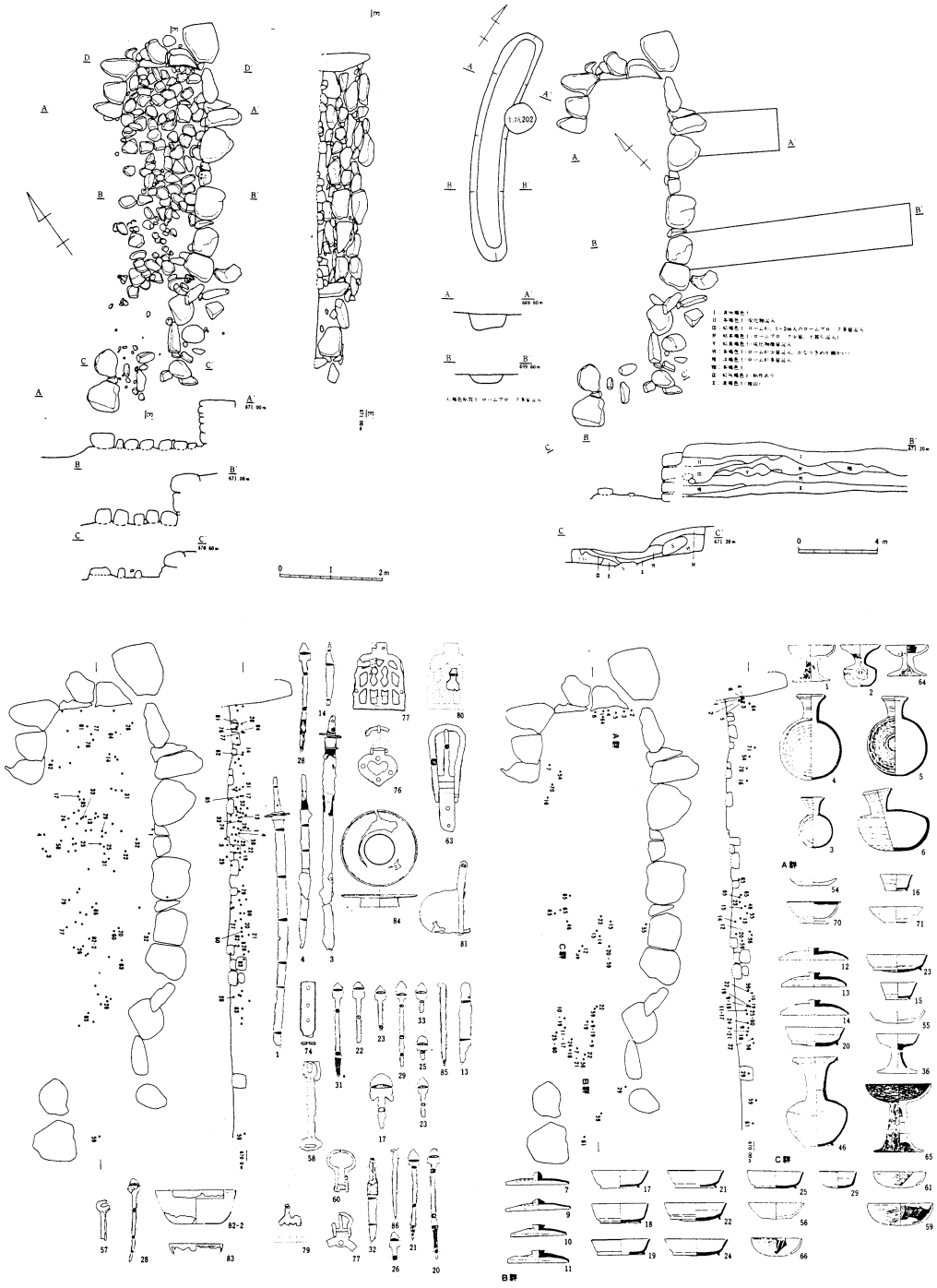

第18図　古墳の利用例　南方古墳

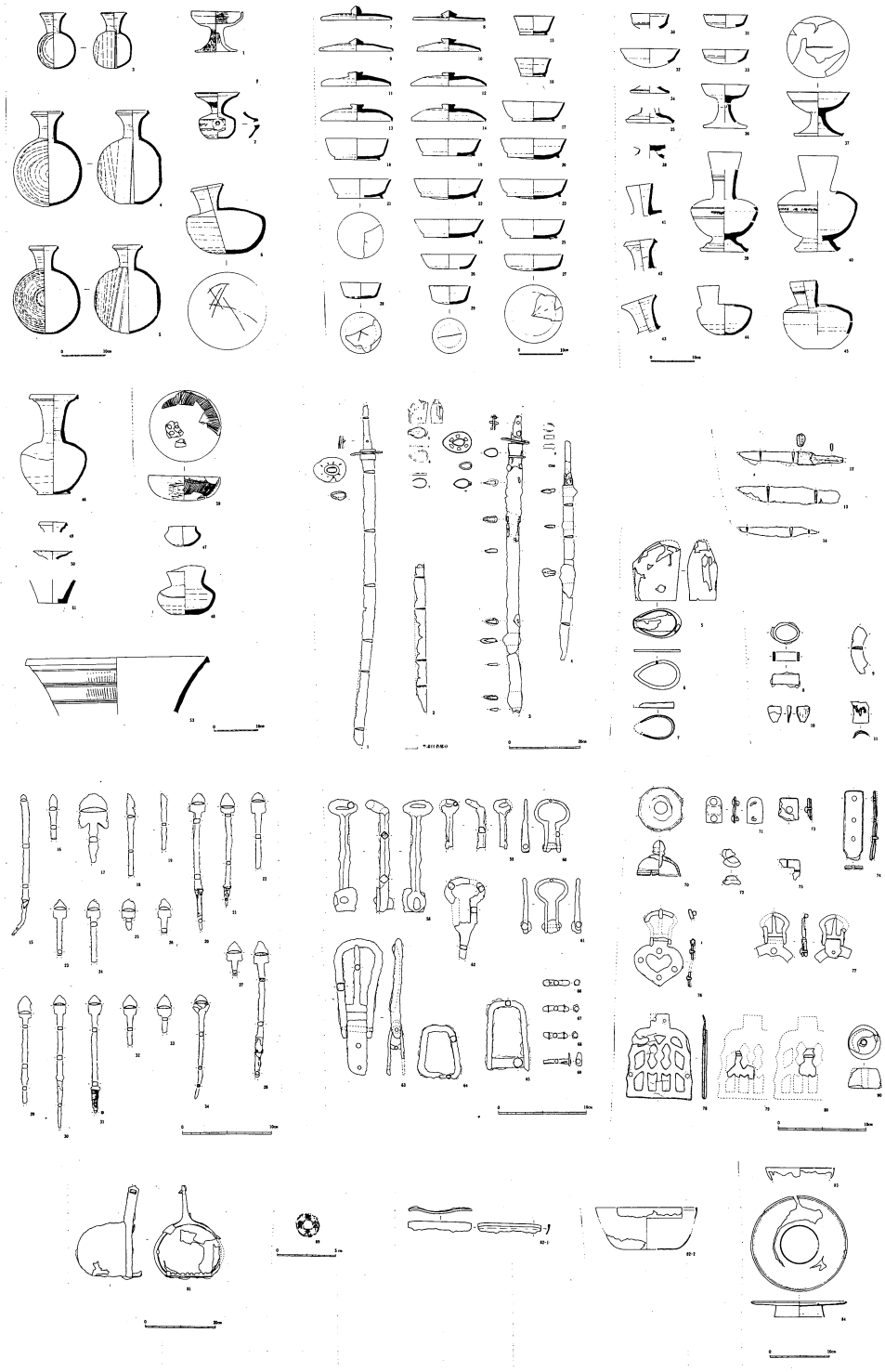

第19図　南方古墳出土遺物（一部省略）

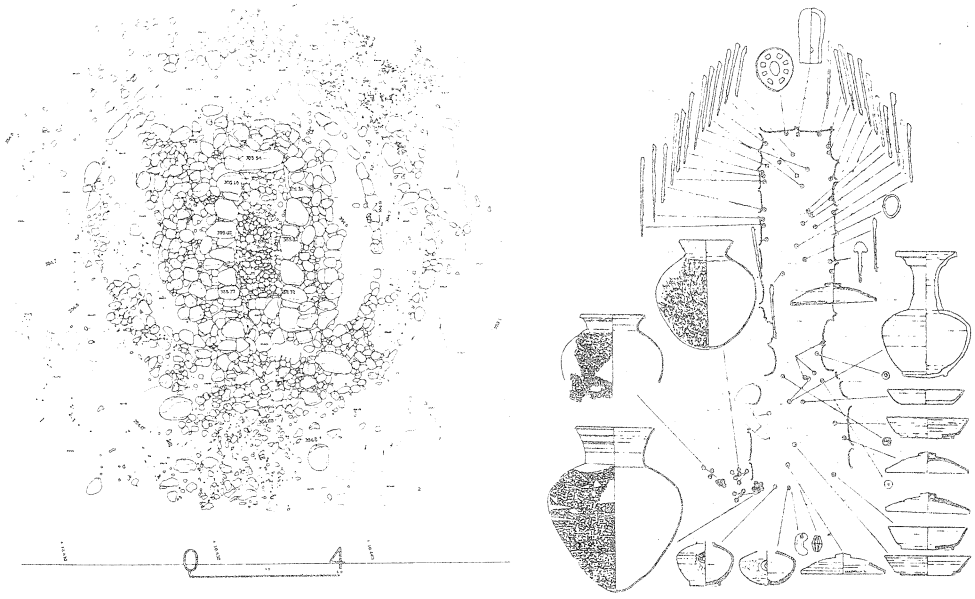


第20図　古墳の利用例　四ツ塚古墳群２号墳

れたものと想定することは概ね妥当なものであろう。

ところで、節の冒頭で挙げた築造から追葬終了までの時間幅が明らかな古墳の例は、石室の構造や出土している遺物による年代の上限と、出土しているもっとも新しい遺物から年代の下限を求めたものである。従って、その時間の幅の中では、総ての時期にわたって葬送が行われていたという保障はない。この点に関しては、結論から述べれば、基本的に挙げた古墳はその時間幅において追葬がなされているものと理解している。

追葬が繰り返される古墳では、追葬に際しての片付けも行われることから、基本的に前代の遺物に比べ最終期の遺物が残りやすい状況が想定される。特に、前庭部に遺物が置かれることの多い東国の古墳ではなおさらのことであろう。また、さきに挙げた古墳の例の内、遺物が時間幅の中において、ほぼ継続しているものが認められる。その例の一部を挙げれば、以下の通りである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 12 | 下触牛伏遺跡１号墳 | （土器・鉄鏃・刀装具から） | ６Ｃ末～７Ｃ中～７Ｃ末・８Ｃ |
| 13 | 本郷的場古墳群Ｄ号墳 | （須恵器から） | ６Ｃ後～７Ｃ後～８Ｃ後 |
| 14 | 奥原古墳群53号墳 | （須恵器から） | ６Ｃ末～７Ｃ前・中・後～８Ｃ |
| 24 | しどめ塚古墳 | （土器・馬具から） | ７Ｃ前・中～・７Ｃ後～８Ｃ |
| 65 | 南方古墳 | （土器・馬具・鉄鏃から） | ６Ｃ末～７Ｃ前・中・後～８Ｃ前 |

76　原古墳群白砂ヶ谷支群

C－2号墳　（須恵器・鉄鏃・馬具から）　7C前～中～7C後～8C

77　原古墳群谷稲葉支群

高草地区7号墳　（須恵器から）　7C前～中～7C後～8C

また、岡安光彦氏による山梨県・長野県といった甲信地方の群集墳の検討によると、群集墳の爆発的な造営は6世紀末から7世紀前半にあるとされている（岡安1987）。氏の挙げられた例によると、そうした他に、7世紀の前半から8世紀にかけて遺物が継続して出土している例も数多く認めることが出来る。甲信地方の古墳は、比較的追葬の期間が長い傾向が認められるが、特に8世紀代まで追葬の続く古墳は追葬期間が長く、その葬送の開始は7世紀前半以降からのものがほとんどであるのが特徴として看取されよう。

また、同氏による東北地方の群集墳の造営年代の検討において扱われた例をみても、古墳出土の初期の遺物群と末期の遺物群との間は、須恵器を加えて検討した場合には年代的に連続するものだという（岡安1990）。前庭部からの土器の出土が問題となるものの、6世紀末から8世紀以降まで追葬がなされていたものと想定できそうである。

以上のように、継続して遺物が出土する古墳の例が挙げられることと、追葬に際しての遺物の遺存状態を考慮して、冒頭に挙げた古墳について追葬が行われたものと理解する（同様に、極端に古い遺物が伝世される例も多数あるとは考え難い）次第である。また、前節で記したように、確認された数以上に8世紀代に使用されていた古墳が多いと想定すれば、同様に、**東国の群集墳では7世紀から8世紀にかけての追葬が長く行われた古墳が予想以上に多かったものと推定することも出来よう。**

## 7－5　古墳時代から奈良時代にいたる墳墓の展開～群集墳の動向をめぐって

以上、前節までにわたって、主として8世紀代に利用される群集墳の検討を行った。その結果、そうした古墳の中には、7世紀から8世紀にかけての追葬が長く行われた古墳が予想以上に多かったのではないかという前提に達することが出来た。この前提は、解釈に依拠している部分が少なくないものの、ある一定程度の蓋然性は保障されているものと判断した。そこで、ここではそうした前提に基づいて、古墳時代から奈良時代にいたる墳墓の展開について検討を進めてみたい。

まず、古墳の使用は、8世紀代まで継続していたものが多かったものと想定された。そうした8世紀代まで利用が継続された古墳は、主として横穴式石室が葬送に利用されたもので、小規模な古墳が主流であった。そうした小規模な古墳は、概ね複数が群在していて、横穴式石室

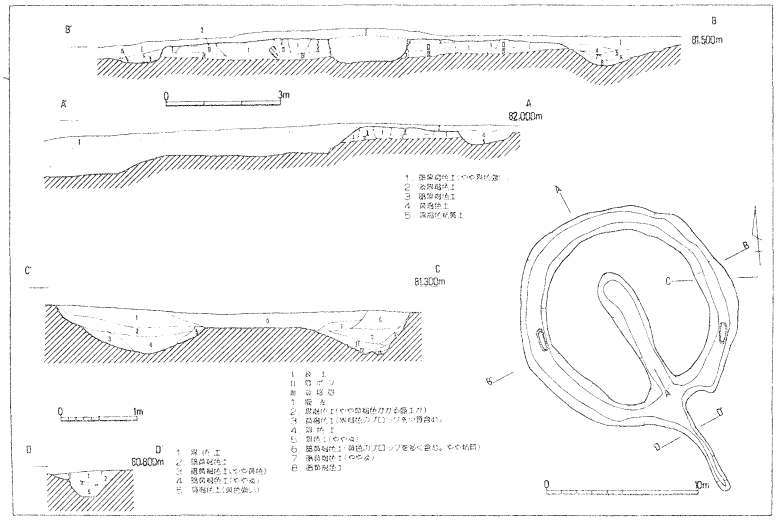


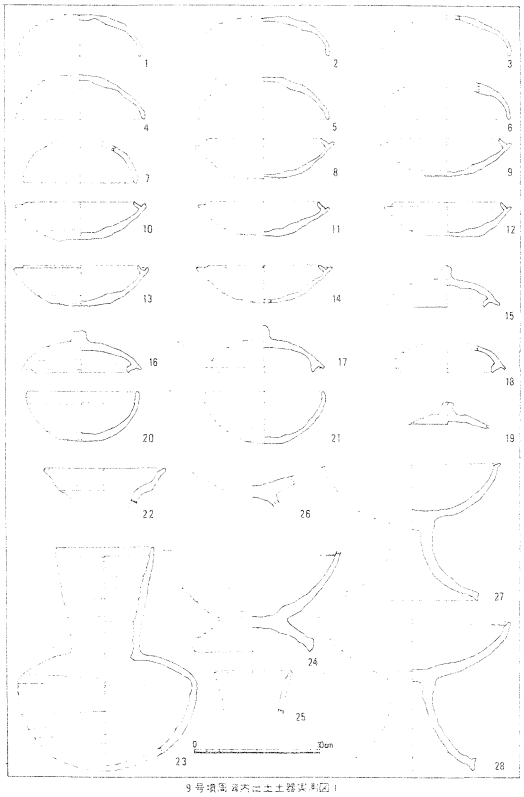


9号墳周溝内出土土器実測図1

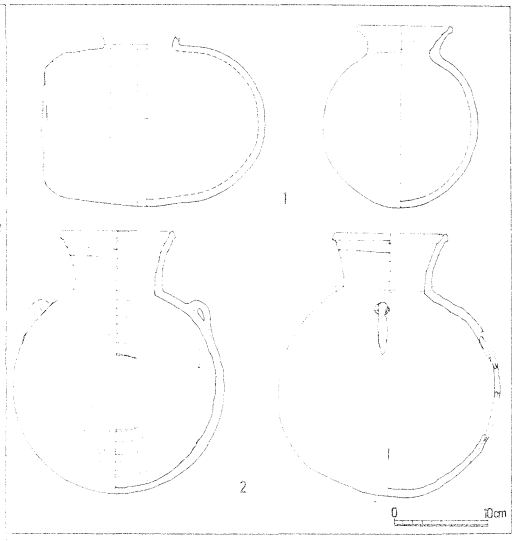


9号墳周溝内出土土器実測図2

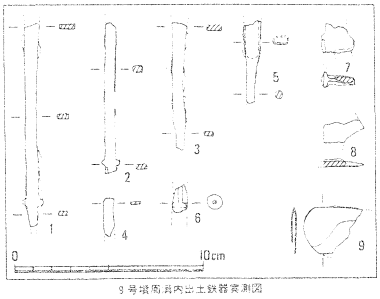


9号墳周溝内出土鉄器実測図

第21図　古墳の利用例　勾坂上4遺跡9号墳①

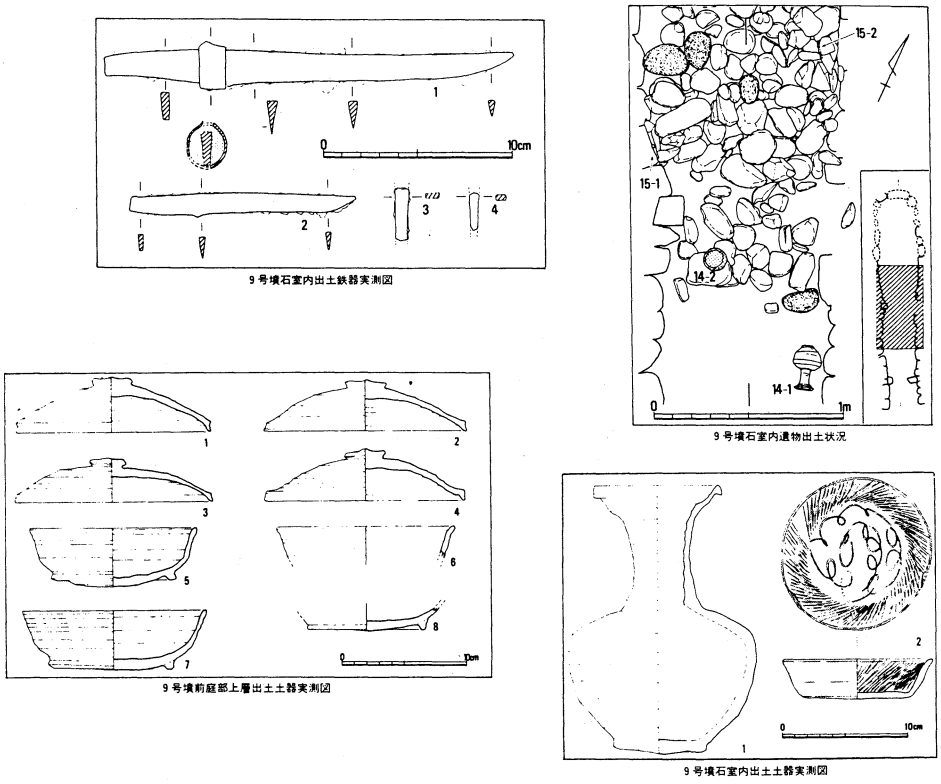


第22図　古墳の利用例　勾坂上4遺跡9号墳②

による「後期群集墳」[83]として捉えられているものである。

一般的に、古墳時代後期は群集墳の時代とされている。群集墳自体は、古墳時代全般にわたって継続していたものであるが、ここでいわれている群集墳とは、横穴式石室を主体部とする「後期群集墳」であり、短期間における爆発的流行が特徴である。栃木県内の例として挙げれば、足利市域における約1300基程度の群集墳のうち、そのほとんどが6世紀後半から7世紀代の築造とされている。

そうした群集墳の出現に対する一般的な理解としては[84]、共同体内部において台頭した首長層以外の有力家族の家長層を族制的身分秩序に組み込み、小規模ながらも古墳の造営を認めたことによると説明されている。群集墳の築造は家長的な人物の死、ないしはその予測を契機として行われ、家族墓として追葬が実施されている、というのが一般的な理解である。そのような群集墳の造営は、多人数埋葬により被葬者層・数の飛躍的拡大を促し、古墳の造営は著しい隆盛を迎えた。東国においては、そのピークは6世紀後半から7世紀初頭にあり、以後は急速にその造営数が減少していくこととなる（大塚他1992）。先の足利市では、足利市明神山古墳群の

検討でも、その盛行の時期はＴＫ－43からＴＫ－209の時期、６世紀末から７世紀初頭に造営の時期が集中している（斉藤1990）。そのように、古墳時代という墳墓に特徴づけられる時代にあっても、この群集墳の盛行は、その期間の短さも相まって、極めて特異なものであったと言えよう。

そして、群集墳は短期間の流行の後、７世紀前半から中頃にかけては著しく衰退していく。畿内においても６世紀末から７世紀前半にかけて群集墳の衰退が認められる（白石1982）。畿内から遠方の地域ほど群集墳の衰退の時期が遅れる傾向にはあるものの、その時間差はそれほど大きなものではない。つまり、群集墳の衰退は、地域によって時期の相違はあるものの、ほぼ全国的な趨勢であり、それは７世紀前半のことであるとされている。群集墳の衰退に関しては、葬送を契機とする出自関係の確認が必要なくなったからであるとか（渡辺1988）、同族的関係の崩壊がその衰退を招来したとする説（白石1982）、造籍などの領域区分に基づく人民支配や土地の公有化が古墳に対する規制として及んだこと[8]、等が述べられている。

そうした群集墳の衰退についての諸説の吟味はさておき、ここで問題としたいのは、７世紀前半以降の群集墳に認められる墓制の変化である。７世紀前半に群集墳が衰退し、その古墳の数が著しく減少していくことは、群集墳の盛行していた時期の被葬者層が７世紀前半以降には、総ての者が古墳に葬られなくなったことを意味している。それは、古墳１基当りの被葬者数が、７世紀代に極端に増加している傾向が認められないことからも明かであろう。従って、７世紀前半以降の群集墳の被葬者層は、それまでの広範な被葬者層の中から淘汰された、限定された者になっていたことが窺える。

一方、前節までみてきたように、群集墳においては、７世紀代から８世紀代にかけて、追葬期間の長い古墳が予想以上に多いものであった。しかも、８世紀代に追葬が至る例として挙げた古墳は、６世紀末から７世紀前半頃から追葬が始まるものがほとんどであった。従って、７世紀の前半以降の東国の群集墳では、**①古墳の数は著しく減少していくこと、②従って、被葬者層が前代に比べて限定されてきたこと、③追葬の期間が極端に長引くこと、**の３点が認められることになる。③追葬期間の長期化については、造墓がなされずに追葬だけが行われるということで、それまでの後期古墳の追葬と比較しても長いという意味である。それでは、そうした特徴から、如何なる墓制の変化が想定されるであろうか。

古墳の数が著しく減少していくということは、新たな古墳の造営が、かなりの規制を伴っていたということである。従って、７世紀前半以降の墓制の変化とは、古墳の造営ではなく、それまでに造営された古墳の利用形態の変化、すなわち追葬の形態の変化であると捉えられる。

７世紀前半までの群集墳は、世帯共同体の中心的人物である家長の死を契機として造営され、その家族や関係の深い人物の一部が追葬される。その家長の系譜を引き継いだ次世代の家長が

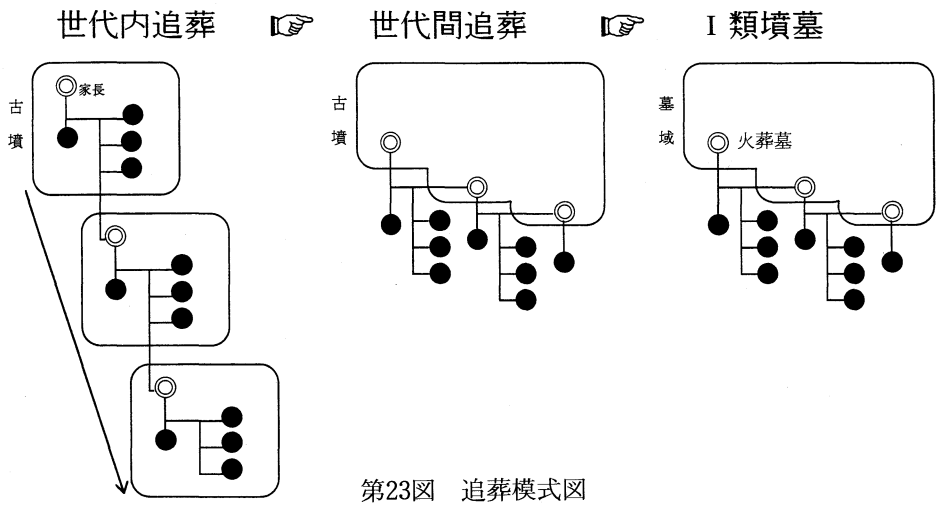


第23図　追葬模式図

死ぬと新たな古墳が造営され、その家長に関係のある人物がその古墳に追葬される。そのような喪葬の構造が、７世紀前半までの盛行している群集墳の形成を説明する有力な仮説である。[86] なお、ここでの群集墳の営墓集団に、「家」といった親族体系が成立しているかという問題点が存在している。ここで、その点について詳細な検討をするための用意もないため、ここでは血縁的同族集団としての有力家族というような意味あいで、営墓集団を把握しておきたい。家長とは、その集団の中心的人物という意味あいである。

さて、そうした群集墳の古墳の数が減少することは、被葬者の淘汰が想定されるわけで、ひとつには群集墳の造営主体である有力家族層の間での淘汰が想定される。しかし、③追葬期間の長期化という現象が同時に認められるようになる点や、７世紀代の一般的な傾向として古墳の造営そのものが規制されていくことからすれば、古墳造営主体者の限定化のみでは、ここで問題としている先の①～③の群集墳の現象は説明がつくものではない。被葬者の限定化は、葬送にかかわる世帯共同体の内部においても進行したと予測されるのである。

古墳の数の減少と追葬期間の長期化を説明できる一つの仮説としては、家族内部の大部分の被葬者は石室内への追葬をされることがなくなり、一度築かれた古墳の石室にその築造の契機となった家長の系譜を引く次世代の家長、さらに次の世代の家長というふうに追葬が行われたというモデルが想定される。世代を越えて家長のみが追葬されたことが古墳数の減少をもたらしたのであり、それは古墳の新たな造営の規制に対応して起こった現象であったろう。家長の死を契機とする、それまでの群集墳の喪葬の構造を「世代内追葬」と呼称するならば、家長の代の替わる、世代を越えた家長の追葬は「世代間追葬」とでも言えるであろうか。この「世代間追葬」という被葬者の特定化は、新たに造営される古墳の主体部が小型化していることや所謂「小石室」の出現などに窺える主体部の「単次葬化」の傾向からすれば、前述した古墳の石

室が利用されるケース以外でも予想されることになり、より広範に行われた可能性すらあろう。

この「世代内追葬」→「世代間追葬」というモデルは、水野正好氏のいう「家族墓」→「戸主墓」というモデル（水野1970）に似ている。もっとも、氏の戸主墓は群集墳から木棺直葬ないし小石室への変化であるとされている点が異なる。むしろ、「次代の家父長」そのものが追葬者に含まれるとする関川尚功氏の「一世代一墳」→「一家族一墳」というモデル（関川1978）や、森岡秀人氏が片付けの有無により設定された「一墳一世代」（世代経営墳）→「一墳一家族」（超世代経営墳）というモデル（森岡1983）に近い。ただし、関川氏は木棺直葬墳から横穴式石室墳への移行に伴う変化という意味あいに力点をおいて述べられている点が異なっている。また、関川氏も同様であるが、森岡氏が二代目以降の「家父長」が追葬されると「追葬者の数が倍加する」と述べていることから、超世代経営墳において家長以外の関係者が追葬されることを想定しているらしい点も異なるように思われる。

すなわち、「世代間追葬」とは、ある家長の死を契機として造営された横穴式石室墳に二代目以降の各世代の家長のみが追葬されていく喪葬である。そして、節の冒頭に記したように、7世紀から8世紀にかけての追葬が長く行われた古墳が東国では予想以上に多かったのではないかという前提に立てば、7世紀前半以降に行われるようになった「世代間追葬」が8世紀代まで継続していたということが出来よう。古墳石室を利用した葬送は関東地方では、8世紀前半代まで続き、以後、漸次火葬墓へと移行していくことになる。その際、「世代間追葬」の原理自体は、8世紀後半以降も受け継がれていたことが考えられる。この点については、次章以降において、改めて触れることとしたい。なお、追葬の模式図を示しておいた。「世代内追葬」のうち、家長的な人物の配偶者は、家長と同一墳に埋葬されるかどうかは必ずしも明らかではない。ここでは、その点については保留した上で、暫定的なものとして、掲載図を作製した。

なお、東国では、600年前後に前方後円墳が消滅した後も、大規模な円墳や方墳からなる「首長墓」が7世紀代に造営されている地域がある。そうした首長墓の動向については、各地域毎に検討が進められている（大塚他1992）。小稿も、そうした検討の成果に従うものであるが、後代の火葬墓との関連ともなると極めて不分明である。それは、そうした首長墓の大部分が7世紀前半代で造営が終了しており、その上、その近辺に8世紀前半代の火葬墓が確認される例が全く認められないためである。従って、現状では、首長墓と後代の火葬墓とは基本的にその展開には関連がないと考えられる。ここで、その点について推測する際、新納泉氏の論稿が参考となる（新納1983）。新納氏は、古墳時代後期の社会の軍事的側面を検討され、畿内政権の地方支配の浸透と軍事的編成との関連を説かれている。ここでは、小稿に関連する点についてのみ記すと以下のとおりである。

氏によると、畿内政権による中央集権化のステップとして、①在地首長の支配体制を温存して自己の傘下に置く。首長墓は造営され、群集墳は現れない。②畿内政権により在地首長層が弱体化され、首長墓が衰退する。首長層の没落により、相対的に台頭した有力家族層が群集墳を造営する。③畿内政権による有力家族への直接支配が達成される。群集墳築造のエネルギーは租税などの形で収奪され、群集墳の築造は停止される。といった①～③の3段階が想定されるという。従って、群馬県や千葉県のような首長墓が遅くまで残る地域は、在地首長層の力が強く、畿内政権はそうした勢力を温存しながら利用する形態が続いた所であることになる。また、横穴墓については、在地首長層とは異質な集団による営墓を想定され、畿内政権による在地首長権への楔としての役割を担ったものと位置づけられている。

新納氏の所説に従えば、7世紀の前半から中頃で首長墓が終焉を迎えることからして、墓制の上からは、8世紀前半の火葬墓と直接関連するものではないことが理論的には一応明らかになる。7世紀代の大規模な方・円墳の被葬者は、在地首長層の系譜を引く国造クラスの者であろうが、そうした国造クラスの首長層も評制への移行に際しては、以前に増した規制を受けたものであろう。また、墳丘の規模は著しく縮小化し、群集墳中において優れた遺物を出土する古墳程度のものになっていったのであろう。

なお、関東地方では、前述のように火葬墓の出現が早い地域は南武蔵から相模地方といった有力な首長墓が余り遅くまで認められない地域である。従って、比較的、畿内政権の支配の浸透が早かった地域ということになる。火葬墓が畿内から導入されるものであるとすれば、中央との結び付きがより強かったことが火葬墓の出現を促したものとも考えられる。また、同様に横穴墓との関連も考えられよう。東国における横穴墓の分布は、基本的に太平洋岸に沿った地域を中心としており、また盛行する時期も畿内から離れる地域ほど遅れることからすれば、横穴墓の出現は自然発生的なものとは考え難い。従って、東国でもその盛行が比較的早かったと想定される東海東部から南関東地方の西部において横穴墓が集中していることと、その地域で8世紀の早い段階で火葬墓が出現していることとの因果関係は認めざるを得ないであろう。横穴墓の造墓集団が直接火葬墓を導入したかどうかは検討を要するが、新納氏の説に従えば、中央との関わりという点では共通する部分があったことは言えよう。つまり、8世紀前半代、ごく早い時期での火葬墓の営墓集団については、その性格づけには以上の点に留意する必要がある。8世紀後半以降の火葬墓については、前述してきた通り、群集墳等からの系譜で理解されることからして、そのような限定された性格を越えたものになっていくのであろう。

小稿では、主として扱うのは8世紀後半から9世紀代にかけての火葬墓であるから、東国での出現期の火葬墓の性格については充分留意しつつ、以上のような見通しによりたいと思う。また、その詳細な検討は別の機会に譲ることとしたい。

## 8．墳墓確認遺跡の性格とその被葬者像

以上、主として関東地方の墳墓確認遺跡を検討し、その類型化を試みた。また、古墳時代から8世紀代に至る墓制の展開についても検討した。前章に記したように、小稿で扱う遺跡例はその多くが8世紀後半から9世紀代のもので、8世紀前半代の火葬墓などとはその性格の相違に充分に留意しなければならない。その上で、古墳時代からの墓制の展開を参考として、類型化した遺跡例の有する性格とその墓坑の被葬者像の推定に取り組みたい。

### 8－1　Ⅰ類　墓域から火葬墓のみが確認された遺跡例

Ⅰ類とした遺跡には、墓域が火葬墓のみで構成されている遺跡例のⅠA類、火葬墓が単独で確認されたⅠB類の二類からなっている。このうち、ⅠB類としたものは、ⅠA類ないしⅡ類となる可能性を含むものである。そこで、ここでは、墓域が火葬墓のみで構成されているⅠA類について主として検討し、ⅠB類にも言及することとしたい。

さて、このⅠA類は火葬墓のみがある程度集中して墓域を形成している点が特徴である。時期は8世紀後半から9世紀代のものが多い。火葬墓は、主として、土坑内に火葬骨を納めた骨蔵器を埋置するものである。そうした骨蔵器からその墓坑の年代をみていくと、墓域を形成している火葬墓は、何時期かの変遷が認められる場合が多い。例えば、あじき台遺跡では、7基の火葬墓に9世紀中葉から後半代、9世紀後半から10世紀代という時期が与えられている。骨蔵器は土師器甕が使用されていることから、実際には、9世紀代から10世紀代にかけての変遷があるものであろう。それでは、そうしたⅠA類の火葬墓の性格と被葬者像はどの様に位置づけることが出来るだろうか。

ところで、川崎市域では、発掘調査によらない例ではあるが、数多くの火葬墓が集中して確認されている点は先に触れた。そうした一連の考察の中で、村田・増子氏は火葬骨の形質人類学的検討の結果を基に、火葬墓の被葬者は「年令層が若年から成人まで万遍なく認められ、性別も男・女がほぼ相半ばしている」ことから、火葬骨蔵器の群としての性格を「すこぶる家族墓的であって、必ずしも特定階級個人に限定された葬制でない」とされた（村田・増子1980）。

両氏が検討の対象とされた川崎市域の資料は、耕作などに伴う偶然の発見のものが多い他、小稿でのⅠA類からⅠB類のものが含まれている点に留意する必要がある。しかし、火葬墓の被葬者を官人や渡来人であると単に推測していた部分を否定的なものとした点では、火葬骨の形質人類学的検討による成果として重要な点である。

それでは、「年令層が若年から成人まで万遍なく認められ、性別も男・女がほぼ相半ばしている」とした場合、ⅠA類の火葬墓は、世帯共同体の家長やその近親者などが葬られる様な「家族墓」として捉えられるものであろうか。

前章の古墳時代からの墓制の変遷の検討からすれば、両氏の家族墓の構造としては、古墳時代後期の群集墳を例としてあげることが出来る。それは、小稿では「世代内追葬」として把握されるもので、後期群集墳の典型的な葬送原理であった。しかし、そうした爆発的な群集墳の造営は長期間続かず、古墳に特徴づけられる古墳時代にあっても、群集墳の爆発的増加という現象は極めて特異なものであった。それ以後、東国の群集墳は、家長のみが追葬される「世代間追葬」の形をとりつつ、8世紀前半代まで継続し、火葬墓へと展開していく。そうした変遷からすれば、8世紀以降に再び「世代内追葬」の形の家族墓に移行したとすることには躊躇せざるをえない。

第5章に於てみたように、火葬そのものが必ずしも社会全体に普及しておらず、ある程度特殊なものであると位置づけられるとすれば、世帯共同体の家長のみならずかなりの部分の構成員が火葬されるものとは想定し難い。また、先に引用した服藤氏の検討では、文献史料にみえる平安前期の貴族層の「氏墓」は、氏の始祖の墳墓であり、一般の氏人は営墓はなされなかったという（服藤1991）。家族墓という点では意味あいは異なるものの、そうした状況からみても、東国の9世紀代の在地の世帯共同体において、家族墓が展開されていたとは想定し難い。

従って、群集墳から火葬墳への変遷からして、ＩＡ類の火葬墓については、群集墳において続いてきた「世代間追葬」が火葬墓の形をとったものと解釈するのが妥当なのではあるまいか。

群集墳などから火葬墓への変遷については、第7章に於て触れている。先のあじき台遺跡の所在する千葉県印旛郡栄町は群集墳の盛行していた地域として著名である（深澤1988）。また、地域は離れるが、大阪府柏原市の田辺古墳群や東大阪市の墓尾古墳群では、群集墳の近辺や古墳の密集地域内に8世紀代の火葬墓が造られている例もある[80]。その他、群集墳の中での「焼土坑」についての指摘（森本1991）等もあり、学説史の総括において触れた通りである。そうしたことから考慮される群集墳と火葬墓との関連からすれば、群集墳から継続した「世代間追葬」が火葬墓として現れたものがＩＡ類であるとしたい。

**すなわち、世代共同体の代々の家長が火葬され、葬られて形成された墓域がＩ類であるということである。その家長は男性のみに限定されていなかった他、家長の継承者であれば、成人前の者すら被葬者となる場合もあったということであろう。また、ある墓域が一つの世帯共同体で占められていた場合と、複数の世帯共同体の家長が葬られる墓域があった場合とが想定され、その両者がＩＡ類として把握されることになる。**

なお、あじき台遺跡など、火葬墓には土師器甕などの日常容器が転用されている例が多い。そうした点からは、灰釉陶器などの骨蔵器専用の特別な容器を用いた火葬墓とは異なる点があるのかも知れない。その点は検討を要するが、骨蔵器が日常容器を転用したものであることは、必ずしも被葬者の性格を規定はしない。一つの理由は、前述した火葬の特殊性である。

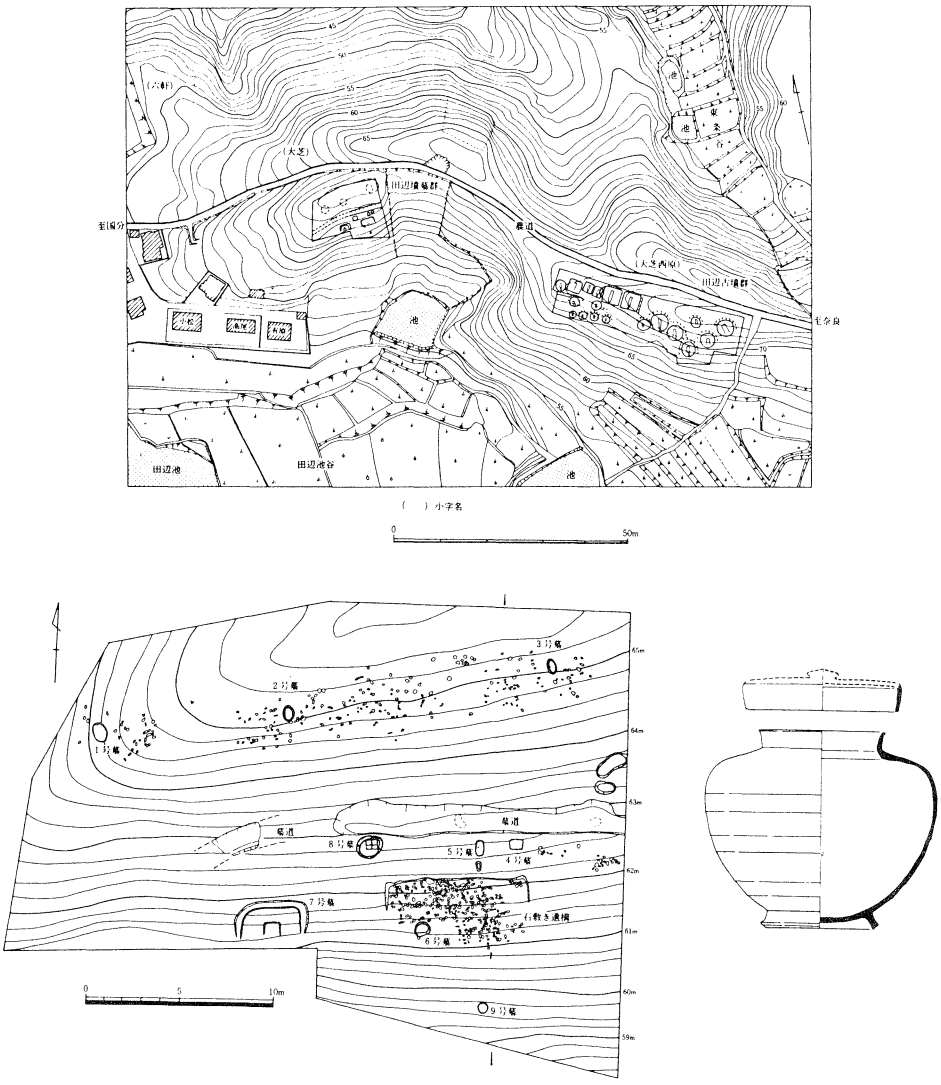


第24図　田辺古墳群

その他、灰釉陶器などを用いないにしても、特別なものもある。Ⅱ類の千葉県多古工業団地内遺跡群林小原子台遺跡の土師器の骨蔵器は、通常の頸部を有しない甕で恐らく骨蔵器専用のものであり、外容器の「家長」のヘラ書きの施された土師器甕も焼成前に書かれている。同様に、水戸市域の須恵器製の骨蔵器にも「六」や文様（市毛1988）、栃木県石橋町出土例にも「八」が焼成前に記入されている（拙稿1992）。そうしたことからは、火葬墓の被葬者である家長が骨蔵器としての土器を発注するなど、土器の生産システムに何等かの形で関与していた可能性もある。従って、日常的な土師器や須恵器が骨蔵器に使われていても、その被葬者が世帯共同体の家長といった有力な人物であることと何等矛盾はしないのである。

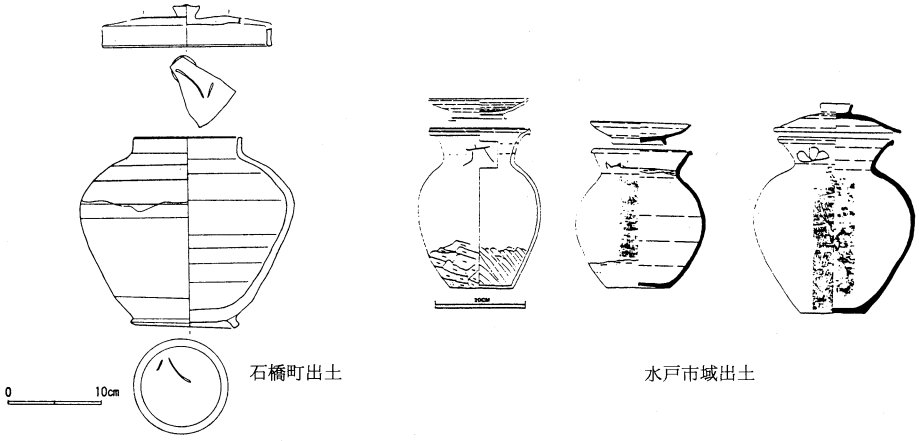


第25図　ヘラ書き骨蔵器例

なお、群馬県域における石櫃による火葬墓は、群を為して墓域を形成しているという（津金澤1991）。従って、そうした火葬墓群も本類の例に加えられるものかもしれない。

さて、次に、ＩＢ類について触れることにしよう。ＩＢ類はその認定にやや困難を伴うものであるから、その性格については慎重にならざるを得ない。本類の特徴は、単独で火葬墓が存在している点で、従って、その存続時期が短く継続性が無い点に求められる。この類の例として挙げた遺跡は、いずれも丘陵や台地上に集落跡からは離れて立地しているという共通性がある。そうした遺跡の立地は、かつて「離れ国分」等と称された小規模集落に通じるものがあり、その点に着目されて検討された橋口氏や小林氏の論稿がある（橋口1985、小林1986）。この点については、Ⅱ類の検討においても触れたいが、開発と私的土地所有の展開の論理としての墓域の設定、という両氏の結論に従いたい。ＩＢ類がいずれも９世紀代に単独で存在している点は、「富豪層」などの有力な世帯共同体が、開発と土地の私的所有を推進させる方策として、それまでの墓域から新たな開発の対象地へ自らの集団の墓域を展開させた結果であると想定したい。つまり、**ＩＢ類は、ＩＡ類から派生して出現したもので、積極的に土地の開発と私的所有を展開しようとする有力な世帯共同体が台頭していったことが、ＩＢ類の展開の背景にあったものとしたい。**

なお、前章の終わりに記したように、８世紀の前半代の火葬墓については、長谷川氏が指摘されたような横穴墓からの展開が想定されるものも多い（長谷川1987）。従って、そうした火葬墓の営墓集団については、別に検討が必要であるため、ここでは基本的に除外しておきたい。本類についても、以下のⅡ類についても同様であるが、検討の対象とするのは東国に於て火葬墓が広範に出現するようになる８世紀後半以降の例である点に留意するためである。

## 8－2　Ⅱ類　火葬墓と土坑墓が組合って墓域を構成する遺跡例

本類に含まれる遺跡例の中には、その性格を推定する手がかりを有するものがある。本類には、小稿の契機となった二ノ谷遺跡を始め、竜角寺ニュータウン遺跡群や多古工業団地内遺跡群、叺原遺跡など、火葬墓を中心として周辺を土坑墓が取り巻くという墓域の共通性が認められるものである。二ノ谷遺跡や竜角寺ニュータウン遺跡群の例では、土坑墓の主軸方向から、何期かの変遷が想定されるものであり、火葬墓の周辺に土坑墓が造られていったことが考えられる。従って、そうした墓域の中心として、火葬墓が存在していたことが明かである。

ところで、二ノ谷遺跡や竜角寺ニュータウン遺跡群における土坑墓は、6章に於て記したような、側壁抉込土坑であった。前述のように、この種の土坑墓は、古墳の周溝外接土坑からの派生形態のものであると考えられる。その性格は、主体的なものではなく従属的なものである。従って、火葬墓の周辺に土坑墓が取り巻くという墓域の構成からは、その墓域の営墓集団の中心的な人物を被葬者とする火葬墓が中核を占め、その周辺に集団の構成員を被葬者とする土坑墓が位置するといった墓域構造が認められることとなろう。

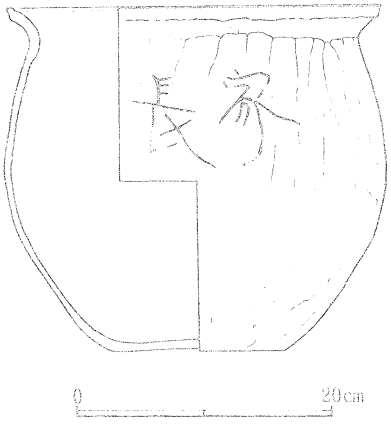

第26図　林小原子台遺跡出土土器

そうした火葬墓の被葬者像を推定できる資料が、多古工業団地内遺跡群林小原子台遺跡から出土している。林小原子台遺跡では、土坑墓に囲まれた火葬墓の骨蔵器の外容器に「家長」のヘラ書きが施された土師器甕が使われている。この火葬墓の被葬者が「家長」であることの蓋然性は極めて高いことから、この「家長」から、墓域の核となるような火葬墓の被葬者像が推定されるのである。

「家長」という用例を史料に求めると、『養老令』戸令戸主条に「凡戸主皆以家長為之」とあるものや、同雑令家長在条「凡家長在、子孫弟姪等。不得輒以奴婢雑畜田宅及余財物。私自質挙。」等がある。また、『日本霊異記』では、上巻二話「狐を妻として子を生ましむる縁」を始め、上巻十話、中間十六話、下巻三十三話等に「家長」が登場する。

そうした史料にみえる「家長」については様々な検討が為されている。河音能平氏は、戸令の家長を律令的儒教主義の体現者、雑令の家長を現実の家産私有主体の法的表現とされ、『霊異記』の家長を社会的基礎単位である家の家産所有主体であり、家長と対になる家室は家産の分配の主体であるとされている（河音1971）。鬼頭清明氏は、『霊異記』の検討から、家長は再生産活動や米の国家への貢納に責任を負っているとされ、財産の処分権も有していたとされる

（鬼頭1986）。家室については、家における籾女等の女性労働を雇用者の富と権力を前提として管理していたとされ、そこに階級的支配隷属関係を見いだされる。そして、豪族の家長などが米の収取や管理を主として担っていたことから、全社会的に広い意味での家父長的支配原理が規定的に働いていたとされている。

関口裕子氏は、当該期の所有形態から家族を単位とした財産所有たる家産はなく、家長のみでなく家室も共に家族経営に関与していたとされる（関口1980）。その別産に基づく家長・家室的経営は、９世紀代には豪族層において経営の比重が男性に移行しつつあり、10世紀代には家長による独占的大経営が成立しつつあるという。同じく、義江明子氏も、家刀自の検討から、家室をやはり家長と共に経営を行う女性とされる（義江1989）。そして、家長は経済的支配権が強く、公的政治的地位に伴う外部からの権威をもって家族員に臨むものであり、そうした性格が後に家長を家の明確な支配者にしていったとされている。

以上のように、家長を巡る評価は必ずしも定まってはいない。しかし、家長（ないし家室）が富豪層などある程度自立した農業経営体でかつ生活の共同体としての家の中心的人物であったとする点では一致している。前述のように、墓域の構成からみたうえでは、火葬墓が墓域の中心に位置していることから、その構成上の中核を占めていたことが窺えた。そうしたことから、**二ノ谷遺跡などⅡ類の墓域は、ある程度自立的な農業経営を営む世帯共同体の家族墓的なものという性格が想定される。そして、中心の火葬墓の被葬者にはそうした世帯共同体の中心的な人物（家長的な人物）、周辺の土坑墓にはそうした共同体の構成員が埋葬されているという構造が考えられよう。**

さて、世帯共同体の家長的な人物がその被葬者に含まれていたとする点では、Ⅰ類とⅡ類は同様なものである。ⅠＢ類について記したように、このⅡ類も、８世紀後半から９世紀代に「富豪層」（戸田1967）などの有力な世帯共同体が、開発と土地の私的所有を推進させる方策として、それまでの墓域から新たな開発の対象地へ自らの集団の墓域を展開させた結果として出現したものであろう。Ⅱ類もⅠＢ類と同様、ⅠＡ類から派生して出現したもので、積極的に土地の開発と私的所有を展開しようとする有力な世帯共同体の台頭がもたらしたのである。ⅠＢ類やⅡ類が、Ⅰ類のような墓域を離れ、独自の墓域を展開させる点は、従来の再生産活動の中から個別経営の主体としての世帯共同体が自立化を強めていく動きと関係があるのだろう。なお、先の多古工業団地内遺跡群の「家長」の火葬墓から買地券の可能性を持つ鉄板が出土している。買地券などある程度特殊な遺物の出土なども、そうした在地における有力な世帯共同体の台頭の傍証の一つとして挙げられよう。

ところで、このⅡ類は、家族墓的ではあるものの、Ⅰ類の検討に於て記したように家族墓そのものとしては捉えられない。「世代内追葬」による群集墳からは、その家長的な人物もその近

親者なども総て同一の石室内に埋葬している点から、葬送を契機とした同族関係の確認が為されていたことが窺える。一方、Ⅱ類においては、家長は火葬、その他の人物は土葬という別個の葬制によっていることが決定的に異なっている点である。つまり、後期群集墳から導かれる「世代内追葬」のような家族墓といった概念とはやや異なったものであるということで、火葬が特別のものであるという前提に立てば、世帯共同体内部における家長的な中心人物の台頭を認めさせるものである。それは、家長権の伸長とも言えよう。

また、同時に、葬制の相違という大きな格差があるとはいえ、家長以外の共同体構成員が埋葬されるという点では、その墓域の営墓集団そのものが一定の伸長を成し遂げた結果であるという、先の結論とも符合している。すなわち、家長以外の構成員の埋葬は被葬者層の拡大を意味し、それは再生産活動における世帯共同体の個別経営の自立化とその伸長がもたらしたもので、後期群集墳の「世代内追葬」的な墓域の形に戻ったものではない。

なお、第6章において検討した叺原遺跡は、火葬墓間においてもある程度の格差が認められるものであった。叺原遺跡では、a）骨蔵器を使用するもの、b）骨蔵器を使用しないもの、c）土坑墓、という格差が墓坑間に認められた。そして、そうした格差を基本として、墓坑のグループの中心的な存在のものが抽出されたわけであり、その中心的な墓坑の被葬者として、集団の家長的な人物を充てることが出来よう。また、それ以外の墓坑の被葬者は集団の構成員ということになり、b）の被葬者は、家長的な人物とc）の被葬者との中間的な立場の構成員だったのであろう。

**もっとも、そうした背景を持つ被葬者層の拡大だけに、必ずしも社会全体に定着していく性格のものではなく、墓制としては極めて限定的なものであった。Ⅱ類の墓域自体が継続的なものではないことと併せて、大部分の庶民の遺骸は、単なる土葬ないしは遺棄で処理されていたのであろう。**

次に、Ⅱ類の二ノ谷遺跡の中心的な火葬墓の被葬者は、人骨鑑定の結果では、熟年の女性であった。従って、今までの検討からすれば、この女性は家室的な人物ということになる。

火葬骨の人骨鑑定の結果をみていくと、先の二ノ谷遺跡を含む自治医科大学周辺地区での4例の鑑定では、男女2例ずつであった。多古工業団地内遺跡群では、6例中、男性3例女性1例不明2例であった。東方第七遺跡では、男性の骨片が少量混入していたものの、青年期の女性の火葬骨が骨蔵器に納められていた。このように、被葬者の年齢には注意しなければならないものの、鑑定の結果では少なからず女性の例が認められる。また、千葉県木更津市苗見作遺跡では、火葬骨を納めた骨蔵器が2点出土している[88]。そのうちの1例には、骨蔵器の蓋として使用された土師器坏の底部内面に「母」という墨書が認められるもので、その被葬者を推測させるものである。

以上のように、火葬墓の被葬者に、少なからず女性が含まれていたことは明かである。二ノ谷遺跡の墓域の中心的被葬者が壮年期から熟年の女性であったことは、その営墓集団の中心的女性が、多古工業団地内例の「家長」と同様に葬られていたことを意味する。つまり、家長も家室も、葬送にあたっては同等に扱われていたこととなる。あくまでも、墓域のうえでの現象であるから問題も残るが、あるいは、**ある程度自立した再生産活動を行う家の経営に際して、家長も家室も等しく関与していた**という関口氏の指摘に通じるものがあるかも知れない。

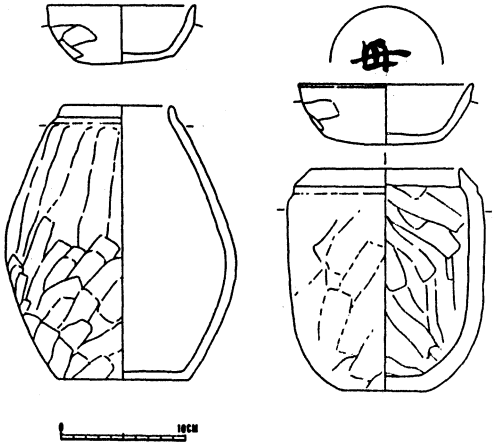

第27図　苗見作遺跡出土土器

女性の被葬者を巡る検討は前稿に記したものと同様であるが、ここでは次に、墓と女性との関係について検討してみたい。と言うのは、六国史及び『類聚国史』において墓に関する記載を調べていくと、「**節婦**」という形で女性が登場することが多いからである。あるいはまた、そうした検討には、Ⅰ類（特にⅠB類）及びⅡ類の遺跡の性格を探るうえで見過ごせないものが含まれていると考えられるからである。

第10表は、六国史及び『類聚国史』における「節婦」の記載例、第11表は『類聚国史』における「節婦」の一覧表である。節婦についての記載のパターンとしては、①夫や父親が死亡する、②死者の墓の側を離れず嘆き悲しみ、また操を守り通す、③その結果、表彰され授位二階・終身免租となる。免租はその戸内の場合もある、というものが基本的である。記載が認められるのは、８世紀から９世紀代である。登場する地域は、畿内に近い地方では近江・摂津など12例、そのほか下野や武蔵など東国の11例が多い。

さて、そうした記載においては、「墓」「墳墓」「塚」といった墳墓が登場するものが多い。『類聚国史』では、記載が簡単なものでは墳墓についての記載が無いが、ある程度詳細に記述されているものでは、ほとんどが墳墓に触れている。詳細に記したもののなかで、墳墓についての記載が無いもの（天長４・承和11・仁寿４下野・貞観17）では、免租または叙位のいずれか一方のみで、両方揃うものはない。従って、免租と叙位の両方が与えられているケースでは、基本的に墳墓が介在していた可能性が高いと判断される。そのような点からすれば、免租と叙位の両方が与えられる目安として、墳墓が認識されていた可能性があろう。実際、単に嘆き悲しんでいたというような風聞よりも、墳墓の有無といった具体的・可視的な指標が必要だったのであろう。

## 第10表　節婦史料一覧

| | | | |
|---|---|---|---|
| 『続日本紀』 | 742（天平14） | 8月2日 | 令左右京四畿内七道諸国司等上孝子順孫義夫節婦力田人之名。 |
| | 749（天平勝宝元） | 5月27日 | 孝子順孫義夫節婦。表其門閭終身勿事。 |
| | 768（神護景雲2） | 2月5日 | 対馬嶋上縣郡人高橋連波自米女。夫亡之後。誓不改志。其父尋亦死。結廬墓側。毎日齋食。孝義之到。有感行路。表其門閭。復租終身。 |
| | 772（宝亀3） | 12月6日 | 壹岐嶋壹岐郡人直玉圭買。年十五夫亡。自誓遂不改嫁者卅餘年。供姜夫墓。一如平生。賜爵二級。并免田租。以終其身。 |
| 『類聚国史』 | 823（弘仁14） | 3月19日 | 下野國芳賀郡人吉弥候部足女授少初位上。免田租終其身。標門閭。以哀到行也。道足女。同郡少領下野公豊継之妻也。夫死之後。誓不再醮。常居墓側。哭不絶聲。 |
| | 824（天長元） | 11月14日 | 下野國人三村部吉成女叙位二級。終身免其戸田租。旌節行也。吉成女者。故主帳外大初位上勲八等軽部豊益妻也。夫死之後。常掃墳墓。操志貞潔。無心再嫁。量彼志行。可謂節婦者。 |
| | 825（天長2） | 3月21日 | 常陸國人丈部子氏女叙位二級。終身免其戸田租。用旌貞節也。子氏女。年十五。適於同郷人勲七等新治直軍。経十八箇年。夫死之後。常掃墳墓。朝夕悲泣。雖経多年。無変其志。 |
| | 828（天長5） | 3月28日 | 筑前國人難波部安良買叙位二階。免戸田租。安良買。父母共没。常拝塚塋。一略 |
| 『続日本後紀』 | 846（承和13） | 5月2日 | 武蔵國言。多摩郡狛江郷戸主刑部郷直道継戸口。同姓真刀自咩。為同郷刑武広主妻。生四男三女。経二十一年。夫乃死矣。真刀自咩居葬有礼。事死如生。墳側結廬。晨昏悲泣。推移歳月。終始不渝。見其操行。可謂節婦者。勅。宜特授位二階。兼終身免同戸田租。 |
| 『類聚国史』 | 854（仁寿4） | 5月26日 | 賜加賀國節婦和迩部広刀自女爵二級。広刀自女。年十四適山城國人秦真勝亡後。廬於塚側。于今卅餘年。追慕其夫。言及哀泣。 |
| 『三代実録』 | 865（貞観7） | 3月28日 | 近江國言。伊香郡人石作部広継女。生年十五。始以出嫁。三十七失其夫。常守墳墓。哭不断聲。専期同穴。無心再嫁。量其意操。可謂節婦。勅。宜叙二階免戸内租。即表門閭。 |
| | 865（貞観7） | 11月2日 | 阿波國名方郡人忌部首真貞子。伉儷亡後。経卅餘歳。身臥塚側。心存念仏。遂不再醮。将終一生。詔叙位二階。免戸内租。即表門閭。以旌節婦之貞焉。 |
| ※節婦ではない | 865（貞観7） | 11月3日 | 美作國久米郡人秦豊永。天性孝行。志在恭順。幼稚之年。到養二親。父母亡後。常守墳墓。叙位三階。免同籍課役。表門閭。令衆庶知焉。 |
| | 871（貞観13） | 2月14日 | 節婦出羽國田川郡人大荒木臣玉刀自。夫死之後。廬於墓側。帰念佛理。守節不移。叙位二階。免戸内租。表於門閭。 |
| | 873（貞観15） | 6月26日 | 節婦出羽國飽海郡人伴部小椋買。伉儷亡後。廬於墓側。為尼持戒。苦行精進。叙位二階。免同戸租。旌表門閭。 |
| | 885（仁和元） | 12月29日 | 節婦加賀國加賀郡大野郷人道今古。授位二階。免戸内田租。表其門閭。以旌貞節也。今古生年十三。適故前加賀権掾大神高名。経廿餘年。高名身死。今古廬于墳側。 |

## 第11表　『類聚国史』による節婦一覧（◆は『三代実録』による。節婦でない）

| 年月日 | | 國名 | 墳墓・塚 | 門閭 | 免租 | 叙位（二級） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 742（天平14） | 8月2日 | | | | | |
| 749（天平勝宝元） | 5月27日 | | | ● | | |
| 768（神護景雲2） | 2月5日 | 対馬 | ● | | ● | |
| | 2月8日 | 石見 | | | ● | |
| | 6月23日 | 信濃 | | | | ● |
| 772（宝亀3） | 12月6日 | 壱岐 | ● | | ● | ● |
| 810（大同5） | 1月21日 | 土佐 | | ● | ● | ● |
| 817（弘仁8） | 4月29日 | 常陸 | | | ● | ● |
| 823（弘仁14） | 3月19日 | 下野 | ● | ● | ● | ● |
| 824（天長元） | 11月14日 | 下野 | ● | | ● | ● |
| 825（天長2） | 3月21日 | 常陸 | ● | | ● | ● |
| | 6月3日 | | | | ● | ● |
| 827（天長4） | 1月25日 | 豊前 | | | ● | |
| 828（天長5） | 3月28日 | 筑前 | ● | | ● | ● |
| 829（天長6） | 10月19日 | 甲斐 | | | ● | ● |
| 830（天長7） | 6月23日 | 伊予 | | | ● | ● |
| 844（承和11） | 5月14日 | 甲斐 | | ● | ● | |
| 846（承和13） | 5月2日 | 武蔵 | ● | | ● | ● |
| 849（嘉祥2） | 3月9日 | 摂津 | | | ● | ● |
| 851（仁寿元） | 5月11日 | 出雲 | | | | ● |
| 854（仁寿4） | 3月9日 | 下野 | | ● | | ● |
| | 5月26日 | 加賀 | ● | | | ● |
| 863（貞観5） | 5月2日 | 伊賀 | | ● | ● | |
| 864（貞観6） | 2月5日 | 摂津 | | ● | ● | ● |
| | 8月13日 | 紀伊 | | ● | ● | ● |
| 865（貞観7） | 3月28日 | 近江 | ● | ● | ● | ● |
| | 11月2日 | 阿波 | ● | ● | ● | ● |
| ◆父母 | 11月3日 | 美作 | ● | ● | ●免課役 | ●三階 |
| 866（貞観8） | 9月20日 | 丹波 | | ● | ● | ● |
| 867（貞観9） | 4月20日 | 上総 | | ● | ●免役 | ● |
| | 5月17日 | 越後 | | ● | ●免課役 | ● |
| 868（貞観10） | 3月9日 | 若狭 | | ● | ● | ● |
| | 7月12日 | 美濃 | | ● | ● | ● |
| 871（貞観13） | 7月12日 | 出羽 | ● | ● | ● | ● |
| | 8月13日 | 近江 | | ● | ● | ● |
| | 閏8月4日 | 阿波 | | ● | ● | ● |
| 872（貞観14） | 11月17日 | 陸奥 | | ● | ● | ● |
| | 11月23日 | 武蔵 | | ● | ● | ● |
| | 12月26日 | 安芸 | | ● | ● | ● |
| 873（貞観15） | 6月26日 | 出羽 | ●尼 | ● | ● | ● |
| 874（貞観16） | 9月7日 | 伊賀 | | ● | ●免戸課 | ● |
| | 9月29日 | 近江 | | ● | ●免戸課 | ● |
| 875（貞観17） | 10月8日 | 但馬 | | | | ● |
| 885（仁和元） | 12月29日 | 加賀 | ● | ● | ● | ● |
| 888（仁和3） | 6月5日 | 丹波 | | ● | ● | ● |

第28図　節婦国別分布図

節婦がこのように重視されたことは、律令体制下にあって、儒教的論理の確立が理念の一つとして追及されたことによる。その点は、『類聚国史』での他の項目、例えば「多産」などをみても、免祖や叙位は全く認められないことからも推定される。そして、こうした律令体制下の動きは、在地において自らの個別経営を拡大させつつあった「富豪層」などにおいては、絶好の機会として映じていたのではなかろうか。自らだけでなく、戸内全体の租が終身にわたって免除されることもあるが、何よりもメリットが大きいのは「授位二級（二階）」である。無位の者に位階が与えられる機会がそう度々あろう筈がなく、家長が死亡した場合にはその家室は叙位・免祖を目的として、墳墓を作るケースが多かったのではなかろうか。

ところで、そうした節婦にみられるような、墓の側に廬をつくる制度は「廬墓」ないし「廬墓三年の制」・「廬墓終生」などと呼ばれ、古くは『史記』[89]「孔子生家」に「廬於冢（墓）上」とみえているのを始め、『後漢書』[90]「申屠蟠傳」、『高麗史』[91]等の史料にも認められる。従って、先の史料も潤色の可能性があり、必ずしも当時の実状そのものを反映しているとも限らない。ここでは、第5表に掲げたように『東大寺風誦文稿』にも「其側作廬、三年、自運土作墓」という記載があることや、『類聚国史』に登場する地域が広いこと、同じく登場する人物が具体的に記述してあること等から、必ずしも虚構のみであるとも限定できないものとしたい。恐らく、家父長的イデオロギーの導入策の一環として、「廬墓の制」がある程度実行に移されていたことは考えて良いのではなかろうか。いずれにしても、古代に限らず古墳時代においても同様であろうが、墳墓の近辺の建物跡については、「廬墓」という視点からの検討も必要なのではないかと考えられる。あるいは、建物自体が簡単なものだとすれば、その痕跡が捉えにくい場合も想定されるからである。とにかく、そうした問題点は残るものの、8世紀後半代から9世紀代

にかけての火葬墓の盛行という現象の背景として、「廬墓の制」の担った部分があった可能性も一応、考えておきたい。

**以上のように、ⅠB類やⅡ類の墳墓確認遺跡は、土地の開発や私的領有あるいは免租や叙位を目的として、Ⅰ類から派生してきた「富豪層」など有力な世帯共同体による、家長の墳墓を中核として形成された墓域である。そして、そうした墓域の例については、10世紀代まで継続する例は少ない。一つの理由としては、火葬そのものが畿内においては9世紀代には一時衰退の傾向にあり、その影響を受けて火葬そのものが下火になったことが挙げられよう。その一方、本来の墓域でない部分の開発対象地に墓域を設けたことや、叙位・免祖を目的とするなど、このⅡ類の墓域は、墓制として定着したものから生み出されたものではなかったのであろう。従って、律令制の後退と律令体制下におけるイデオロギーの変化から、土地の領有とも叙位とも墳墓が直接的係わりを失っていくにつれ、Ⅱ類の墳墓は急速に消滅に向かったものであろう。**

なお、このⅡ類に該当する遺跡例について、関東地方以外の例を挙げておけば、大阪府柏原市高井田墳墓群や福岡県太宰府町宮ノ本遺跡がその可能性がある。高井田墳墓群では、8世紀後半から10世紀代の火葬墓29基と、明確な遺物は出土していないものの、墓坑と推定される土坑が近接して確認されている[62]。火葬墓は、4～5群に分類される。宮ノ本遺跡は、骨蔵器も含めて、4基の墓坑が確認されている[63]。そのうち、1・3号墓がほぼ9世紀代後半のもので、1号墓は、木製の櫃に火葬骨を納めたもので買地券を伴うもの、3号墓は木棺直葬のものである。また、時期は不明ではあるものの、墓域に住居址状の遺構が存在していることも注意される。そのように、こうしたⅡ類に該当する墳墓確認遺跡が、関東地方以外にも認められることが知られる。今後は、小稿における分類をもって、全国の遺跡例を分類することも課題の一つとして挙げられることになろう。

### 8－3　Ⅲ類　墓域が土坑墓のみで構成される遺跡例

このⅢ類は、火葬墓が伴わないという点が最大の特徴である。在地社会において火葬墓がやや特殊なものとして位置づけられることは、本類の遺跡がより在地社会に根ざした葬制によっていたとも言える。

さて、6章に挙げたⅢ類の例では、土坑墓とはいっても、墓坑が集落内に単独で存在し、その被葬者が集落内の土地利用に主体的にかかわっていた場合と、集落の居住域からやや離れて土坑墓が群集していて、その被葬者の特殊性が認められない場合とが考えられた。前者は、竪穴住居址に囲まれる空間地に土坑墓が位置する揚櫨木遺跡、後者は集落をのせる台地の斜面部に土坑墓が群集している受地だいやま遺跡がその例である。そこで、ここでは、前者をⅢA類、後者をⅢB類として論を進めてみよう。

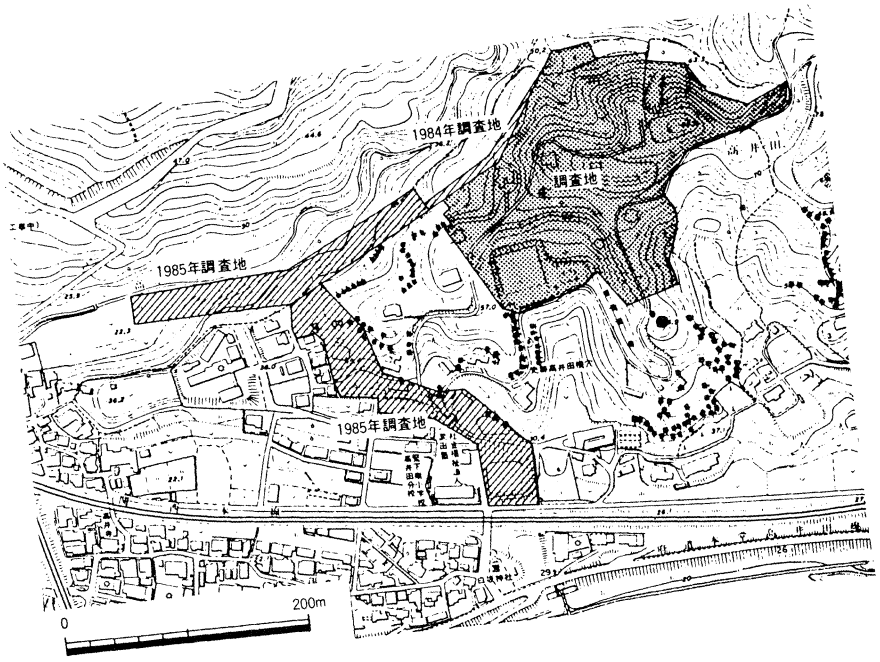


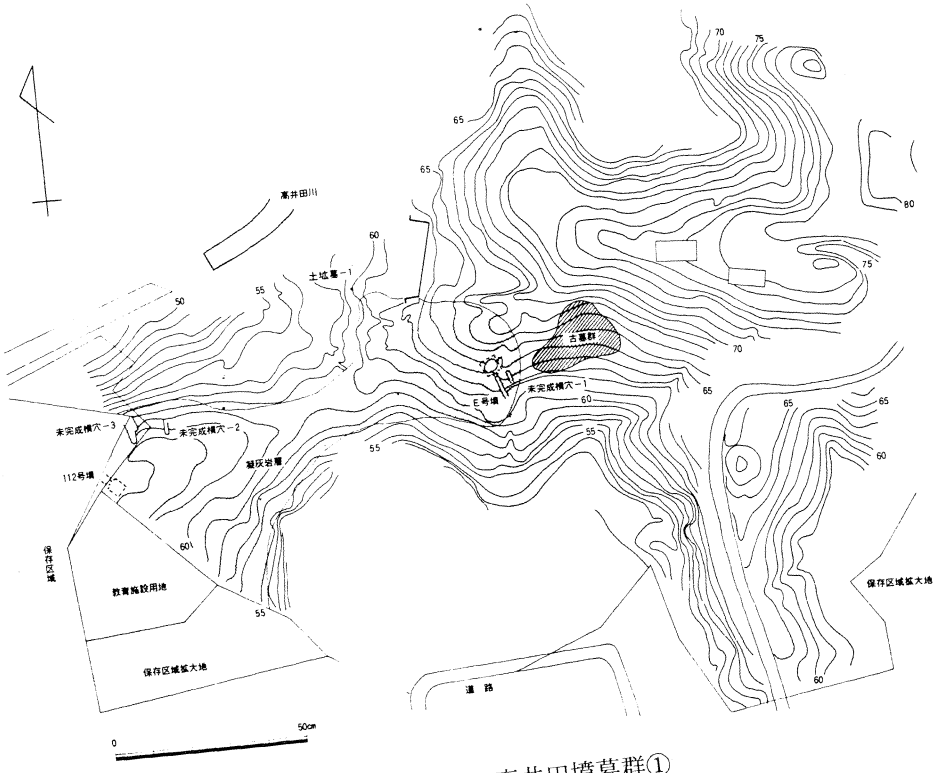


第29図　高井田墳墓群①

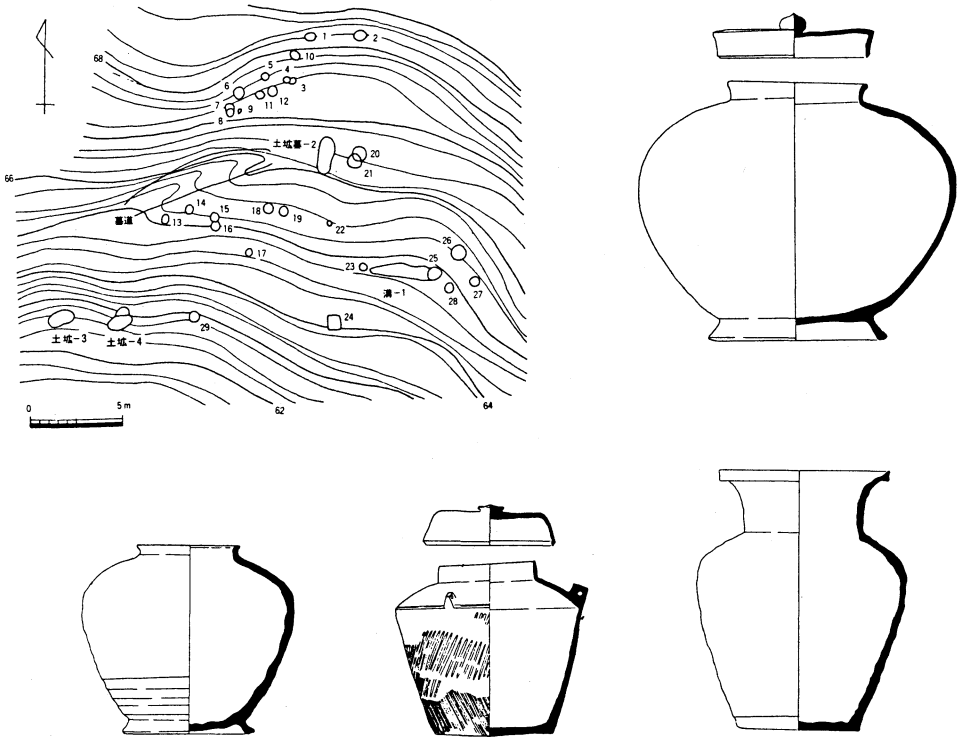


第30図　高井田墳墓群②

ところで、ⅢＡ類に近いものとして、畿内の例では、大阪府高槻市宮田遺跡が挙げられる。宮田遺跡は12世紀代の集落跡で、その第２区では、溝跡や柵列跡によって３区に区分された建物群が検出されている（原口1977）。３区に区分されている建物群の敷地の東北部、すなわち屋敷の艮（鬼門）から土坑墓が確認されている。そうした土坑墓について、原口氏は、屋敷の開設に当たった人物を屋敷の守護者として祀った屋敷神の前身として位置づけられている（原口1982）。また、勝田氏は、建物の近辺から確認される土坑墓について検討され、その被葬者を特別な人物とされている（勝田1988）。いずれにしても、その被葬者が建物の敷地である屋敷地に深く関与していた人物であるという点では一致している。

そのように、関東においても畿内においても、集落内に単独で存在し、その土地利用に関与していた被葬者を推定されるⅢＡ類の土坑墓の存在が認められた。揚櫨木遺跡と宮田遺跡では、その集落景観に大きな相違がある。そうした相違は、時期の違いもあるものの、主として東国と畿内の集落形態の差異にその理由を求めることが出来よう。従って、揚櫨木遺跡例も宮田遺跡例も、基本的にはその性格は同一のものであるということが出来る。そして、**そうした土坑墓の被葬者は、集落内の土地利用に主体的に関与し、建物群などから窺える集団の中心的人物と推定されることになる。**

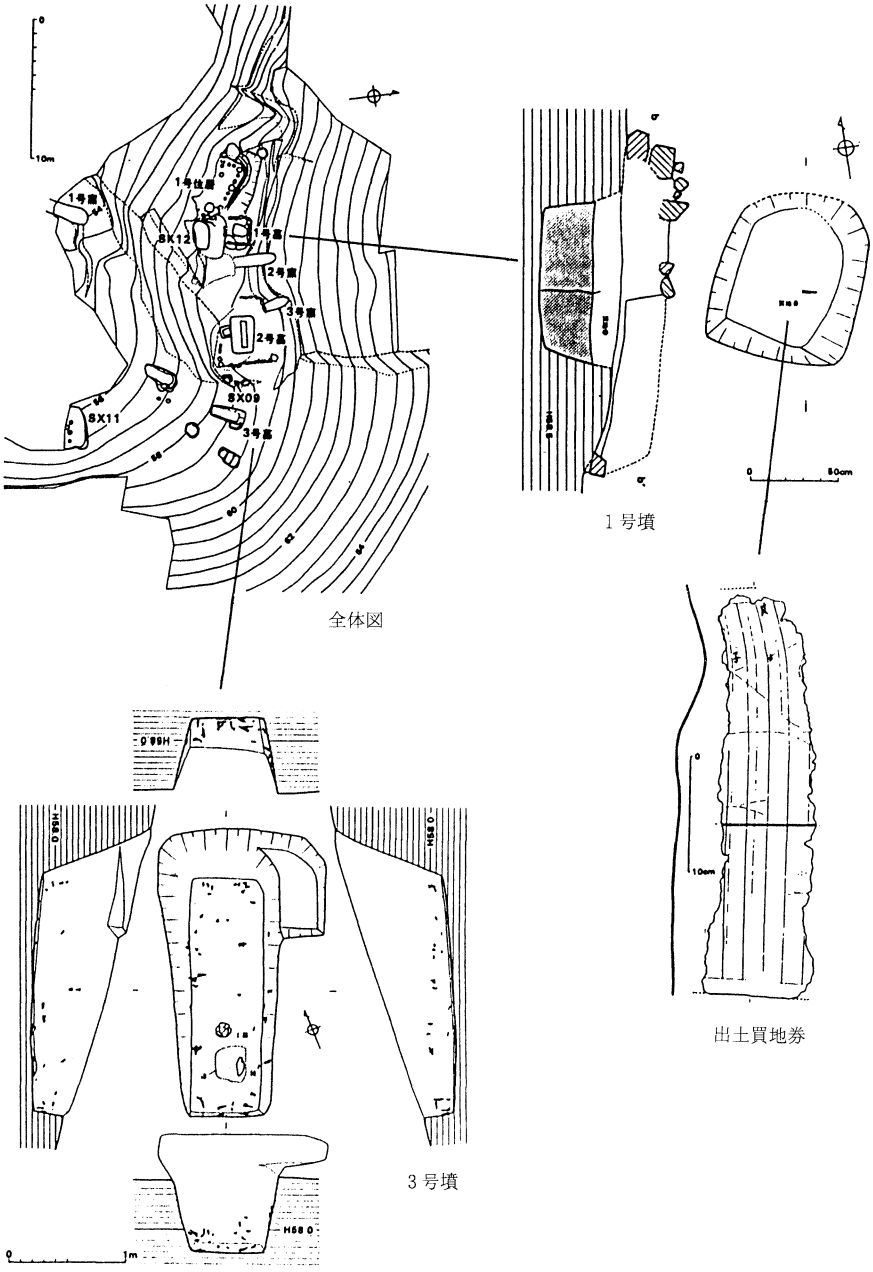


第31図　宮ノ本遺跡

それに対して、受地だいやま遺跡のようなⅢB類の例では、土坑墓が群集している点や、出土遺物から明確な差異が認められないものである。受地だいやま遺跡の土坑墓群は、**その立地から、台地上の集落に居住する集団の構成員がその被葬者達であったと推定される。**同遺跡の

場合、集落跡の住居址群中の土坑墓は、揚櫨木遺跡のような有力な土坑墓とは確認されるものではない。おそらく、その集落の中心的な人物は、前述のⅡ類のように集落外の開発対象地にその墓域を設けていたのではなかろうか。なお、受地だいやま遺跡の墓坑群は、集落内でも有力な集団の構成員の墓坑である可能性が高い。その中心的な人物の埋葬は想定できないとしても、集団自体は他の集団よりも有力であることから、墓坑からは灰釉陶器などの遺物が出土しているのであろう。

それでは、受地だいやま遺跡に対応する例が畿内にも認められるであろうか。ここで、同様に対応する遺跡を挙げることはできないものの、一般的な庶民の葬送の例としては、西口氏の指摘された「群集土坑墓」や（西口1990)、勝田氏の検討された河原等を利用した遺骸の遺棄（勝田1987）などが知られている。集落の一般的な構成員の葬送は、土坑内に遺骸を埋葬するか、或は遺骸を遺棄することで処理するといった簡単なものであったのだろう。

そのような、群集する土坑墓の例は、時間的な幅があるが、先に挙げた東北地方の例や西口氏の検討例等がある。また、９～12世紀代の土坑墓が群在している太宰府町君畑遺跡のように、福岡市など九州地方北部においても多数の土坑墓が確認されている（高倉他1983)。そうしたことからすれば、古代においては、**ほぼ土葬が在地社会においては一般的な存在であったことが窺え、先の史料の検討から得られた庶民の葬送の実態とも符合するものである。**

ところで、６章での検討において記したように、ⅢＡ類の遺跡例は10世紀代のものが比較的多い点が特徴である。その一方、Ⅰ・Ⅱ類としたものは、概ね９世紀代程度までのものであり、それ以降は少なくなる。また、関東地方においては、10世紀から11世紀代における骨蔵器が少ない点が指摘されていることからも、東国での火葬の盛行がほぼ９世紀代までということになる。そして、先のⅢＡ類の被葬者が、集落内の土地利用に主体的に関与するような世帯共同体の中心的な人物であるということは、その被葬者の性格からして、Ⅱ類とした遺跡例の場合とⅢＡ類が同様の性格を有していたことを窺わせる。**Ⅱ類の火葬墓は、墓制として定着したものから生み出されたものではなく、律令制の後退につれて急速に消滅に向かったものである。つまり、その時期が概ね９世紀末から10世紀代前半にあたるということで、その時期にⅠ・Ⅱ類（火葬墓）からⅢＡ類（土坑墓）への転換が図られたものと想定出来る。東国において、11・12世紀の骨蔵器が極端に少ないのも同様の理由によるのであろう。**ⅢＡ類の墓域は、もはや、集落から離れた開発対象地に設定される必要がなくなり、集落に近接する形で営まれるように変化したのであろう。また、先に検討した茨城県鹿の子Ｃ遺跡や秋田県湯の沢Ｆ遺跡は、いずれも10世紀代の土坑墓群であるが、副葬品の有無や土坑の施設などから墓坑間の格差が認められるものであった。Ⅱ類とした墓域は、中核を占める火葬墓と従属的な土坑墓から構成されており、そうした構造が、ⅢＡ類では、その中核を土坑墓が占めるように変化したのであろう。

## 9．検討の総括と今後の課題

以上、関東地方の墳墓確認遺跡を中心に検討を加え、その墓域の性格と被葬者像の推定を行ってきた。検討が、古墳時代からの墓制の変遷に及んだこともあって、大変に長大なものとなってしまった。そこで、やや煩雑ではあるものの、前章までの検討の要旨をまとめたうえで、その検討から得られる結論について記し、かつ今後の課題に触れたうえで擱筆したいと思う。

### 9－1　前章までの検討の要旨

ここでは、前章までの検討の概要について改めて纏める。まず、研究史の総括から3点の課題を設定した。それは、①火葬普及の度合の検討、②墳墓確認遺跡の性格とその被葬者像の推定、③古墳時代からの墓制の展開、である。

そうした3点の課題に対する史料からの検討では、①天皇・貴族層には火葬は葬法として一般化せず、火葬が定着するのは11世紀以降であること。それも総ての人が火葬によったものではないこと。②庶民層では、火葬はまったく定着していないこと。③そうした喪葬のあり方は、階層毎に追及する必要があること。在地社会においても、一般的な庶民と「富豪層」などは区別が必要なこと。④従って、古代の社会一般として、火葬は定着していたとはいい難いこと、の4点が理解された。そのうち、①の点に関しては、先の黒崎氏の検討（黒崎1980）を確認するものとなった。また、天皇喪葬を規範として墓制の変転に左右される貴族層の喪葬、という氏の指摘がきわめて重要な視点を含んでいることが確認された。

次に、古代東国における墳墓確認遺跡の検討と分類を行った後に、古墳時代からの墓制の展開、主として群集墳からの墓制の展開を検討した。まず、①東国の群集墳では、8世紀代までその利用が続いたものが予想以上に多いこと。②群集墳のあり方から、7世紀前半頃に喪葬に変化があったこと。その変化は、「世代内追葬」→「世代間追葬」とも呼ぶべきものであり、世帯共同体の家長的な中心人物のみが石室墳に埋葬されるようになったこと、の2点が推定された。次に、

**ⅠA類　火葬墓のみが群集している遺跡。**

**ⅠB類　火葬墓が単独で確認された遺跡。**

**Ⅱ類　火葬墓と土坑墓がともなって墓域を構成している遺跡。**

**Ⅲ類　土坑墓のみが確認された遺跡（そのうち、集落内に単独で土坑墓が存在するⅢA類と、集落外に群集して存在するⅢB類の2類が認められた）。**

というように類型化された墳墓確認遺跡の検討を行った。検討の結果、

**ⅠA類　群集墳の墓制の流れを汲む「家長」の墓の累積、その営墓集団は有力な世帯共同体。**

**ⅠB類　ⅠA類から派生した、土地の開発や私的領有を目的として開発地に進出したもの。**

**Ⅱ類　やはりⅠA類から派生したもので有力な世帯共同体の家族墓。土地の開発や私的領有を目的とする他、免租や叙位をも射程に収めていた可能性がある。中心的な被葬者には、「家長」として男性と女性が認められる。**

**ⅢA類　集落を構成する集団の中核となる人物を被葬者とする。Ⅰ・Ⅱ類から変遷したものが含まれる。**

**ⅢB類　集落を構成している集団の、一般的な構成員。ないし、庶民層。**

というような、結果を得ることが出来た。

ここで検討の対象としたのは、主として古代東国の例であった。実際の問題として、古代東国の墳墓の総てが、上の3類で網羅できるものではなかろう。しかし、古代東国の在地社会において展開した墳墓の相当の部分が、上記の分類で説明できるものと考えている。また、その基本的な墓域の構造は、東国に限らず、全国の在地社会においても適応できるのではないかと予測している。

最後に、小稿における検討の結論を、模式図にして示せば以下の通りである。

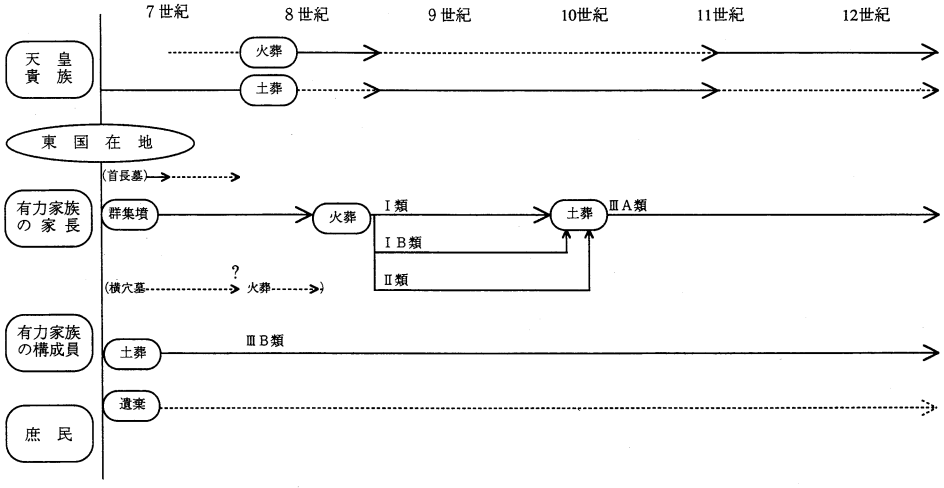


第32図　古代墓制模式図

## 9－2　派生する問題点

それでは、前節に纏めたような結論からは、どの様な問題点が派生するであろうか。様々な問題点が挙げられるが、ここでは、その数点に絞って触れておきたい。

まず、火葬墓の確認そのものだけでは、火葬が普及していたとはいい難く、現状では、古代において全国的に火葬が普及していたとの位置づけ（白石1975）には、否定的にならざるを得ない。おそらく、庶民層も含めた社会全体に火葬が普及するのは、近代以降のことであろう。また、墳墓確認遺跡の展開の様相から判断して、古代の在地社会においては「墓」の存在が必ずしも一般的なものではなかったものといえよう。

そして、貴族層の喪葬が、天皇喪葬を規範として墓制の変転に左右され、土葬と火葬が混在していたという状況は、庶民層の墓制が一貫して土葬である点とは、全く対象的なことであった。そこから窺えることは、本来保守的なものであると想定される墓制にあっては、在地社会から乖離しているものほど、特異なものであり変化もしやすいのではないかということである。

次に、墓や喪葬は、死者のために存在するものではないということである。墓や喪葬は、その葬送実施者の意志や宗教的背景によって左右される部分も少なくないであろうが、その一方、死者を葬るのは生者であり、墓や葬送はその社会的規範に大きく制約されている。小稿の冒頭に挙げた『お葬式』においても、登場人物達は、父親の葬式を、世間から笑われないように、後ろ指を指されないように執り行おうとして、世間体を気にして汲々としているのである。そうしたあり方の葬儀が、死者のためのものであるといえようか。墓や葬式が死者を偲ぶためのものであるなら、多様なあり方があっても良いのではなかろうか。

また、そもそも、こうした点を正面から取り上げること自体に、眉をひそめる人もいるだろう。しかし、こうした葬送にかかわる問題をタブー視し、世間体や社会通念に従おうとするだけで良いのであろうか。

例えば、現代の都市圏では、墓地の不足や墓地の価格の高騰が大きな社会問題となっている。いわば、死後の住宅難である。都市では、用地の限りがあるわけで、墓地問題の根本的な解決は、従来からの伝統的な喪葬に対する意識の変革に求めざるを得ないであろう。人は死んだら墓にはいるものだ、という価値観の転換である。そうした動きとして、近年、「自然葬」という一種の散骨が注目を集めている（安田1992）。故人を偲ぶ気持ちは、本来、生者の心の中にあるのであって、必ずしも墓が必要ではない、というのである。

もとより、ここで、そうした問題に対しての結論があるわけではない。しかし、そうした点について考えていくうえで、過去の喪葬のあり方を知ることは、無意味ではなかろう。「死をみつめることは、生をみつめること」などと言われることがよくあるが、喪葬のあり方をみつめることは、私達の社会のあり方を見いだすことの一助となるであろう。

## 9－3　終わりに

以上、大変長々と、文章を連ねてしまった。「論文は長ければ良いというものではない」のは正論である。これも、ひとえに「この論集を厚い立派なものにしたい」、という一念から出たもので、その点を斟酌されて御寛容頂ければ幸甚である。

小稿を草するのにあたり、次の多数の方々に御教示頂き、また、お世話になりました。謝意を表し、また、御厚意に応えられない内容のものしかできなかったことをお詫びしたいと思います。

秋元陽光、市毛美津子、市橋一郎、内山敏行、大金宣亮、大澤伸啓、大谷　徹、大橋泰夫、金箱文夫、上野川　勝、鬼頭清明、木村　等、倉田　英、黒澤春彦、小渕良樹、駒見和夫、駒見佳容子、小森哲也、小森紀男、斉藤　弘、桜岡正信、進藤敏雄、鈴木一男、関口　満、田熊清彦、田代　隆、田中広明、玉口時雄、津野　仁、寺内博之、中村享史、中山　晋、萩原恭一、橋本澄朗、宮瀧交二、柳沼賢治、矢島俊雄、梁木　誠、山田常雄、吉田健司、渡辺　一、

（1993年１月５日稿了）

※　なお、挿図については、各報告書等から改図転載させて頂いた他、以下の図版については次の文献から改図転載させて頂きました。

| | |
|---|---|
| 第３図 | 拙稿1990Ｂより。 |
| 第５図坂東谷遺跡 | 村田・増子1990より。 |
| 第７図 | 橋口1985より。 |
| 第12図宮田遺跡 | 原口1982より。 |
| 第12図揚櫨木遺跡 | 拙稿1988より。 |
| 第25図 | 市毛1988・拙稿1992より。 |

## 註

（1）　管見においては、以下のものが見いだされた。（大石1990）（堅田1991）（小野1991）（中西1991）（古瀬1991）。

（2）　（拙稿1990A）。

（3）　例としては、以下のものが挙げられる。（長谷川1983）（長谷川1987）（長谷川1990）（橋口1985）（小林1986）

（4）　前掲（2）。以下、前稿と称する。

（5）　例としては、以下のものが挙げられる。（田中1978）（栗原1979）（服藤1991）

（6）　例としては、以下のものが挙げられる。（柴田1983）（石川1988）

（7）　例としては、（白石1975）において、奈良時代以降の火葬の一般化が説かれている。

（8）　代表的な論稿として間壁氏のものをあげた。（間壁1981）

（9）　国史大系本『続日本紀』。以下、文章ないし表の出典は同じ。

（10）　国史大系本『日本後紀』『日本紀略』

（11）　国史大系本『続日本後紀』

（12）　国史大系本『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』

（13）　国史大系本『日本紀略』
改定史籍集覧『西宮記』

（14）　国史大系本『扶桑略記』

（15）　松村博司1969　『栄華物語全注釈』　角川書店

（16）　国史大系本『百錬抄』
史料大成『兵範記』

（17）　『明月記』　国書刊行会

（18）　寧楽遺文『家伝』

（19）　国史大系本『公卿補任』

（20）　岩波古典文学大系『日本霊異記』

（21）　平安遺文『寺門伝記補録』

（22）　岩波古典文学大系『大鏡』

（23）　改定史籍集覧『一代要記』

（24）　国史大系本『本朝世紀』

（25）　史料大成『中右記』『台記』

（26）　史料大成『権記』

（27）　史料大成『小右記』

（28）　史料大成『左経記』

（29）　『玉葉』　名著刊行会

（30）　国史大系本『令義解』『令集解』

（31）　仁井田陞　『唐令拾遺』　東京大学出版会　1933

(32)　国史大系本『律』
(33)　『唐律疏議』　中華書局出版　1983
(34)　国史大系本『類聚三代格』
(35)　中田祝夫　1969　『東大寺風誦文稿の国語学的研究』　風間書房
(36)　岩波古典文学大系『今昔物語集』
(37)　岩波古典文学大系『宇治拾遺物語』
(38)　『餓鬼草子』日本の絵巻７　中央公論社　1987
(39)　『二ノ谷遺跡』　1988　栃木県文化振興事業団
(40)　『市原市菊間遺跡』　1974　千葉県都市公社
(41)　(福田1988)。
(42)　『京葉』　千葉県都市公社　1973
(43)　『日野市埋蔵文化財発掘調査輯報Ⅱ』　日野市遺跡調査会　1986
(44)　『佐倉市大作遺跡』　千葉県文化財センター　1990
(45)　『三沢古墳群Ⅰ』　小郡市教育委員会　1990
(46)　『青木遺跡発掘調査報告Ⅲ』　青木遺跡調査会　1978
(47)　『あじき台遺跡』　あじき台遺跡調査団　1983
(48)　『岩坂大台遺跡』　千葉県文化財センター　1983
(49)　『日野市遺跡調査会年報Ⅱ』　日野市遺跡調査会　1979
(50)　『横浜市埋蔵文化財調査報告書』　横浜市埋蔵文化財調査団　1968
(51)　『坂東谷遺跡』　坂谷東遺跡発掘調査団　1987
(52)　『常陸赤塚』　国道50号水戸バイパス埋蔵文化財発掘調査会　1983
(53)　『自治医科大学周辺地区昭和61年度埋蔵文化財発掘調査概報』
　　栃木県文化振興事業団　1987
(54)　『宇津木台遺跡群Ⅲ』　八王子市宇津木台地区遺跡調査会　1983
(55)　『下山遺跡Ⅰ』　世田谷区遺跡調査会　1982
(56)　『港北ニュータウン地域内文化財調査報告Ⅳ』　横浜市埋蔵文化財調査委員会　1974
(57)　『細山代官山遺跡』　日本窯業史研究所　1984
(58)　『潮見台遺跡』　中央公論美術出版　1972
(59)　『川島谷遺跡群Ⅰ』　町田市小田急野津田・金井団地内遺跡調査会　1984
(60)　『青山史学』４　青山大学文学部史学科研究室　1975
(61)　『日本窯業史研究所年報Ⅱ』　日本窯業史研究所　1983
(62)　『竜角寺ニュータウン遺跡群』　竜角寺ニュータウン遺跡調査会　1982
(63)　『多古工業団地内遺跡群』　千葉県文化財センター　1986
(64)　『本郷台Ⅰ』　本郷台遺跡調査団　1979
(65)　『加地区遺跡群Ⅰ』　流山市教育委員会　1989
(66)　『叺原遺跡』　川口市教育委員会　1985
　　『叺原遺跡・考察編』　川口市教育委員会　1987

(67)　『児沢北遺跡』　埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団　1991
(68)　土浦市教育委員会　黒澤春彦・関口満氏に御教示頂いた。
(69)　『揚櫨木遺跡』　狭山市教育委員会　1986
　　(拙稿1988)
(70)　『下佐野遺跡Ⅱ地区』　群馬県埋蔵文化財調査事業団　1986
(71)　『奈良地区遺跡群Ⅰ受地だいやま遺跡』　奈良地区遺跡調査団　1986
(72)　『布佐・余間戸遺跡』　我孫子市布佐・余間戸遺跡調査会　1981
(73)　前掲（42)。
(74)　『鹿の子Ｃ遺跡』　茨城県教育財団　1983
(75)　『母畑地区遺跡発掘調査報告21』　福島県文化財センター　1986
(76)　『母畑地区遺跡発掘調査報告Ⅴ』　福島県文化財センター　1980
(77)　『阿弥陀壇』　郡山市教育委員会　1979
(78)　『下草古城跡ほか』　宮城県教育委員会　1992
(79)　『秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書』　秋田市教育委員会　1984
　　『秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書』秋田市教育委員会　1986
(80)　例として、以下のものが挙げられる。(石田他1975)
(81)　『日本古代の墓誌』　奈良国立文化財研究所飛鳥資料館　1977
(82)　例として、以下のものが挙げられる。(渡辺1983)（木對1987)
(83)　例として、以下のものが挙げられる。(石部1980)
(84)　（近藤1952）以降、多数の研究が挙げられる。小稿では、ごく一般的な定説に従った。
(85)　例として、以下のものが挙げられる。(石部1992)
(86)　前掲（82)。
(87)　『田辺古墳群・墳墓群発掘調査概要』　柏原市教育委員会　1987
　　『墓尾古墳』　東大阪市教育委員会　1971
　　(花田1988)
(88)　『君津広域水道用水供給事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』
　　千葉県文化財センター　1980
(89)　新釈漢文大系『史記（世家下)』7　明治書院　1982
(90)　和刻本正史『後漢書』　汲古書院
(91)　『高麗史』　国書刊行会
(92)　『高井田横穴群Ⅱ』　柏原市教育委員会　1987
(93)　『宮ノ本遺跡』　太宰府町教育委員会　1980

## 引用・参考文献


青木　豊・山本哲也　1991　「千葉県袖ヶ浦町文脇遺跡出土の和鏡について」　『國學院大学考古学資料館紀要』7　國學院大学考古資料館

石川日出志　1988　「縄文・弥生時代の焼人骨」　『駿台史学』74　駿台史学会

石田茂作他　1975　『墳墓』新版仏教考古学講座7　雄山閣

石部正志　1980　「群集墳の発生と古墳文化の変質」　『朝鮮三国と倭国』東アジア世界における日本古代史講座4　学生社

石部正志　1992　「群集墳論」　『古墳の造られた時代』古墳時代の研究12　雄山閣

石村喜英　1974　「火葬墓」　『考古学ジャーナル』100　ニューサイエンス社

五十川伸矢　1981　「平安京・中世京都の葬地と墓制」　『京都大学構内遺跡調査研究年報1980年度』　京都大学埋蔵文化財研究センター

市毛美津子　1988　「律令時代における火葬墓と蔵骨器の様相」　『婆良岐考古』10　婆良岐考古同人会

宇佐美義春　1991　「千葉県における奈良・平安時代の墳墓と墓域（1）」　『日本考古学研究所集報』13　日本考古学研究所

宇野隆夫　1979　「鴨東の開発」　『京都大学構内遺跡調査研究年報1978年度』　京都大学埋蔵文化財研究センター

大石雅章　1990　「平安期における陵墓の変遷」　『日本古代葬制の考古学的研究』　大阪大学文学部考古学研究室

大塚初重他　1992　『東国における古墳の終末』国立歴史民俗博物館研究報告第44集　国立歴史民俗博物館

岡野慶隆　1978　「奈良時代における氏墓の成立と実態」　『古代研究』16　元興寺文化財研究所

岡安光彦　1987　「東国における群集墳造営の画期とその歴史的意義」　『古墳文化研究会　研究発表討論会発表要旨　関東・東北地方の群集墳』　古墳文化研究会

岡安光彦　1990　「東北地方の群集墳造営年代をめぐる諸問題」　『日本考古学協会第56回総会研究発表要旨』　日本考古学協会

小野一之　1991　「聖徳太子墓の展開と叡福寺」　『日本史研究』342　日本史研究会

堅田　修　1991　「王朝貴族の喪葬」　『古代学研究所　研究紀要』1　古代学協会

勝田　至　1987　「中世民衆の葬制と死穢」　『史林』70－3　史学研究会

勝田　至　1988　「中世の屋敷墓」　『史林』71－3　史学研究会

河音能平　1971　「日本令における戸主と家長」『中世封建制成立史論』　東京大学出版会

木對和紀　1987　「房総における改葬系区画墓の出現期」　『市原市文化財センター研究紀要』1　市原市文化財センター
鬼頭清明　1986　「稲春女考」　『日本霊異記－土着と外来』　三弥井書房
木下密運　1986　「中世の墳墓」　『日本歴史考古学を学ぶ（中）』　有斐閣
栗原　弘　1979　「平安中期の入墓規定と親族組織」　『京都地域史の研究』　国書刊行会
黒崎　直　1980　「近畿における８・９世紀の墳墓」　『研究論集』6　奈良国立文化財研究所
黒崎　直　1991　「奈良時代墳墓の構造とその性格」　『律令制祭祀論考』　塙書房
小林　克　1986　「平安時代火葬墓の性格とその背景」　『史叢』37　日本大学史学会
近藤義郎他　1952　『佐良山古墳群の研究』第１冊　津山市
斉藤　忠・杉山博久　1983　『日本横穴地名表』　吉川弘文館
斉藤時忠　1958　「霊異記に見られる火葬に就いて」　『歴史考古』2　歴史考古学研究会
斉藤　弘　1990　「足利市明神山古墳群の築造年代について」『唐沢考古』9　唐沢考古会
笹生　衛　1986　「有吉北貝塚における中世土壙墓とその出土遺物」　『研究連絡紙』15・16　千葉県文化財センター
柴田　稔　1983　「横穴式木芯粘土室の基礎的研究」『考古学雑誌』68－4　日本考古学会
白石太一郎　1975　「考古学より見た日本の墓地」　『墓地』　社会思想社
白石太一郎　1982　「畿内における古墳の終末」　『国立歴史民俗博物館研究報告』第１集　国立歴史民俗博物館
鈴木敏弘　1989　「赤羽台横穴墓群の提起する諸問題」　『赤羽台遺跡』　東北新幹線赤羽地区遺跡調査会調査団
関川尚功　1978　「群集墳をめぐる諸問題」　『桜井市外鎌山北麓古墳群』　奈良県立橿原考古学研究所
関口裕子　1980　「日本古代の家族形態と女性の地位」　『家族史研究』2　大月書店
拙稿　1988　「古代集落遺跡出土の墨書土器－埼玉県揚櫨木遺跡の検討－」　『古代集落遺跡の諸問題』　玉口時雄先生古稀記念事業会
拙稿　1990Ａ「古代東国における墳墓の一様相」『白山史学』26　東洋大学白山史学会
拙稿　1990Ｂ「研究ノート　地下式土坑墓の一様相」　『栃木県考古学会誌』12　栃木県考古学会
拙稿　1992　「下都賀郡石橋町下石橋出土の骨蔵器について」　『栃木県考古学会誌』14　栃木県考古学会
高倉洋彰他　1983　「福岡県の古墓」　『第13回埋蔵文化財研究会　古代・中世の墳墓につい

て』　埋蔵文化財研究会
田中新史　1985　「古墳時代終末期の地域色」　『古代探叢Ⅱ』　早稲田大学出版部
田中久夫　1975　「文献にあらわれた墓地」　『墓地』　社会思想社
田中久夫　1978　『祖先祭祀の研究』　弘文堂
津金澤吉茂　1991　「古代の墓制」　『群馬県史』通史編２原始古代２　群馬県
戸田芳実　1967　『日本領主制成立史の研究』　岩波書店
中西康裕　1991　「日本古代の陵墓観」　『古代文化』43－１　古代学協会
新納　泉　1983　「装飾付大刀と古墳時代後期の兵制」　『考古学研究』119　考古学研究会
西口陽一　1990　「畿内の群集土坑墓」　『考古学研究』145　考古学研究会
橋口定志　1985　「平安期火葬墓の性格について」　『生活と文化』１　豊島区郷土資料館
橋本澄朗　1984　「下野の蔵骨器について」　『栃木県立博物館紀要』１　栃木県立博物館
長谷川厚　1983　「歴史時代墳墓の成立と展開（１）」『古代』75・76　早稲田大学考古学会
長谷川厚　1987　「歴史時代墳墓の成立と展開（２）」　『古代』84　早稲田大学考古学会
長谷川厚　1990　「歴史時代墳墓の成立と展開（３）」　『古代』88　早稲田大学考古学会
長谷川厚　1991　「横穴墓の終末時期について」　『関東横穴墓遺跡検討会資料』　茨城県考古学協会
花田勝広　1988　「律令制の確立にみる葬地の変革」　『信濃』40－４　信濃史学会
原口正三　1977　「古代・中世の集落」　『考古学研究』92　考古学研究会
原口正三　1982　「大阪府高槻市宮田遺跡再論」　『考古学論考』　平凡社
福田　誠　1988　「千葉寺地区鷲谷津遺跡Ｂ区において検出された合口甕棺墓について」『研究連絡紙』22　千葉県文化財センター
服藤早苗　1991　「墓地祭祀と女性」　『家成立史の研究』　校倉書房
深澤克友　1988　「竜角寺古墳群研究の変遷と意義」　『千葉県立房総風土記の丘年報』11　千葉県立房総風土記の丘
古瀬奈津子　1991　「“国忌”の行事について」　『古代文化』43－５　古代学協会
間壁葭子　1981　「岡山県下奈良・平安期墳墓に見る二・三の問題」　『倉敷考古館研究集報』16　倉敷考古館
間壁葭子　1982　「８世紀における古墳の継続使用について」　『倉敷考古館研究集報』17　倉敷考古館
水野正好　1970　「群集墳と古墳の終焉」　『古代の日本』５　角川出版
村田文夫・増子章二　1980　「南武蔵における古代火葬骨蔵器の一様相」　『川崎市文化財調査集録』15　川崎市教育委員会

村田文夫・増子章二　1990　「南武蔵における古代火葬骨蔵器の基礎的研究（上）」　『川崎市民ミュージアム紀要』2　川崎市民ミュージアム
村田文夫・増子章二　1991　「南武蔵における古代火葬骨蔵器の基礎的研究（下）」　『川崎市民ミュージアム紀要』3　川崎市民ミュージアム
森　郁夫　1970　「日本各地の墳墓－近畿」　『墳墓』新版仏教考古学講座7　雄山閣
森　浩一　1970　「古墳時代後期以降の埋葬地と葬地」　『古代学研究』57　古代学研究会
森岡秀人　1983　「追葬と棺体配置」　『考古学論叢』　関西大学考古学研究室
森本　徹　1991　「火葬墓と火葬遺構」　『大阪文化財研究』2　大阪文化財センター
安田睦彦　1992　『お墓がないと死ねませんか』岩波ブックレット262　岩波書店
山田邦和・鋤柄俊夫　1985　「京都府下における横穴式石室の再利用」　『下司古墳群』　同志社大学校地学術調査委員会
山内紀嗣　1988　「天理市岩屋谷の古墓をめぐって」　『天理大学学報』157 天理大学学術研究会
義江明子　1989　「刀自考」　『史叢』42　日本大学史学会
和田　萃　1969　「殯の基礎的考察」　『史林』52－5　史学研究会
和田　萃　1976　「都城と葬地」　『古代国家の形成と展開』　吉川弘文館
渡辺修一　1983　「群小区画墓の終焉期」　『研究連絡紙』6　千葉県文化財センター
渡辺修一　1985　「“群小区画墓”の終焉期（2）」　『研究連絡紙』14　千葉県文化財センター
渡辺康弘　1988　「古墳時代の終わり」　『溯航』6　早稲田大学大学院文研考古談話会

**補註**

脱稿後、以下の文献（菅原1993）に接し、「節婦」についての研究があることが知られた。

そうした研究では、「節婦」の表彰という政策は、実態は明確ではないものの、ある程度の実施を想定されている。

一方、武田氏は、「節婦」の記載では造墓を伴うものであるのに対して、庶民の葬送においては遺骸の遺棄が一般的で造墓はなかったとして、「節婦」記事の大半を潤色とされている。また、増尾氏は、六国史にみえる「孝子」の検討から、「孝子」「節婦」の表彰記事を潤色とされている。

しかし、本文中で触れたように、在地の有力農民層は、実際には造墓を伴う葬送を実施したと推定される。一口に庶民といっても、そうした「富豪層」などが含まれているわけで、実際、「節婦」記事の主役はそうした人達が担っていた可能性が高い。従って、少なくとも、造墓の有無という点のみからは、「節婦」記事を潤色とは断定出来ないように思われる。この点については今後の課題としたい。

曾我部静雄　1946　「日唐令に見ゆる孝子順孫の条文について」『史学雑誌』56－7　史学会

曾我部静雄　1974　「日唐の詔勅に見える節婦の旌賞」　『史林』57－2　史学研究会

菅原征子　1977　「節婦考」　『日本歴史』349　吉川弘文館

武田佐知子　1980　「律令国家による儒教的家族道徳規範の導入」　『古代天皇制と社会構造』　校倉書房

増尾伸一郎　1989　「孝子〈衣縫造金継女〉伝承考」　『史聚』24　駒沢大学大学院史学会

小原　仁　1990　「転女成仏説の受容について」　『日本仏教史学』24　大正大学史学研究室日本仏教史学会

菅原征子　1993　「節婦孝子の表彰と庶民の女性像」　『歴史評論』517　歴史科学協議会

（1993．4．21）

**補註２）**

補註追加の後、以下の文献に接した。小稿とは見解が異なる部分も認められた。

佐藤竜馬　1993　「讃岐における古代の火葬墓」　『研究紀要』1　香川県埋蔵文化財調査センター

冨永樹之　1993　「奈良平安時代の墓制」　『神奈川県の考古学の問題点とその展望』　神奈川県埋蔵文化財センター

（1993．6．4）

研究紀要　第１号

発　　行　平成４年３月31日

編集・発行　財団法人　栃木県文化振興事業団
埋蔵文化財センター

〒329-04
栃木県下都賀郡国分寺町大字国分乙 474
TEL 0285-44-8441
FAX 0285-44-8445

印　　刷　株式会社　松井ピ・テ・オ・印刷